

# **史跡寺町廃寺跡保存活用計画**

令和 6 年(2024) 3 月

**三次市教育委員会**



## 序 文

三次市は、中国地方のほぼ中央部に位置し、山陽と山陰を結ぶ交通の要衝地として発展してきました。こうした地理的な特徴から、市内には5つの国指定の史跡をはじめ数多くの文化財があります。

史跡寺町廃寺跡は、飛鳥時代から平安時代まで存続したとみられる古代の地方寺院跡で、昭和59年(1984)5月25日には、中国地方の仏教文化を解明する上で欠くことのできない遺跡として、窯跡である大当瓦窯跡と合わせて国史跡に指定されました。三次市教育委員会では、この史跡寺町廃寺跡を恒久的に保護し、その価値を損なうことなく将来に継承していくため、この度『史跡寺町廃寺跡保存活用計画』を策定しました。本計画の策定にあたっては、令和4年度に「史跡寺町廃寺跡保存活用計画策定委員会」を設置し、2カ年にわたる検討・作業を進めて参りました。今後は本計画に基づき、史跡寺町廃寺跡の確実な保存と有効的な活用に向けた取組に努めて参りたいと考えています。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、貴重な御意見を賜りました和田地区をはじめとした市民の皆様、専門的な視点から御協議をいただきました策定委員会の皆様、御指導・御助言をいただきました文化庁文化財第二課及び広島県教育委員会文化財課の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年(2024)3月

三次市教育委員会 教育長 **迫田 隆範**

## 例　　言

1. 本書は、史跡寺町廃寺跡（寺町廃寺跡、大当瓦窯跡）の保存活用計画である。
2. 本事業は、三次市教育委員会が国庫補助事業（史跡等保存活用計画等策定事業）として、令和4年度(2022)～令和5年度(2023)の2箇年で実施した。
3. 本計画策定にあたっては、文化庁、広島県教育委員会の指導助言のもと、三次市教育委員会が設置した「三次市史跡寺町廃寺跡保存活用計画策定委員会」による協議・検討を経て策定した。
4. 本事業の事務局は、三次市教育委員会事務局文化と学びの課に置いた。
5. 本事業は、計画策定支援業務を株式会社地域計画工房に委託して行った。
6. 本事業は、測量調査（航空レーザー測量）業務をアジア航測株式会社に委託して行った（内容確認を目的とした発掘調査の一環として、令和元年度(2019)に実施）。
7. 本書の編集は、三次市史跡寺町廃寺跡保存活用計画策定委員会において協議、検討した内容をもとに、事務局が行った。

## 凡　　例

1. 「史跡寺町廃寺跡」は、寺町廃寺跡（三次市向江田町）及び大当瓦窯跡（三次市和知町）を合せて国史跡の指定を受けている。よって本書では、両遺跡を合せて表記する場合は「史跡寺町廃寺跡」とし、各遺跡を分けて表記する場合は、各々「寺町廃寺跡」及び「大当瓦窯跡」とする。
2. 大当瓦窯跡の発掘調査は、寺町廃寺跡の第3・4次調査と合わせて実施している。寺町廃寺跡の発掘調査と区別するため、第3次調査は「昭和56年度(1981)調査」、第4次調査は「昭和57年度(1982)調査」と表記した。
3. 図1-2・図2-16・図7-2について、図1-2・図7-2は昭和61年度(1986)に三次市が作成した10,000分の1の「和田地区」の一部、図2-16は国土交通省国土地理院発行の25,000分の1の地形図「三良坂」の一部を各々使用した。

## ～ 目 次 ～

序 文  
例 言  
凡 例

<b>第 1 章 計画策定の前提</b>	<b>1</b>
<b>第 1 節 計画策定の沿革と目的</b>	<b>1</b>
1 計画策定の沿革	1
2 計画策定の目的	2
<b>第 2 節 計画の対象とする範囲</b>	<b>3</b>
<b>第 3 節 計画期間</b>	<b>6</b>
<b>第 4 節 委員会の設置・経緯</b>	<b>6</b>
1 委員会の設置	6
2 計画策定の経緯	7
<b>第 5 節 他の計画との関係</b>	<b>11</b>
1 計画の位置づけ	11
2 上位計画・関連計画の概要	13
<b>第 2 章 史跡寺町廃寺跡を取り巻く環境</b>	<b>17</b>
<b>第 1 節 位置及び交通条件</b>	<b>17</b>
<b>第 2 節 自然環境</b>	<b>19</b>
1 地形	19
2 地質・鉱物	21
3 気象	23
4 植生（植生自然度）	25
<b>第 3 節 社会環境</b>	<b>27</b>
1 人口	27
2 コミュニティ（和田自治連合会）	29
3 産業	30
4 入込観光客数と主要観光資源	31
5 文化財に關係する主な公共施設	33
<b>第 4 節 歴史環境</b>	<b>35</b>
1 三次市の歴史概況	35
2 指定等文化財	42
<b>第 3 章 史跡の概要</b>	<b>48</b>
<b>第 1 節 指定に至る経緯</b>	<b>48</b>
<b>第 2 節 指定の状況</b>	<b>48</b>
1 指定告示	48
2 指定説明文とその範囲	49

3 史跡寺町廃寺跡の調査成果	53
4 指定地の状況	61
<b>第4章 史跡の本質的価値</b>	<b>71</b>
<b>第1節 史跡の本質的価値の明示</b>	<b>71</b>
<b>第2節 構成要素の特定</b>	<b>72</b>
1 構成要素の特定の考え方	72
2 構成要素	74
<b>第5章 史跡の現状・課題</b>	<b>79</b>
<b>第1節 保存（保存管理）</b>	<b>79</b>
1 現状	79
2 課題	81
<b>第2節 活用</b>	<b>83</b>
1 現状	83
2 課題	85
<b>第3節 整備</b>	<b>87</b>
1 現状	87
2 課題	88
<b>第4節 運営・体制の整備</b>	<b>90</b>
1 現状	90
2 課題	90
<b>第6章 史跡の保存・活用の基本理念と方針</b>	<b>92</b>
<b>第1節 史跡の保存・活用の基本理念（目標）</b>	<b>92</b>
<b>第2節 取組の基本方針</b>	<b>92</b>
1 保存（保存管理）の基本方針	92
2 活用の基本方針	93
3 整備の基本方針	93
4 運営・体制の整備の基本方針	93
<b>第7章 史跡の保存（保存管理）</b>	<b>94</b>
<b>第1節 保存（保存管理）の方向性</b>	<b>94</b>
1 ゾーン区分	94
2 史跡指定地の保存管理の方向性	96
3 史跡指定地外（関連計画区域及び史跡周辺ゾーン）における文化財の保存や景観形成の方向性	96
<b>第2節 保存（保存管理）の方法</b>	<b>96</b>
1 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取組方針と取扱基準（史跡指定地）	96
2 史跡の保存管理に関わる措置・対応	103

<b>第 8 章 史跡の活用</b>	105
第 1 節 活用の方向性	105
第 2 節 活用の方法	105
<b>第 9 章 史跡の整備</b>	106
第 1 節 整備の方向性	106
第 2 節 整備の方法	106
1 寺町廃寺跡（史跡指定地）の保存に関わる整備	106
2 寺町廃寺跡（史跡指定地）の活用に関わる整備	106
3 史跡寺町廃寺跡を活用するための条件整備	107
<b>第 10 章 運営・体制の整備</b>	109
第 1 節 運営・体制の整備の方向性	109
第 2 節 運営・体制の整備の方法	109
<b>第 11 章 施策の実施計画の策定・実施</b>	111
第 1 節 施策の実施計画の策定	111
第 2 節 施策・事業の実施への留意事項	111
<b>第 12 章 経過観察</b>	114
第 1 節 経過観察の方向性	114
第 2 節 経過観察の方法	115
1 経過観察の基本的な内容と手順	115
2 経過観察の整理	116
<b>資料編</b>	119
文化財保護法及び関連法令等（抜粋）	121
寺町廃寺跡測量図（等高線図）	137
寺町廃寺跡遺構図（遺構平面図）	139
大当瓦窯跡測量図（等高線図）	141



# 第1章 計画策定の前提

## 第1節 計画策定の沿革と目的

### 1 計画策定の沿革

寺町廃寺跡は、三次盆地の東側、江の川支流の馬洗川と国兼川に挟まれた小盆地に位置する古代の地方寺院跡である。中門から正面をみた場合、西に金堂、東に塔、その背面上には講堂が位置し、7世紀後半に全国的に広がりをみせる「法起寺式」の伽藍配置をもつ。さらに、備後地域北部（広島県北西部）を中心に、安芸地域（広島県）や出雲地域（島根県）、備中地域南部（岡山県）にも分布する「水切り瓦<sup>みずけいわ</sup>」の出土地としてもよく知られている。

我が国最古の仏教説話集『日本靈異記』（正式名：『日本國現報善惡靈異記』）には、備後国三谷郡に建立された「三谷寺」に関する説話が描かれる。寺町廃寺跡は、この「三谷寺」に比定され、寺院建立の経緯と経過がうかがえる日本有数の寺院跡として研究が進められてきた。「三谷寺」との関係が注目される中、昭和12年（1937）には広島県史跡の指定を受け、寺町廃寺跡は県内でも比較的早い段階から保存対策が講じられてきた。

昭和54年（1979）、遺跡周辺にて県営圃場整備が計画されたため、三次市教育委員会（以下「市教委」という。）では、昭和54年度（1979）～昭和57年度（1982）にかけて内容確認を目的とした発掘調査を実施した。その結果、寺町廃寺跡の中枢伽藍は遺存状態が非常に良好で、中国地方の仏教文化の広がりを検討する上で重要な寺院跡として、昭和59年（1984）5月、北西約1.2kmに位置する大当瓦窯跡とともに国の史跡指定を受けた。

その後、平成4年度（1992）～平成5年度（1993）にかけて、史跡指定範囲の用地を公有化し、平成5年度（1993）～平成6年度（1994）には整備基本計画策定委員会を設置した。平成6年度（1994）には『史跡寺町廃寺跡整備基本計画書』を策定したが、本市の社会情勢の変化を受けて、整備事業を一時中断することとなった。

この整備基本計画の策定から約30年が経過した。

この間、市教委では、指定範囲の草刈りや案内板の設置など、史跡の保存と活用に向けた取り組みを進めてきた。しかしながら、史跡寺町廃寺跡を取り巻く状況は日々変化し、山水の流れ込みや根被害に伴う造構への影響が懸念されるなど、山間地に立地する史跡の維持管理における様々な課題が生じており、平成11年（1999）には指定地東南側の法面が部分的に崩壊するといった問題も表面化した。また地元の和田地区からは、事業再開に関する要望が寄せられ、このような状況から、平成29年度（2017）に事業の再開を決定した。

整備事業の再開にあたり、まずは、歴史的・文化的価値を整理するため、5箇年計画で補足の発掘調査と総括報告書の作成に取り組み、令和4年（2022）3月には、『史跡寺町廃寺跡 - 推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書 - 』を刊行した。本報告書以外にも近年の調査研究の進展から、史跡寺町廃寺跡の歴史的・文化的価値はさらに高まりをみせ、今後はその保存と活用を図るための各種計画の策定に取り組む必要がある。

なお、史跡整備に係る国の制度としては、保存と活用を図るために必要な施策・事業の実施計画などを記載した「保存活用計画」の策定が求められている（平成31年（2019）3月、「保存管理計画」から「保存活用計画」に制度が移行。）。

以上で触れてきた現状や取り巻く環境の変化、調査研究の進展、国の法制度を踏まえ、史跡寺町廃寺跡を将来にわたって確実に保存し、有効に活用するため、保存活用計画を策定する。

## 2 計画策定の目的

史跡寺町廃寺跡は、古代の地方寺院跡、あるいは古代の窯跡として良好に遺存しているとはいえる。草木の成長による景観の変化、頻度を増す豪雨や山水の流れ込みに伴う遺構への影響など、史跡の保存における問題点や課題があるとともに、教育・文化面はもとより観光・交流や地域の活性化を含めた更なる活用が求められている。

こうしたことを踏まえ、中・長期的な観点から計画的に史跡寺町廃寺跡の保存・活用の取組が進められるよう、「史跡寺町廃寺跡保存活用計画」(以下「本計画」という。)を策定する。

本計画では、主に寺町廃寺跡を対象にその保存状態や管理の現状と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理した上で、今後の保存・活用に向けた考え方や方針・方法、必要な施策・事業の実施計画などを定める。

ここで示す保存活用計画は、「文化財の個別の状況に応じて、その保存・活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置づけた、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画」(『文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針』最終変更 令和5年3月 文化庁)である。

表1-1 保存活用計画策定までの経緯と経過

年 度	事 項
昭和12年度(1937)	「寺町廃寺跡」として広島県史跡に指定
昭和53年度(1978)	遺跡周辺にて県営圃場整備が計画される
昭和54年度(1979)	第1次発掘調査(対象:寺町廃寺跡)
昭和55年度(1980)	第2次発掘調査(対象:寺町廃寺跡)
昭和56年度(1981)	第3次発掘調査(対象:寺町廃寺跡、大当瓦窯跡)
昭和57年度(1982)	第4次発掘調査(対象:大当瓦窯跡)
昭和59年度(1984)	「寺町廃寺跡」として国史跡に指定
平成4年度(1992)	史跡指定範囲の用地買収
平成5年度(1993)	史跡指定範囲の用地買収 「史跡寺町廃寺跡整備基本計画策定委員会」の設置
平成6年度(1994)	『史跡寺町廃寺跡整備基本計画書』の策定
平成7年度(1995)	整備事業の中止
平成10年度(1998)	案内板・説明板の設置(現状変更)
平成11年度(1999)	指定地東南側法面の一部崩壊に伴う修復工事
平成27年度(2015)	説明板等の改修(現状変更)
平成29年度(2017)	整備事業の再開、事業再開に伴う文化庁協議
平成30年度(2018)	史跡整備に伴う内容確認調査の実施 第5次発掘調査(対象:寺町廃寺跡)(現状変更)
令和元年度(2019)	第6・7次発掘調査(対象:寺町廃寺跡)(現状変更)
令和2年度(2020)	第8次発掘調査(対象:寺町廃寺跡)(現状変更)
令和3年度(2021)	『史跡寺町廃寺跡 - 推定三谷寺跡第1~8次発掘調査総括報告書 - 』刊行

### ※1 水切り瓦

瓦当部の下端が三角形状に尖る軒丸瓦(=屋根の軒先に葺かれる文様瓦)。広島県北部を中心に中国地方に広く分布する。

## 第2節 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、次のように設定する。

保存に関しては、下記に示す主たる計画区域（史跡指定地）について取組の方向性・方法などを明らかにする。また、史跡寺町廃寺跡と同様に和田地区（向江田町）に所在し、関連性が指摘されている上山手廃寺跡（三次市向江田町）を重要関連文化財として位置づける。

次に活用（整備を含む）を中心的に検討する範囲は、主たる計画区域やその周辺（関連計画区域）とする。

さらに、活用については、上記以外の地元の和田地区、三次市全体及び市域外の地域も考慮し、史跡寺町廃寺跡と関連する文化財のネットワークを検討する。

つまり、本計画は、史跡指定地に加え、指定地の周辺における文化財の保存・活用、関係する整備、景観的な調和とともに、市域レベルを含めて史跡寺町廃寺跡との一体的又はネットワーク的な文化財など（地域資源）の活用、更には広域的な連携を目指すものである。

### （1）主たる計画区域：史跡指定地

本計画の中心的な対象は、史跡指定地（寺町廃寺跡、大当瓦窯跡）である。

○寺町廃寺跡（指定面積 9,679.02 m<sup>2</sup>、所在地：三次市向江田町）

○大当瓦窯跡（指定面積 4,196.13 m<sup>2</sup>、所在地：三次市和知町）

### （2）重要関連文化財：上山手廃寺跡（三次市向江田町）

○上山手廃寺跡は、寺町廃寺跡の南西約 1.4 km に所在。寺町廃寺跡と同様、丘陵上の水田にあり、発掘調査の結果、金堂跡及び講堂跡の一部が確認され、ここでも「水切り瓦」が見つかっている。

○寺町廃寺跡と同一郡内に位置すること、また同窓関係にある軒丸瓦が出土したこと、さらにほぼ同じ規模の伽藍が確認されていることなどから、寺町廃寺跡との関係が指摘されている古代の地方寺院跡である。

○国・県とも協議しながら、文化財保護法に基づいた保存に努める。

### （3）関連計画区域

関連計画区域は、史跡指定地と関連づけて、必要に応じて、文化財保護法に基づいた対応、すなわち、分布調査及び試掘調査並びに発掘調査を行うとともに、土地利用や便益施設の整備などを検討する範囲とする。

本計画では、計画期間内に本格的な史跡整備を目指す寺町廃寺跡の周辺、及び周辺との一体的な環境・景観の維持を図る大当瓦窯跡の周辺において設定する。

#### ＜寺町廃寺跡の周辺（史跡指定地外の区域）＞

・範囲は備北広域農道より北側の史跡指定地の近接地とする。

・具体的な範囲は、寺町廃寺跡との関連性を含めた上で検討する。特に寺町廃寺跡の周辺は朝鮮半島南西部（百濟）における寺院跡の立地傾向との関係が検討でき、こういった視点も踏まえる。

・調査の結果、関連性が捉えられた場合は、指定範囲の拡大などの保存対策を検討する区域と考える。

・遺構が確認された場合は、その保存を図るとともに、隣接地などとの関係や土地利用・施設整備などを検討する。（現況は田園集落（農地、宅地・農家住宅など）、北側一部は山林）

#### <大当瓦窯跡の周辺（史跡指定地外の区域）>

- 昭和 56 年度(1981)～昭和 57 年度(1982)に磁気探査及び発掘調査を実施し、寺町廃寺跡に瓦を供給した窯跡と明らかになる。昭和 59 年度(1984)、寺町廃寺跡とともに「史跡寺町廃寺跡」として史跡に指定される。寺町廃寺跡と同様、史跡指定範囲は文化財保護法に基づいた適切な保存と活用を図る必要がある。
- 指定地周辺での開発計画に対しては、必要に応じた考古学的調査（分布調査・発掘調査）を実施する。その結果、大当瓦窯跡との関連性が捉えられた場合は、指定範囲の拡大などを検討する区域と考える。（現況は田園集落（農地、宅地・農家住宅等）、山林）
- 農地や山林の保全（維持管理）を基本として、史跡指定地と調和した環境・景観の維持に努める。

#### (4) 上記以外の検討範囲

##### ○和田地区（上記以外）の範囲

- 史跡と関連づけた文化財の保存・活用及びその他地域資源の活用を促進。

##### ○上記以外の市域等

- 計画の策定においては、上記の範囲以外（上記の範囲以外の市域全体）における文化財や関係する資料館なども考慮し（調査・検討の対象）、史跡寺町廃寺跡とのネットワーク的な文化財など（地域資源）の活用を検討する。
- 市域外における寺町廃寺跡と関連する文化財の所在する自治体・地域、及び博物館などの連携・交流も考慮する。

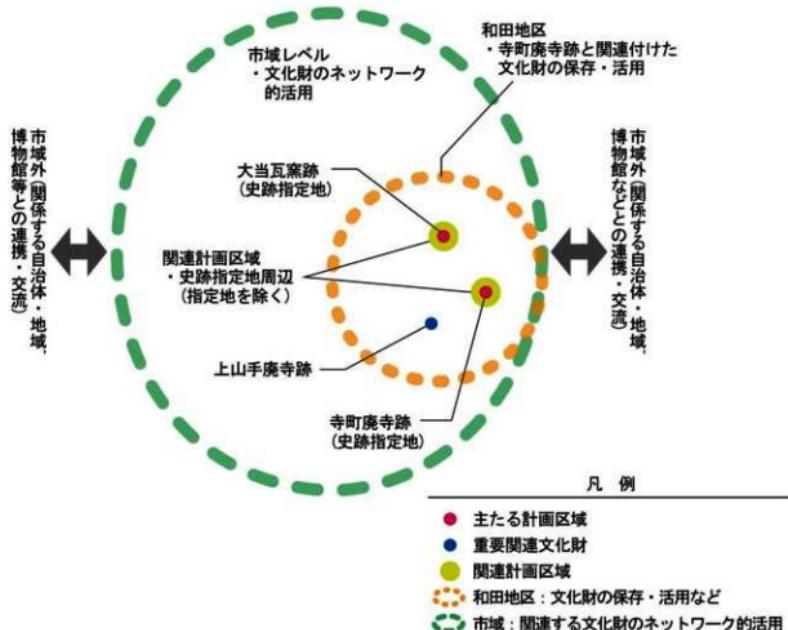


図 1-1 計画の対象とする区域



図1-2 主たる計画区域と関連計画区域等

### 第3節 計画期間

令和6年(2024)4月1日から令和16年(2034)3月31日までの10箇年とする。

### 第4節 委員会の設置・経緯

#### 1 委員会の設置

本計画は、「三次市史跡寺町廃寺跡保存活用計画策定委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、委員会での協議・意見を踏まえるとともに、文化庁、広島県教育委員会(以下「県教委」という。)の助言指導のもと、令和4年度(2022)及び令和5年度(2023)の2箇年において策定した。

三次市史跡寺町廃寺跡保存活用計画策定委員会 委員名簿

名前	所属	摘要
1 加藤 光臣	三次市文化財保護委員会 委員長	日本考古学 本委員会 委員長
2 松下 正司	比治山大学 名誉教授	日本考古学 本委員会 副委員長
3 亀田 修一	岡山理科大学 名誉教授	東アジア考古学
4 花谷 浩	出雲弥生の森博物館 館長	日本考古学
5 西別府 元日	広島大学 名誉教授	歴史学(古代)
6 藤田 盟児	奈良女子大学 教授	建築意匠学
7 内田 和伸	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部部長／ 文化遺産部遺跡整備研究室室長(兼務)	史跡整備、造園学

#### オブザーバー

浅野 啓介	文化庁 文化財第二課 史跡部門 文化財調査官
伊藤 大輔	広島県教育委員会 管理部 文化財課 埋蔵文化財係 主任(令和4年度)
猪熊 はるの	広島県教育委員会 管理部 文化財課 埋蔵文化財係 主任(令和5年度)
上重 武和	和田自治連合会 代表

#### 事務局

迫田 隆範	三次市教育委員会 教育長
甲斐 和彦	三次市教育委員会 教育次長(令和4年度)
宮脇 有子	三次市教育委員会 教育次長(令和5年度)
古矢 俊彦	三次市教育委員会 文化と学びの課 課長(令和4年度)
山西 正晃	三次市教育委員会 文化と学びの課 課長(令和5年度)
山本 幹	三次市教育委員会 文化と学びの課 文化学習係 係長
友廣 美和	三次市教育委員会 文化と学びの課 文化学習係 主任
藤川 翔	三次市教育委員会 文化と学びの課 文化学習係 主任主事
桑原 隆博	三次市教育委員会 文化と学びの課 文化学習係 文化財業務指導専門員(令和4年度)
藤岡 孝司	三次市教育委員会 文化と学びの課 文化学習係 文化財業務指導専門員(令和5年度)
山崎 明日香	三次市教育委員会 文化と学びの課 文化学習係 文化財業務専門員

## 2 計画策定の経緯

本計画の策定においては、委員会を開催するとともに、関係する調査・作業（現地調査、資料の把握・整理、計画策定作業）を行った。

### ■ 第1回三次市史跡寺町廃寺跡保存活用計画策定委員会

日 時：令和4年(2022) 9月 29日 (木) 13:00～15:05

場 所：三次市役所6階 601会議室

#### <内 容>

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 審議事項
  - (1) 委員長・副委員長の選任
  - (2) 保存活用計画の内容
    - ア 史跡寺町廃寺跡整備事業について
    - イ 史跡等保存活用計画について
    - ウ 保存活用計画 第1～3章までの内容について
  - (3) 今後の予定
- 4 その他
- 5 閉 会



写真 1-1 第1回策定委員会

### ■ 第2回三次市史跡寺町廃寺跡保存活用計画策定委員会

日 時：令和5年(2023) 1月 26日 (木) 13:00～15:15

場 所：三次市役所6階 608・609会議室

#### <内 容>

- 1 開 会
- 2 報告事項
  - (1) 保存活用計画【第1～3章】の修正について
- 3 審議事項
  - (1) 保存活用計画【第4～5章】の内容について
  - (2) 計画策定スケジュールと今後の予定について
- 4 その他
- 5 閉 会



写真 1-2 第2回策定委員会

### ■ 第3回三次市史跡寺町廃寺跡保存活用計画策定委員会

日 時：令和5年(2023) 3月 16日 (木) 13:00～15:30

場 所：史跡寺町廃寺跡（寺町廃寺跡・大当瓦窯跡）、旧三次市立仁賀小学校

#### <内 容>

- 1 開 会
- 2 確認事項
  - (1) 史跡寺町廃寺跡の現地確認について
  - (2) 計画策定スケジュールと今後の予定について
- 3 その他
- 4 閉 会



写真 1-3 第3回策定委員会

### ■ 第4回三次市史跡寺町廃寺跡保存活用計画策定委員会

日 時：令和5年(2023) 7月 10日（月） 12:55～15:10

場 所：三次市役所 6階 601・602会議室

<内 容>

- 1 開 会
- 2 報告事項
  - ・保存活用計画【第1～5章】の修正について
- 3 審議事項
  - (1) 保存活用計画【第6～10章】の内容について
  - (2) 今後の予定について
- 4 その他
- 5 閉 会



写真 1-4 第4回策定委員会

### ■ 第5回三次市史跡寺町廃寺跡保存活用計画策定委員会

令和5年(2023) 11月 9日（木） 13:00～14:45

三次市役所 6階 604会議室

<内 容>

- 1 開会
- 2 報告事項
  - ・保存活用計画【第6～10章】の修正について
- 3 審議事項
  - (1) 保存活用計画【第11～12章】の内容について
  - (2) 今後の予定について
- 4 その他
- 5 閉会



写真 1-5 第5回策定委員会

### ■ 第6回三次市史跡寺町廃寺跡保存活用計画策定委員会

令和6年(2024) 2月 16日（金） 13:00～14:30

三次市役所 本館3階会議室

<内 容>

- 1 開会
- 2 報告事項
  - (1) 保存活用計画（草案）の修正について
  - (2) 史跡寺町廃寺跡整備事業について
- 3 その他
- 4 閉会



写真 1-6 第6回策定委員会

## 〇三次市史跡寺町廃寺跡保存活用計画策定委員会設置要綱（令和4年6月9日告示第14号）

### (設置)

第1条 この告示は、三次市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の求めに応じ、史跡寺町廃寺跡の保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の策定における基本的かつ総合的な事項について検討するため、三次市史跡寺町廃寺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育長に提言する。

- (1) 保存活用計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めた事項

### (組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 三次市文化財保護委員会委員
- (2) 学識経験等を有する者
- (3) その他教育長が必要と認める者

### (委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、また、やむを得ず欠席するとき、その職務を代理する。

### (オブザーバー)

第5条 委員会に5人以内のオブザーバーを置き、教育委員会が委嘱する。

2 オブザーバーは、委員会に出席し、委員長の求めに応じて必要な意見を述べる。

### (委員及びオブザーバーの任期)

第6条 委員及びオブザーバーの任期は、委嘱の日から保存活用計画の策定が完了するまでとする。

### (会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

### (会議の公開)

第8条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、非公開とすることができる。

- (1) 個人に関する情報を扱うとき。
- (2) 公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。

### (資料及び会議録の公開)

第9条 委員会の資料及び会議録は、原則として公開とする。ただし、委員長が前条各号に掲げる情報等が含まれると認めるときは、その一部又は全部を非公開とすることができます。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会文化と学びの課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月9日から施行する。

(最初の会議)

2 この告示の施行の日以後、最初に開催される会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

## 第5節 他の計画との関係

### 1 計画の位置づけ

本計画は、三次市の最上位計画である第2次三次市総合計画と第2期三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び教育部門の上位計画（第2次三次市教育大綱、第2次三次市教育ビジョン）を踏まえるとともに、広島県文化財保存活用大綱（広島県）を勘案して策定した。

なお、策定にあたっては、文化財部門の各種個別計画とともに、新市まちづくり計画、三次市都市計画マスターPLAN、三次市景観計画などの関連計画と整合を図った。

このようにして策定した本計画は、史跡の本質的価値を検討し、保存・活用の目指すべき全体像を見据えつつ、保存（保存管理）のみならず、活用、整備、体制の運営・整備などの施策を方向づけるものである。

なお、平成6年度(1994)に策定した「史跡寺町廃寺跡整備基本計画」は、平成29年度(2017)に見直しを行っており、これに關しても必要に応じてその成果との整合を図った。

#### ※ 三次市民憲章

合併10周年を契機として、郷土への愛着を醸成し、一体感のあるまちづくりを目指して、平成26年(2014)9月29日に制定している。

#### ＜三次市民憲章＞

わたしたちのまち三次は、江の川と中国山地に育まれ、古くから鉄の文化を産み、美しい田園を守ってきました。

わたしたちは、先人の知恵と努力を引き継ぎ、みんながしあわせに暮らし続けられるまちをめざし、この憲章を定めます。

守ります 平和なまち 美しい自然  
つなぎます 歴史と伝統 ふるさとの誇り  
深めます 地域のぬくもり 人とのきずな  
大切にします みんなの夢 みんなの笑顔  
創ります 繁かな暮らし 輝く未来

(平成26年(2014)9月29日制定)

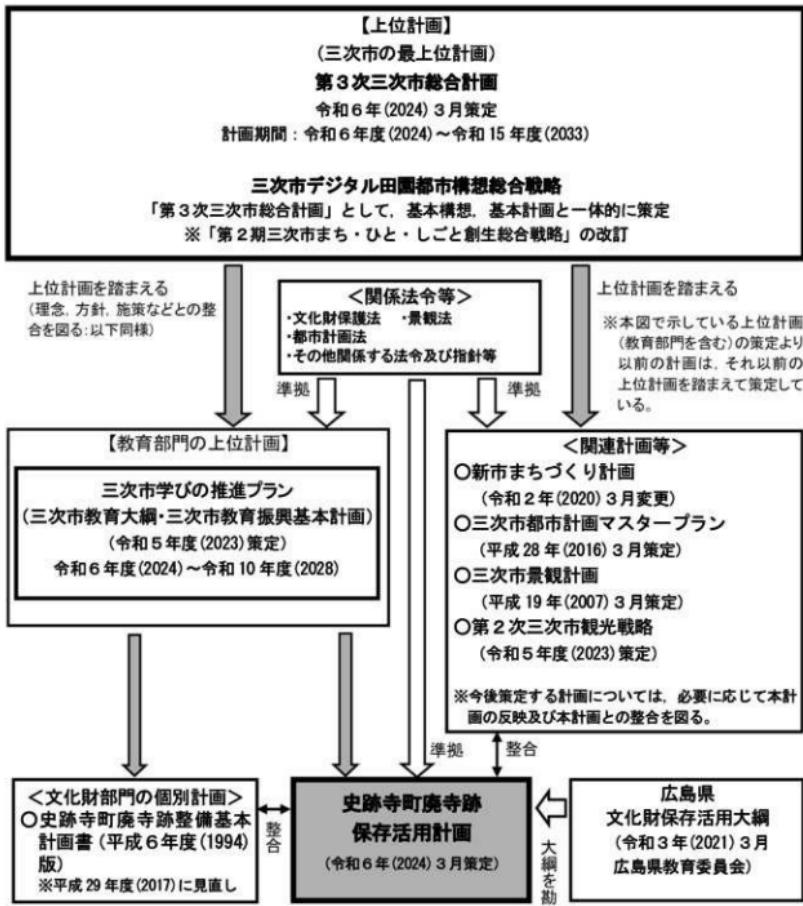


図 1-3 計画の位置づけ（上位計画・関連計画等との関係）

## 2 上位計画・関連計画の概要

### (1) 上位計画

#### ア 第3次三次市総合計画

第2次三次市総合計画の目標年度が令和5年度(2023)であることから、令和6年(2024)年3月に第3次総合計画を策定した。

計画期間は、令和6年度(2024)から令和15年度(2033)の10年間である。

まちづくりの基本的方向として、引き続き「三次市まち・ゆめ基本条例」(平成18年度制定)に基づき、「市民のしあわせの実現」を掲げ、めざすまちの姿を「人と想いがつながり、未来につなぐまち」としている。

めざすまちの姿の実現に向けて、6つの取組の柱(政策)として「1 健康で安心感のあるくらし」、「2 安全で快適な生活環境」、「3 子どもの未来応援」、「4 豊かな心と生きがい」、「5 いきいきとした地域」、「6 活力ある産業」を設定している。

これらのうち文化財部門としては、「政策4 豊かな心と生きがい」において、「施策2 歴史・伝統・文化の継承と地域の誇りの醸成」を設定し、次の主な取組を示している。

○デジタル技術を活用し、文化財の計画的保護と情報発信を推進する。

○三次の歴史や伝統文化に学び、保存・継承するための学習機会の提供や人材育成などに取り組む。

○もののけや鶴飼、神楽などの本市が誇る伝統・文化の継承と新たな価値を創造する。

なお、第3次総合計画では、第5章に「三次市デジタル田園都市構想総合戦略」を位置づけている(次のイ「2) 三次市デジタル田園都市構想総合戦略」を参照)。

#### イ 三次市デジタル田園都市構想総合戦略

令和4年(2022)12月に、国において「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が抜本的に改訂され、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定された。これを受け、第2期三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂し、4つの基本目標(下記)を継承しつつ、新たに第3次総合計画を踏まえた三次市デジタル田園都市構想総合戦略を、令和6年(2024)3月に第3次三次市総合計画として策定した。

基本目標1 三次の資源を活かした産業の創出と持続的に発展する環境づくり

基本目標2 新たな「ひとの流れ」をつくり、地域人材を育てる

基本目標3 子育て世代に魅力的な三次づくり

基本目標4 安心して住み続けられる、持続可能な「まちづくり」

これらのうち文化財部門としては、基本目標2「新たな「ひとの流れ」をつくり、地域人材を育てる」において、基本的方向性に「歴史・伝統・文化の継承と地域の誇りの醸成」を設定し、次の2点を示している。

○デジタル技術を活用し、文化財の計画的保護と情報発信を推進する。

○三次の歴史や伝統文化に学び、保存・継承するための学習機会の提供や人材育成などに取り組む。

## ウ 三次市学びの推進プラン（三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画）

本市の教育のめざすべき姿と進むべき方向性を定め、中期的かつ総合的な展望を持ち、三次市の教育行政を計画的・体系的に進めるため、三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画を一体的に策定し、「三次市学びの推進プラン」とした。

教育大綱では、基本方針を第3次総合計画と整合させて設定し、文化財部門は「基本方針2 豊かな心と生きがい」の中の目標として「施策2 歴史・伝統・文化の継承と地域の誇りの醸成」を位置づけている。

教育振興基本計画では、スローガンとして『みよし結芽人～幸輝心～』ゆめいひよじゅうめんこうき、及び方向性として「自立、共創、ウェルビーイング、情報発信、DX」を掲げ、文化財部門については次の具体的な施策を設定している。

- 分かりやすい歴史・文化財の情報発信
- デジタル技術を活用した文化財の計画的保護と活用
- 地域の歴史を学ぶ講座などの開催
- 伝統・文化の継承と新たな価値の創造

## （2）関連計画

### ア 新市まちづくり計画

新市まちづくり計画は、三次市、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町及び甲奴町の合併後の新市建設を、総合的かつ効果的に推進することを目的とし、8市町の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上及び地域の歴史文化の存続・発展などを図るとともに、均衡あるまちづくりに資するよう策定したものである。

計画期間は、平成16年度(2004)～令和6年度(2024)までの21年間である。

文化財部門の関係する項目としては、新市まちづくりの将来像「豊かな心を育み知識を高める文化の薫るまち」が掲げられている。

### イ 三次市都市計画マスターplan

都市計画マスターplanは、住民に最も近い立場にある市町村が、都市づくりの課題に対応しつつ、市民の意見を反映させながら、るべき都市の将来像を実現するための方針を定めるものであり、平成28年(2016)3月に策定した。

目標年次は、平成28年(2016)から20年後の令和17年(2035)としている。

この計画においては、次の5つの都市づくりの目標、分野別の方針を設定し、4つの地域(三次中心部、三次市街地周辺、三良坂、吉舎)ごとに地域別構想などを示している。

史跡寺町廐寺跡は都市計画区域外であり、具体的な方針などは示されていないものの、都市づくりの目標4「本市固有の魅力や個性を高める都市づくり」において、「本市固有の資源が活かされ、交流人口が増大し、市民や訪れる方に愛される都市づくりをめざします」が掲げられている。

## ウ 三次市景観計画

三次市景観計画は、市民参加のもとに、三次らしい良好な景観の形成の促進を図ることで、潤いのある豊かな都市環境や居住環境の創造、観光その他の地域間交流の促進並びに良好な景観の次代への継承に資することを目的に、平成19年(2017)3月に策定した。

この計画では、三次市全域を景観法に基づく景観計画区域と指定し、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項などを定めている。

計画の中では、本市の景観特性を、山間地景観、田園景観、市街地景観の3つの景観構造の視点から捉え、主要な資源を取り上げており、文化財に関するものが含まれている。

## エ 第2次三次市観光戦略

第2次三次市観光戦略は、国や県の観光推進基本計画を勘案し、観光を取り巻く環境の変化やポストコロナ社会への柔軟かつ早期対応するため、本市の観光がめざすべき方向性を明らかにした。

この計画では、本市の観光の動向、観光戦略の方向性と目標、推進体制と施策の推進などを示している。

また、文化財についての直接的な言及はないものの、観光消費額の増大や入込率を増加させるため、地位資源を活用した新たな観光の魅力創出や周遊促進・滞在を促すコンテンツ等の造成などを進めるとし、風土や文化を活用した体験型観光の展開や訪日外国人観光客向けの観光プロダクトの開発を行うこととしている。

### (3) 広島県文化財保存活用大綱

広島県文化財保存活用大綱は、文化財保護法第183条の2第1項の規定による法定計画であり、令和3年(2021)3月に策定されている。文化財に係る広島県の「目指す将来像」の実現に向けた基本的な方向性や取組方針である。また、本大綱は、広島県が広島県域の所有者、保持者、保持団体、管理責任者、管理団体その他関係者とともに各種取組を進める上での指針である。

目指すべき将来像に、「県民、関係団体など多様な関係者が文化財及び周囲の自然環境・景観・伝統行事などの一体的な保存・活用に取り組むことを通して、県民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、内外から魅力ある地域として選ばれています。」を掲げ、その実現に向けて行う文化財の保存・活用を図るために講ずる措置、防災・災害発生時の対応、その他の県の取組、文化財の保存・活用の推進体制について記載されている。

文化財の保存・活用を図るための取組方針としては、「1 文化財所有者等への支援の充実を図る。」、「2 文化財の調査と把握に努め、指定その他の保護措置を図る。」、「3 文化財の新たな活用策を積極的に推進する。」、「4 情報発信と普及啓発の充実を図る。」、「5 広域的な取組を積極的に推進する。」、「6 市町に対する支援を積極的に推進する。」、「7 県民を対象とする人材育成と資質向上の取組を推進する。」、「8 防災、災害発生時の対応の充実を図る。」が挙げられている。

これらに基づき、県が取り組むべき施策が示されている。

## 第2章 史跡寺町廃寺跡を取り巻く環境

### 第1節 位置及び交通条件

三次市は中国地方のほぼ中央部、広島県の北部に位置し、東は庄原市、府中市、西は安芸高田市、島根県邑南町、南は東広島市、世羅町、北は島根県飯南町、同美郷町に接している。

総面積は 778 km<sup>2</sup>で、三次盆地を中心とした山間部の行政区域を有している。

主要都市からの距離は、大阪へ約 250 km、下間に約 200 km の距離圏にあり、山陽側の広島・呉・三原・尾道・福山、山陰側の浜田・江津・大田・出雲・松江・米子など各都市へは、ほぼ同距離の約 50~80 km の位置にある。隣接する庄原市からは約 16km であり、庄原市とともに備北地域を形成している。

飛行機によるアクセス時間は、首都圏の羽田空港から最寄りの広島空港まで約 1 時間 30 分となる。広島市からのアクセス時間は自家用車では約 1 時間 20 分、鉄道では約 1 時間 50 分、福山市からのアクセス時間は自家用車で約 1 時間 30 分、鉄道では約 2 時間 40 分となる。

史跡寺町廃寺跡は、三次市中央部東側の和田地区（寺町廃寺跡：向江田町、大当瓦窯跡：和知町）に位置する。

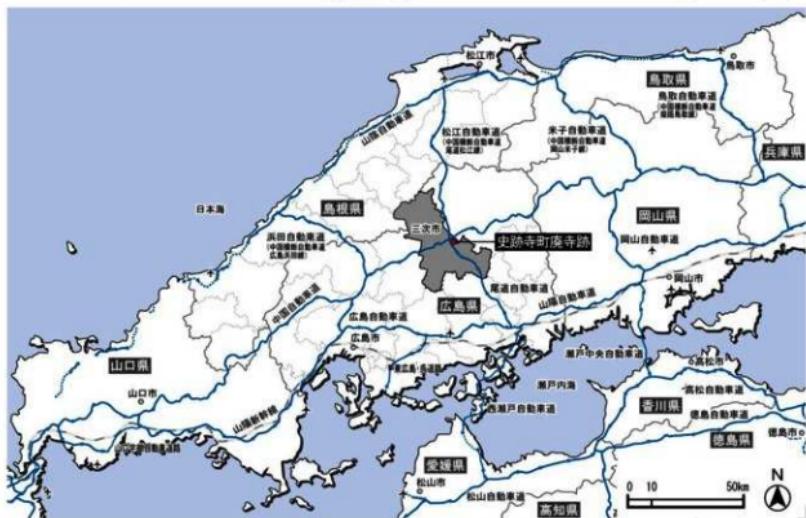
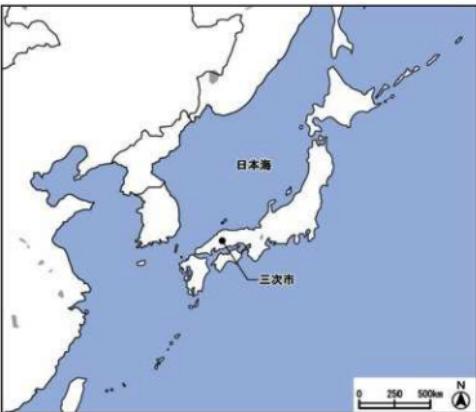


図 2-1 三次市の位置と広域的な道路・交通

### ＜三次市の道路・交通網＞

三次市を取り巻く道路・交通網は、中国縦貫自動車道が東西方向に、中国横断自動車道尾道松江線が南北方向に通過しており、三次東JCTで結節している。国道は、広島市と島根県松江市を結ぶ国道54号など4路線が三次市街地で接続するなど、山陽・山陰を結ぶ道路交通網が形成されている。このほか、主要地方道や一般県道が市内の各地域と連絡している。

鉄道は、市域南部を広島市と新見市を結ぶJR芸備線が東西方向に通過し、福山市と結ばれるJR福塩線が塩町駅で結節しており、計13の駅が立地している。

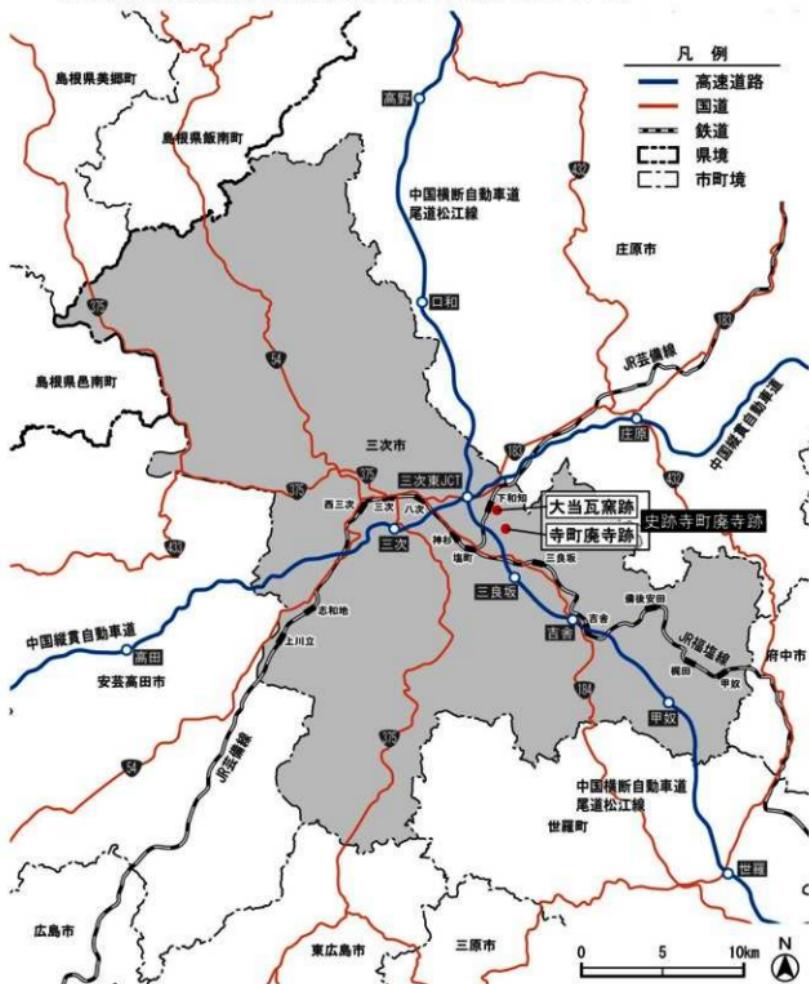


図 2-2 三次市の道路・交通網と史跡寺町廃寺跡の位置

## 第2節 自然環境

### 1 地形

三次市の地形は、中国脊梁山地の南に分布する中央盆地列の一つである三次盆地を中心とし、江の川各支流沿いに標高150～200mの平坦地が広がる。その背後はおおむね標高300～600mの緩やかな枝状の丘陵、山地となっているが、北部の県境周辺部は標高940mの船山をはじめとした、800～900m級の山々に囲まれた急峻な地形となっている。

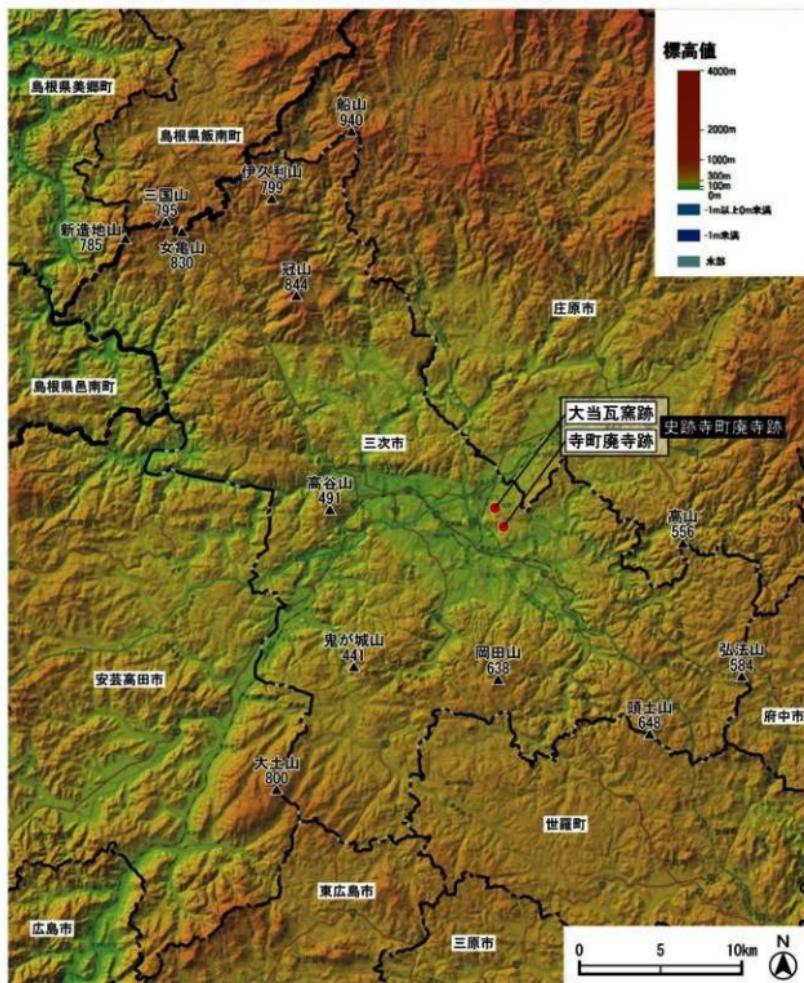


図2-3 三次市の地形条件

本市の主要な河川は、江の川（広島県における別称・可愛川）を本流として、神野瀬川、西城川、馬洗川などの支流が三次盆地の中央で合流し、西流・北流しながら中国山地を横断（江川関門）して島根県江津市で日本海に注いでいる。



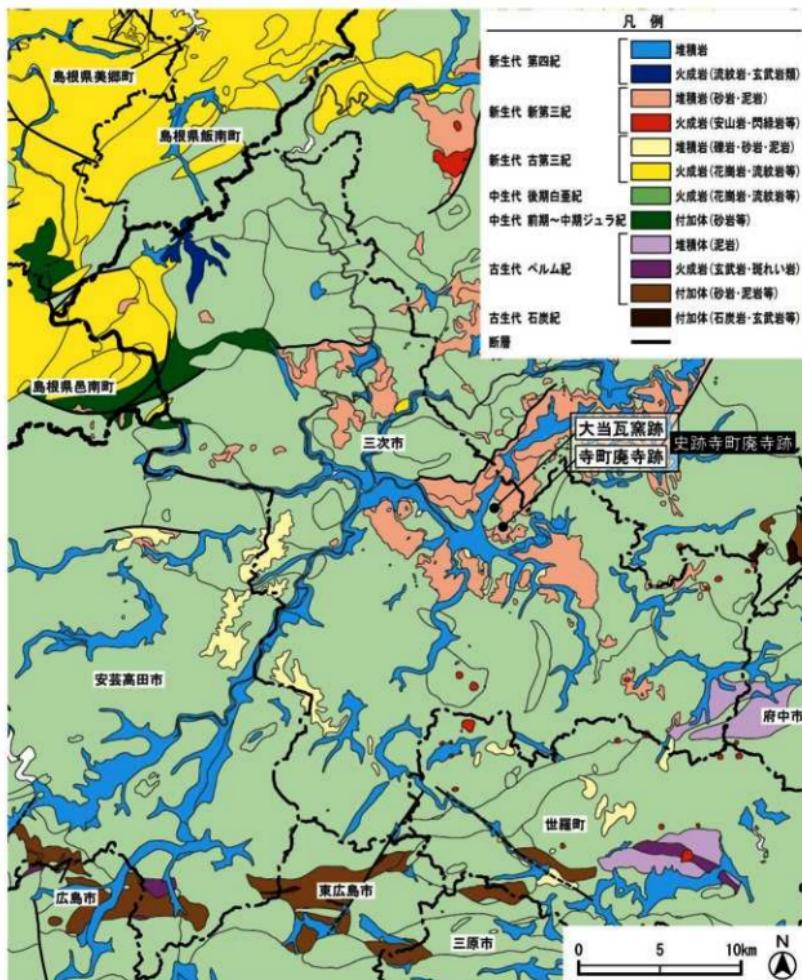
図 2-4 三次市の主な河川

## 2 地質・鉱物

### (1) 地質

三次市は、中国脊梁山地、三次盆地、世羅台地からなり、北部の山地には中生代の火成岩類の花崗岩、流紋岩類が分布している。盆地は、断層運動によって形成され、中国山地の中で数少ない平地となっている。

盆地の地質は基盤岩を覆う新生代第三紀の備北層群、塩町層で、低標高の丘陵をなして分布する。台地は、中生代の安山岩、流紋岩で構成される。

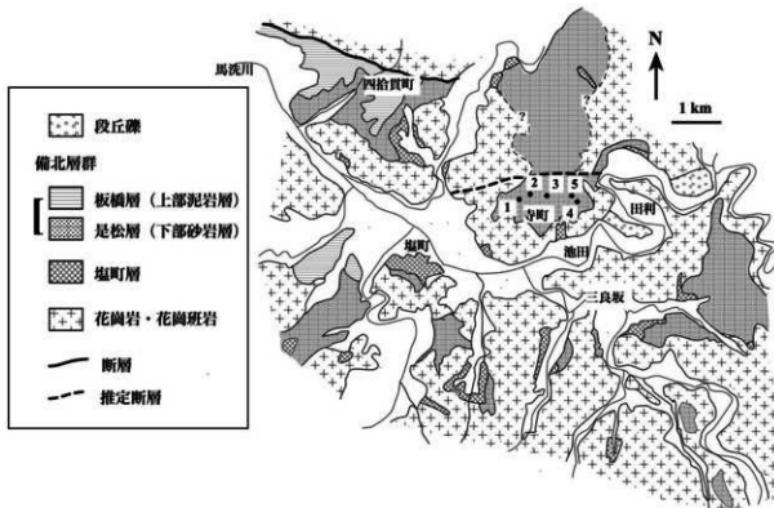


出典：20万分の1日本シームレス地質図V2（産総研地質調査総合センター）を加工・編集して掲載。

図2-5 三次市の地質

史跡寺町廃寺跡の周辺には、備北層群下部のは松層が分布している。約1mの厚さをもつ砂岩層の上に、凝灰質砂岩が重なり、場所によっては砂岩層に挟まれた礫岩層が確認できる。この礫岩層は、砂岩層や凝灰岩を伴ってよく分布しており、どの礫岩層にも大きさが不揃いな円礫が含まれる。このような特徴をもつ礫岩層は、河川によって運ばれてきた堆積物と考えられる。

上記の他、史跡寺町廃寺跡の位置する山地部は、地表に腐食土が堆積したところもあり、平成11年(1999)には、指定地南東部の法面が崩れるといった地盤の弱さも表面化している。



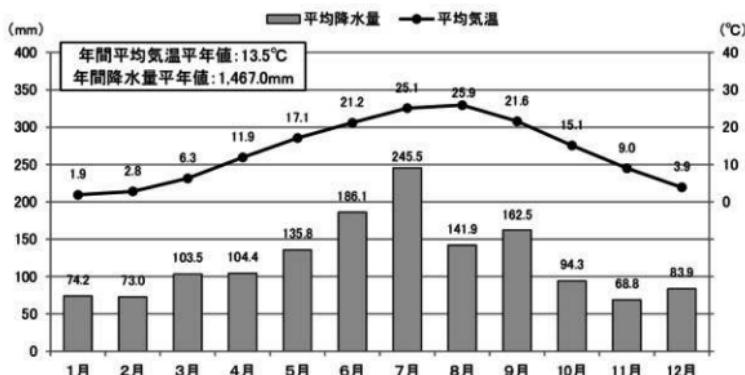
出典：三次市教育委員会 2023『史跡寺町廃寺跡-推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書-』(第96図)

図2-6 史跡寺町廃寺周辺の地質

### 3 気象

三次市の気象は中国山地の内陸性気候に属し、盆地のため夏は気温が上がりやすい。冬は降雪期間が12月から3月までにおよび、市域北部の君田・布野・作木地域は豪雪地帯に指定されている。また、秋の早朝に川霧が三次盆地一面に発生滞留して、高いところから観ると周辺の山が島々に見える「霧の海」が出現することがある。

気象庁の気象データ(三次)に基づく平成3年(1991)から令和2年(2020)までの30年間の平均をみると、年間平均気温の平年値は13.5°C、年間降水量の平年値は約1,467.0mmとなっている。



資料：気象庁・気象データ(三次) 平成3年(1991)～令和2年(2020)平均  
図2-7 三次市の気象

表2-1 三次市の気候

要素	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	風向	日照時間 (時間)
1月	74.2	1.9	6.8	-1.4	1.5	北西	85.7
2月	73.0	2.8	8.4	-1.3	1.7	北西	105.7
3月	103.5	6.3	13.0	0.9	2.0	北西	149.0
4月	104.4	11.9	19.3	5.2	2.1	北西	177.6
5月	135.8	17.1	24.3	10.7	2.0	北西	198.9
6月	186.1	21.2	27.1	16.4	1.7	北西	146.7
7月	245.5	25.1	30.6	21.0	1.7	北西	158.8
8月	141.9	25.9	32.1	21.6	1.8	北西	187.6
9月	162.5	21.6	27.6	17.3	1.7	北西	140.6
10月	94.3	15.1	21.8	10.6	1.7	北西	134.4
11月	68.8	9.0	15.5	4.7	1.6	北西	105.5
12月	83.9	3.9	9.0	0.5	1.5	北西	82.0
年	1,467.0	13.5	19.6	8.8	1.7	北西	1,675.1

資料：気象庁・気象データ(三次) 平成3年(1991)～令和2年(2020)平均

三次市には江の川を本流として、神野瀬川、西城川、馬洗川が三次地区、十日市地区で合流しており、これまで数回にわたって人的被害、住家被害を及ぼしてきた。

最も大きな被害は昭和47年(1972)7月豪雨であり、死傷者48人、住家被害約6,800棟を引き起こした。三川が合流する三次市中心部の馬洗川左岸十日市地区的2箇所で堤防が越水破堤、右岸の三次地区ほか各所で堤防越水になるなど、大きな被害をもたらした。

以降に堤防の強化などの河川改修事業が実施されたこともあり、被害は低下傾向にあり、昭和58年(1983)7月豪雨以降、人的被害は発生していないが、平成30年(2018)7月豪雨では市内で2,000箇所、床下・床上浸水となる住家被害が発生している。

#### <三次市における地震>

三次市では、気象庁・震度データベースに記録のある平成9年(1997)6月以降で、震度3以上の地震を15回観測しており、そのうち平成13年(2001)3月の芸予地震と、平成23年(2011)11月の広島県北部の地震で震度5弱となっている。

表2-2 三次市における主な地震（最大震度3以上）

	地震の発生日	震央地名	震源の深さ	マグニチュード	最大震度	三次市の最大震度
1	2018/ 6/ 26	広島県北部	12km	5.0	4	4
2	2018/ 4/ 9	島根県西部	12km	6.1	5強	4
3	2016/10/21	鳥取県中部	11km	6.6	6弱	3
4	2014/ 3/14	伊予灘	78km	6.2	5強	4
5	2011/11/25	広島県北部	13km	4.3	3	3
6	2011/11/25	広島県北部	12km	4.7	4	4
7	2011/11/21	広島県北部	12km	5.4	5弱	5弱
8	2011/ 6/ 4	島根県東部	11km	5.2	4	3
9	2007/ 5/13	島根県東部	9km	4.6	4	3
10	2007/ 4/26	愛媛県東予	39km	5.3	4	3
11	2006/ 6/12	大分県西部	145km	6.2	5弱	3
12	2001/ 3/26	安芸灘	46km	5.2	5強	3
13	2001/ 3/24	安芸灘	46km	6.7	6弱	5弱
14	2000/10/ 6	鳥取県西部	9km	7.3	6強	4
15	1997/ 6/25	山口県中部	8km	6.6	5強	4

資料：気象庁・震度データベース検索（三次市）平成9年(1997)6月25日～令和3年(2021)7月14日時点

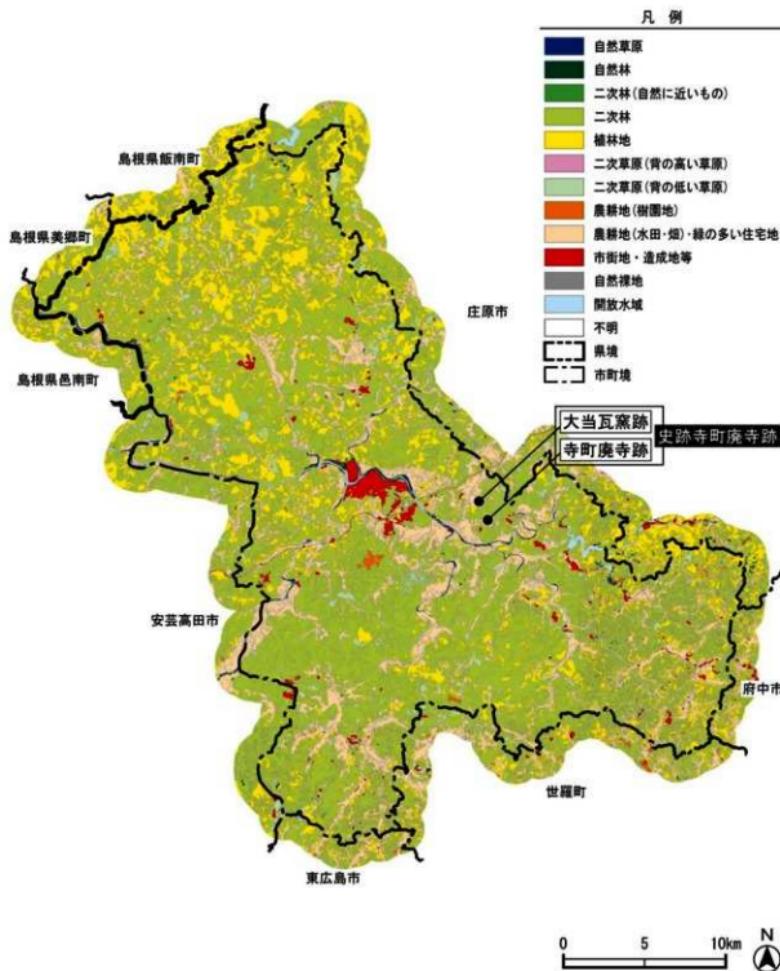
#### 4 植生（植生自然度）

三次市の植生自然度は、市街地や農地を除くと大半が二次林や植林地となっている。こうした中で、河川沿岸部において自然林が点在している。

また、植林地は、市域北部の島根県飯南町、同美郷町との境界付近に、比較的まとまった面積の区域を含めて多くみられ、かつて林業振興が積極的に推し進められ、植林が行われた地域であると推定できる。

表 2-3 植生自然度の区分

植生 自然度	区分基準
10	自然草原 ・高山ハイデ、風衝草原、自然草原など、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	自然林 ・エゾマツトドマツ群集、ブナ群集など、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	二次林（自然に近いもの） ・ブナミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林など、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	二次林 ・クリーミズナラ群集、クヌギコナラ群落など、一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
6	植林地 ・常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹などの植林地
5	二次草原（背の高い草原） ・ササ群落、ススキ群落などの背丈の高い草原
4	二次草原（背の低い草原） ・シバ群落などの背丈の低い草原
3	農耕地（樹園地） ・果樹園、桑畠、茶畠、苗圃などの樹園地
2	農耕地（水田・畑）・緑の多い住宅地 ・畑地、水田などの耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地・造成地など ・市街地、造成地などの植生のほとんど存在しない地区



※環境省の生物多様性情報システム「1/2.5万現存植生図（平成11年）」をベースに加筆、加工  
図 2-8 三次市の植生自然度

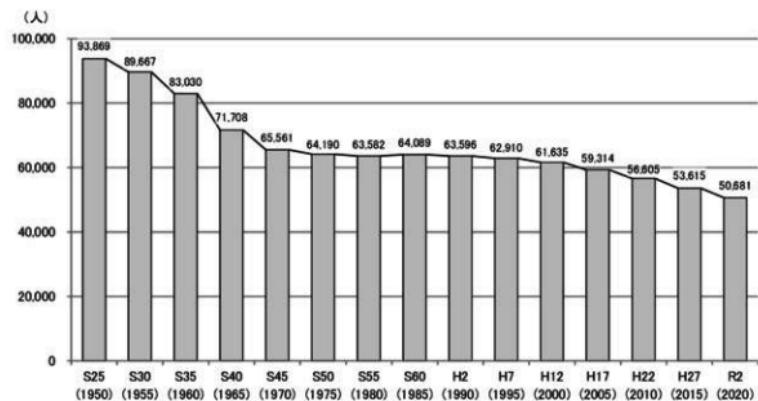
### 第3節 社会環境

#### 1 人口

三次市の人口は、令和2年(2020)で50,681人(国勢調査)となっている。

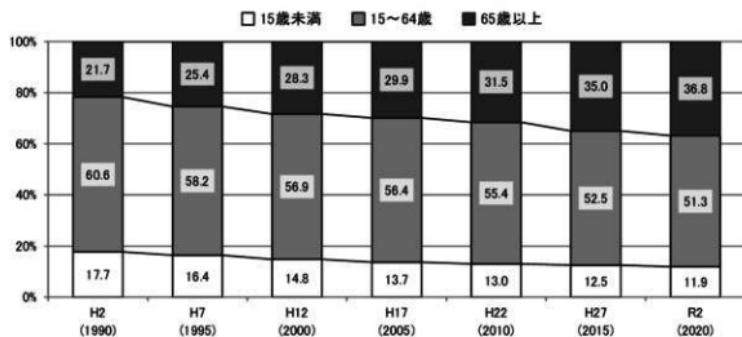
人口の推移をみると、昭和25年(1950)以降、途中昭和50年(1975)～平成2年(1990)に横ばいの傾向がみられたものの、減少を続け、昭和25年(1950)からの70年間で4万人超の人口減少となっている。

年齢3区分別的人口構成の推移では、老人人口(65歳以上)の割合が顕著に増加し、生産年齢人口(15～64歳)と年少人口(0～14歳)の割合が減少し、少子高齢化が進んでいる。



出典：国勢調査

図2-9 三次市の人口の推移



出典：国勢調査

図2-10 年齢構成の推移

## <三次市の将来人口（人口推計と目標人口）>

※「三次市人口ビジョン（令和2年（2020）11月改訂）」より

「国立社会保障・人口問題研究所」の推計によれば、本市の人口は、今後も人口減少を続け、令和42年（2060）には28,870人と見込まれている。



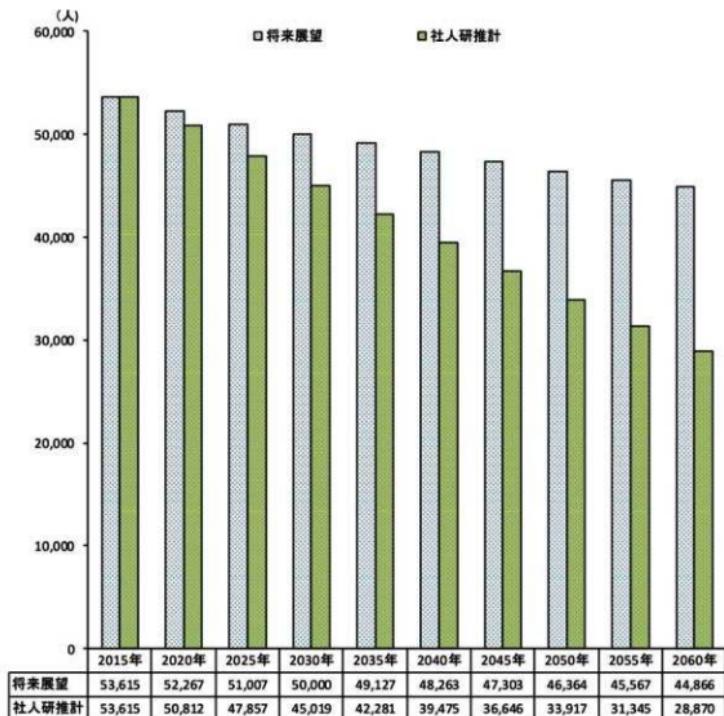
方向性1：結婚・出産・子育ての希望を応援します

方向性2：魅力的な就労支援と働きやすい環境づくりを進めます

方向性3：安全・安心で住みやすいまちをつくります



三次市人口ビジョンに基づき、令和42年（2060）における目標人口を44,866人とする。



出典：三次市人口ビジョン（令和2年（2020）11月改訂）

図2-11 総人口の推移と将来人口推計

## 2 コミュニティ（和田自治連合会）

史跡寺町廃寺跡が立地する向江田町、和知町は、コミュニティ（自治連合会）の単位としては和田地区に属し、和田自治連合会が組織されている。

和田自治連合会は、和田コミュニティセンターを核に組織され、集落組織やNPO、企業、小学校と多くの主体が構成団体として参加し、集落横断的なコミュニティとなっている。

なお、和田地区の人口は約1,600人であり、三次市の東に位置し、庄原市と隣接している。

和田地区の中心部にJR芸備線の下和知駅があり、塩町駅（福塩線接続）が隣接している。また、中国自動車道と尾道・松江道とのジャンクションも建設され、中国地方の県庁所在地や中核都市等からのアクセスは、JR及び高速道路で可能となっている。

また、本地区は史跡寺町廃寺跡のほかにも古墳群、山城跡、神社・仏閣など、多くの文化財に恵まれており、歴史資源並びに観光資源として評価されている。

こうした和田地区ではまちづくりビジョンを策定しており、次のような目標のもとに、まちづくり活動を進めている。

### ＜まちづくりビジョン＞

#### 基本目標（将来像）

「みんなが住みたくなるまち　自慢できるまち　持続するまち」をデザインする

- 持続するまち【ずっと続く、未来へつながる】
- 活力のあるまち【げんきいっぱい、にぎやか】
- みんなが愛されるまち【みんながだいすき！】
- 自慢ができるまち【やっぱりいちばん！】
- つながり集うまち【みんななかよく一緒に】

### ＜主な活動など＞

- 「わだマーケット」の開催
  - ・令和元年度（2019）にスタート
  - ・和田の米や野菜、果物の販売、地元産の米ぬかを使った酵素足湯やおもちつき、毛糸で小物づくりのワークショップなどが集合
- 「mama カフェ」による子育て支援
  - ・身体を癒すヨガ、親子が楽しむ場を和田コミュニティセンターで提供
- 「わくわくサロン」の開催など、空き家対策事業等と高齢者の生きがいづくり
  - ・空き家になる前の予防策として、家財整理の勉強会
  - ・健康的に暮らせるように「オトコの料理教室」などを開催
- 和田ふるさと祭り
  - ・地域内外の多様な交流、地域の活性化に寄与
- わだカフェ in コミュニティセンター
  - ・住民の声を受けて、和田コミュニティセンターのロビーにカフェスペースを設置

### 3 産業

三次市の産業を就業者数（国勢調査）からみると、令和2年(2020)において第3次産業が15,816人（全体の63.5%）、第2次産業が5,195人（同20.8%）、第1次産業が2,628人（同10.5%）となり、第3次産業、第2次産業が中心となっている。

就業者数の推移（平成22年(2010)～平成27年(2015)）をみると、5年間で1,110人、率にして4.3%減少している。産業別にみると、いずれも減少しており、減少率は第1次産業が14.8%と10%を超え、第2次産業が9.3%となり、第3次産業は3.6%にとどまっている。

表2-4 産業別就業者数

産業分類	平成27年(2015)				令和2年(2020)				
	就業者 数(人)	構成比 (%)	合計 (人)	構成比 (%)	就業者 数(人)	構成比 (%)	合計 (人)	構成比 (%)	
A 農業、林業 (うち農業)	3,073	11.8	3,085	11.9	2,622	10.5	2,628	10.5	
	2,947				2,509				
	B 漁業		12	0.0	6	0.0			
C 矿業、採石業、砂利採取業	16	0.1	5,727	22.0	9	0.0	5,195	20.8	
	1,880	7.2			1,709	6.9			
D 建設業	12	0.0			3,477	13.9			
	3,831	14.7							
E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品販貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業(他に分類されないもの) S 公務(他に分類されるものを除く)	144	0.6	16,409	63.0	141	0.6	15,816	63.5	
	95	0.4			96	0.4			
	1,173	4.5			1,092	4.4			
	3,640	14.0			3,355	13.5			
	326	1.3			261	1.0			
	263	1.0			256	1.0			
	517	2.0			552	2.2			
	1,137	4.4			1,024	4.1			
	799	3.1			742	3.0			
	1,047	4.0			1,111	4.5			
T 分類不能の産業	4,277	16.4			4,338	17.4			
	554	2.1			480	1.9			
	1,416	5.4			1,379	5.5			
	1,021	3.9			989	4.0			
	819	3.1	819	3.1	1,291	5.2	1,291	5.2	
合計		26,040	100.0	26,040	100.0	24,930	100.0	24,930	100.0

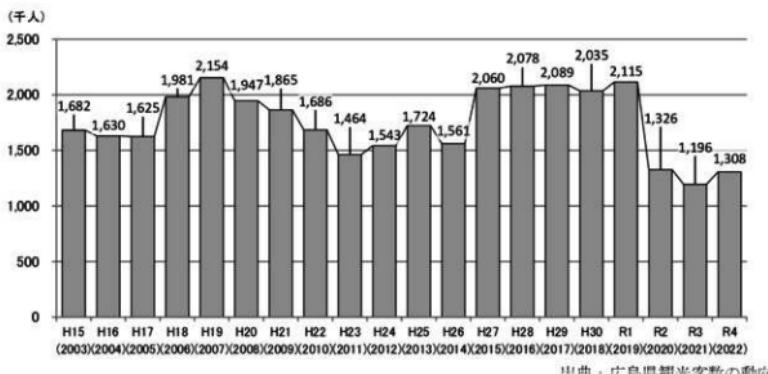
資料：国勢調査

## 4 入込観光客数と主要観光資源

### (1) 入込観光客数

三次市の入込観光客数は、令和元年(2019)は約212万人であるが、令和2年(2020)には新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から約133万人と大幅に減少し、その傾向は令和4年(2022)まで続いている。

平成15年(2003)以降の20年間の推移をみると、奥田元宋・小由女美術館のオープンにより、平成19年(2007)に約215万人となっているが、それをピークに減少傾向が続いているものの、中国横断自動車道(中国やまなみ街道)が平成27年(2015)に全線開通して以降、令和元年(2019)までは200万人台で推移していた。



出典：広島県観光客数の動向

図2-12 入込観光客数の推移(三次市)

### (2) 観光資源

三次市の主な観光資源としては、奥田元宋・小由女美術館や広島県立歴史民俗資料館(みよし風土記の丘ミュージアム)といった文化系施設や、みよし運動公園及び江の川カヌー公園さくぎなどのアスレチック系の施設、道の駅などが市内各地域に分布している。

表2-5 主要な観光資源

(1/2)

観光施設などの名称	所在地等
広島県立歴史民俗資料館(みよし風土記の丘ミュージアム)	小田幸町
広島県立みよし公園	四拾貫町
三次市歴史民俗資料館(辻村寿三郎人形館)	三次町
湯本豪一記念日本妖怪博物館(三次ものけミュージアム)	三次町
三次地区文化・観光まちづくり交流館	三次町
三次市民ホールきりり	三次町
尾閑山公園	三次町
広島三次ワイナリー	東酒屋町
トレッタみよし	東酒屋町
みよし運動公園(みよしきんさいスタジアム・みよしあそびの王国)	東酒屋町
みよし森のボッケ	東酒屋町

表 2-5 主要な観光資源

(2/2)

観光施設などの名称	所在地等
奥田元宋・小由女美術館	東酒屋町
平田觀光農園	上田町
物産館みわ375	三和町
三良坂平和美術館	三良坂町
吉舎ふるさとプラザ Xa104	吉舎町
三次市甲奴健康づくりセンターゆげんき	甲奴町
江の川カヌー公園さくぎ	作木町
川の駅常清	作木町
道の駅ゆめランド布野	布野町
三次の鶴洞	三次市十日市周辺
三次の神楽	各地域



図 2-13 主要観光資源

## 5 文化財に関する主な公共施設

三次市の文化財に関する主な公共施設としては、三次市役所本庁及び各支所を含めた行政機関が8施設、美術館が4施設、歴史民俗資料館などが6施設、生涯学習センターが3施設、その他文化施設などが12施設となっている。

表2-6 文化財の保存・活用に関する公共施設

区分	施設名称	所在地
美術館	奥田元宋・小由女美術館	東酒屋町
	はらみちを美術館	君田町
	美術館あーとあい・きさ	吉舎町
	三良坂平和美術館	三良坂町
歴史民俗資料館など	広島県立歴史民俗資料館（みよし風土記の丘ミュージアム）	小田幸町
	湯本豪一記念日本妖怪博物館（三次ものけミュージアム）	三次町
	三次市歴史民俗資料館（辻村寿三郎人形館）	三次町
	吉舎歴史民俗資料館	吉舎町
	三和郷土資料館	三和町
	三良坂民俗資料館	三良坂町
	生涯学習センター	十日市東三丁目
生涯学習センター	君田生涯学習センター	君田町
	布野生涯学習センター	布野町
その他文化施設など	三次市民ホールきりり	三次町
	君田文化センター	君田町
	文化センターさくぎ	作木町
	みわ文化センター	三和町
	ジミー・カーターシビックセンター	甲奴町
	君田体験交流施設（こぶしの森体験の館折り紙博物館）	君田町
	山代巴記念室	三良坂町
	さくぎ郷土芸能伝承館	作木町
	みわ郷土伝習館	三和町
	作木殿敷	作木町
	中村憲吉記念文芸館	布野町
	はいづかの里体験交流館	三良坂町

※行政機関（8施設）：三次市役所、各支所（君田、布野、作木、吉舎、三良坂、三和、甲奴）



図 2-14 文化財の保存・活用に関する公共施設の立地

## 第4節 歴史環境

### 1 三次市の歴史概況

#### (1) 旧石器時代～縄文時代

三次盆地にはじめて人類が足を踏み入れた痕跡は、中国自動車道三次インターチェンジ北側の丘陵に広がる下本谷遺跡配水池地点（西酒屋町）で確認された。この遺跡から出土した石器の中には、姶良丹沢火山灰（A T）堆積層より下層で確認されたものもあり、後期旧石器時代初頭から中期旧石器時代に遡る可能性があるため、日本国内でも最古級の遺跡として注目される。

縄文時代の遺跡は、その大半が台地や丘陵上から発見される場合が全国的にみて多い。馬洗川の南側に広がる丘陵地の一帯に遺跡が広がり、松ヶ迫遺跡群（東酒屋町）や宗祐池遺跡（南畠敷町）などが分布する。縄文時代後期になると、元国遺跡（栗屋町）・船谷遺跡（南畠敷町）といった高所に立地する遺跡と、高峰遺跡（南畠敷町）、皆瀬遺跡（三良坂町）、油免遺跡（三良坂町）などの丘陵や河岸段丘に立地する遺跡に分かれる。このうち河岸段丘に立地する皆瀬遺跡では、小石の両端を打ち欠いた魚網用の石錐が出土した一方、こうした様相は高所にある遺跡では確認できず、立地条件による営みの選択が捉えられる。

#### (2) 弥生時代

弥生時代は、水田稲作を生産の中心とする農耕文化が形成された時代である。馬洗川南側の松ヶ迫丘陵に位置する高峰遺跡（南畠敷町）では縄文土器と弥生土器とともに出土し、弥生時代初頭～前期の遺跡とみられている。

その後の弥生時代中期になると、極めて地域性の強い土器が登場する。いわゆる「塩町式土器」である。この土器は、その型式名とのおり塩町遺跡（大田幸町、図2-16・85）で数多く確認され、三次盆地を中心に山陰地域にも確認例があるため、両地域の関係が捉えられる遺物として注目される。

弥生時代中期～後期には、史跡陣山墳墓群をはじめとして、方形の墳丘の四隅が突出した「四隅突出型墳丘墓」が数多く築造される。この墳丘墓は山陰地域の島根・鳥取両県にも確認例があり、弥生時代後半の中国山地の地域性を物語る遺構として重要である。さらに弥生時代後期末には、松ヶ迫丘陵上に史跡矢谷古墳（四隅突出型の矢谷MD1号墓、東酒屋町）が築造され、吉備中枢部で確認例のある特殊壺や特殊器台が出土した。

こうした遺物が出土した背景には、墓制をとおして関係をもつ中国山地の首長たちと良好な外交関係を築くため、吉備中枢部の首長から贈与された可能性も想定され、当該期の中国地方山間部の様相を検討する上で注目される。



写真2-1 三次盆地の四隅突出型墳丘墓  
(上: 史跡陣山墳墓群、下: 史跡矢谷古墳)

### (3) 古墳時代

三次盆地は、「霧と古墳の町」、「川と古墳の町」といわれるほど全国的に古墳が多い地域である。古墳の総数は4,000基近くに及び、特に馬洗川と上下川及び美波羅川、国兼川の合流付近の丘陵上に密集する。現状では、いわゆる出現期とされる古墳時代前期前半の古墳は明らかでなく、県史跡岩脇古墳（栗屋町）や県史跡若宮古墳（十日市南）、四拾貫・太郎丸古墳（四拾貫町）、四拾貫第9号古墳（四拾貫町）が前期後半の築造とみられる。古墳時代初頭の集落跡として、大谷遺跡や油免遺跡（ともに三良坂町）では、畿内系の土器が出土し、早くから大和政権の影響もみられるため、当該期の古墳の発見が今後期待される。

中期になると、全国各地でみられるように三次盆地でも大型の古墳が築造される。県史跡糸井大塚古墳（糸井町）は、周庭帯が径100mを超える県内最大級の大型古墳として、この地域の首長墓と考えられる。また、三次盆地でも最大の平地が広がる神杉地域では、丘陵上に100基を超える古墳が築造されて大規模な古墳群（史跡淨樂寺・七ツ塚古墳群）が形成される。県史跡三玉大塚古墳をはじめとして、この時期の前方後円墳は「帆立貝形」をしており、当該期の地域性とみてよいだろう。

後期の古墳として、長畠山第4号古墳（吉舎町）や大仙大平山第22号古墳（向江田町、図2-16・20）は6世紀中頃～後半の築造と考えられ、横穴式石室が採用される。当該期は、特に寺町廃寺跡周辺の向江田町に古墳群が形成される傾向があり、さらに近年の分布調査では横穴式石室をもつ小型の前方後円墳が多いことが確認されている。

なお、古墳時代中期までの特色として、前方後円墳の確認例が少ない点が挙げられるが、こうした古墳時代後半の様相は、7世紀後半における寺町廃寺跡創建の背景を検討する上で重要である。

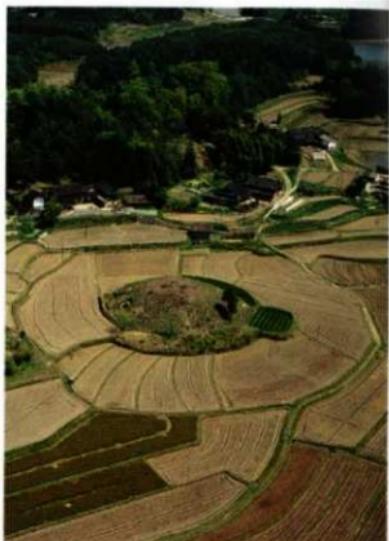


写真2-2 県史跡糸井大塚古墳



写真2-3 史跡淨樂寺・七ツ塚古墳群



写真2-4 県史跡三玉大塚古墳

#### (4) 古代

古代の三次市は、三次郡及び三谷郡<sup>※1</sup>の全域と、高田郡・世羅郡・甲奴郡の一部にあたる。郡を統轄する郡司が執務した役所（以下「郡衙」という。）は、有力な豪族の勢力圏内や交通上の要地に設置された可能性が高く、三次郡の郡衙は、三次インターチェンジ北側の県史跡下本谷遺跡（西酒屋町）が比定されている。

寺町庵寺跡（図2-16-1）が建立された三谷郡は、『和名類抄』によれば「三谷・松（誤記とされる）部・江田・額田・刑部」の5郷（里）で構成され、馬洗川南岸の志幸町にある「幸利」という地名から、三谷郡の郡衙は志幸八幡神社の南西一帯（図2-16-89）がその推定地とされる。この郡衙推定地から馬洗川を挟んで北側の向江田町・和知町の一帯には古代の遺跡が密集し、地域史を検討する上でも重要な地域である。

この地域には、寺町廃寺跡の他、上山手廃寺跡（向江田町、図2-16・3）、寺町廃寺跡に瓦を供給していた大当瓦窯跡（和知町、図2-16・2）がある。寺町廃寺跡と上山手廃寺跡は同一郡内に近接する寺院の関係を、また寺町廃寺跡と大当瓦窯跡は瓦の供給地と生産地の関係をそれぞれ検討でき、全国的に極めて稀な地域である。さらに周辺の遺跡として、向江田中山遺跡（向江田町、図2-16・14）では同一方向に主軸をそろえた掘立柱建物跡（6棟）を確認しており、官衙的な性格の遺構とみられる。この他、宮の本遺跡（向江田町、図2-16・66）では、鍛冶などの作業場的な性格をもつ遺構や仏教的な空間とみられる総柱建物跡が確認されており、深茅遺跡（向江田町、図2-16・13）では平瓦を利用したカマドをもつ堅穴建物跡が確認されている。

向江田町に隣接する三良坂町では、灰塚ダムの建設に伴う杉谷B地点遺跡（三良坂町）、道ヶ曾根遺跡（同）、見尾東遺跡（同）、見尾西遺跡（同）の発掘調査において、鉄器生産に関わる遺構・遺物を確認している。特に道ヶ曾根遺跡は、7～8世紀の集落跡であり、鍛冶炉や円面硯の出土などから律合体制下における專業的な鉄製品の生産が想定される。寺町廃寺跡の建立の背景を経済的な側面から検討する上で注目される地域である。



図2-15 三谷郡の位置



写真 2-5 寺町廃寺跡 空撮



写真 2-6 大当瓦窯跡



写真 2-7 上山手廃寺跡

## (5) 中世

平安時代には備後北部でも大田荘（世羅町）などの多くの莊園が存在したとされるが、三次市域では小童保（甲奴町）を除き、その実態はよく分からぬ。南北朝期以降は、三次郡を中心に三吉氏が、三谷郡を中心に広沢氏が台頭し、このうち広沢氏は14世紀初めに江田・和智の両家に分かれ、戦国時代末まで江田荘・和知荘の国人として活躍した。

なお、三次盆地が中国地方のほぼ中央部に位置するという地理的要因も関係してか、三吉・江田・和智の3氏には頻繁に尼子氏と大内氏の影響が及んだ。寺町廃寺跡周辺の国広城跡（和知町）、ハチが壇城跡（四拾貫町）、南山城跡（和知町、図2-16・8）、茶臼山城跡（向江田町、図2-16・42）、陣山城跡（同、図2-16・19）といった城跡は、尼子氏・大内氏が争った大永7年（1527）の和智細沢山合戦に係る城跡とされる。

その後、中国地方の霸者として毛利氏が台頭する中で、三吉・和智氏はその支配体制に組み込まれ、江田氏は天文22年（1553）に毛利氏の攻撃を受けて滅亡した。江戸時代に編纂された『芸藩通志』には、この時、江田氏の祈願所として寺町の地にあったとされる興法寺も焼失したとの記載があり、寺町廃寺跡の発掘調査でも当該期の遺構や遺物を確認している。遺跡の分布状況からは、戦国期の動乱の中で変化する中国山地山間部の様相がうかがえる。

### ※1 三谷郡

古代の備後國（広島県）にあった郡。現在の三次市南部が「三谷郡」に該当すると考えられている。



- 1: 寺町廻寺跡（史跡） 16: 陣山古墳群 31: 上大綱古墳 46: 天長山南古墳群 61: 下山手古墳群 76: 大番谷池南古墳 91: 若見追道路  
 2: 大当瓦窯跡（史跡） 17: 日野目遺跡 32: 福正寺北道跡群 47: 菊山北古墳群 62: 因之段古墳群 77: 三田谷古墳群 92: 岡田山古墳群  
 3: 上山手廻寺跡 18: 鳥越古墳群 33: 大鳴北古墳群 48: 稲山古墳群 63: 天神古墳群 78: 三田谷南古墳群 93: 大仙古墳群  
 4: 三重1号遺跡 19: 陣山城跡 34: 大鳴古墳群 49: 小城跡 64: 天神西古墳 79: 三田谷北古墳群  
 5: 和短白鳥遺跡 20: 大仙大平山古墳群 35: 河原2号通路 50: 野福城跡 65: 宮の木古墳群 80: 池田古墳群  
 6: 上四拾黃古墳群 21: 高保古墳群 36: 寺の前古墓 51: 野福北古墳群 66: 宮の木通路 81: 中ノ尾西古墳  
 7: 鹿歌古墳群 22: 上陣古墳群 37: 河原田古墳群 52: 野福南古墳群 67: 西ヶ谷古墳 82: 寺山北古墳群  
 8: 南山城跡 23: 円納古墳群 38: 濑戸越北古墳群 53: 野福東古墳群 68: 角正北古墳群 83: 勇免古墳群  
 9: 稲現古墳群 24: 和知大久保古墳群 39: 濑戸越中古墳群 54: 日高古墳群 69: 角正古墳群 84: 重岡山通路  
 10: 稲現南古墳群 25: 和知宮山古墳群 40: 濑戸越古墳群 55: 司町古城跡 70: 大番谷池古墳群 85: 塩町通路  
 11: 鳥井山古墳群 26: 弁天東古墳群 41: 濑戸越南古墳 56: 東山古墳群 71: 大番谷古墳群 86: 莢草古墳群  
 12: 沼江山古墳群 27: 大仙北古墳群 42: 茶臼山城跡 57: 切田古墳群 72: 小五郎北古墳群 87: 新富山城跡  
 13: 深茅遺跡 28: 大仙古墳群 43: 天良山古墳群 58: 新聚古墳 73: 小五郎南古墳群 88: 幸利山古墳  
 14: 向江田中山通路 29: 大仙南古墳群 44: 茶臼山古墳群 59: 出水古墳群 74: 橋平古墳群 89: 三谷都衙推定地  
 15: 塚山境墓群（史跡） 30: 下の新通路 45: 茶臼山北古墳 60: 黒岩古墳群 75: 大番谷南古墳群 90: 煙尻道路

## (6) 近世

豊臣秀吉の天下統一後、慶長 5 年(1600)の関ヶ原の戦いで徳川氏に勅選が移ると、毛利氏は防長 2 か国・萩に転封され、福島正則が広島に入り、三次地域には尾関正勝が配置された。元和 5 年(1619)、福島氏の改易後は広島・福山にそれぞれ浅野・水野の徳川譜代の大名があり、三次地域は広島浅野藩領に属する。寛永 9 年(1632)、三次・浅野藩 5 万石が分知独立し三次浅野支藩が成立するが、享保 5 年(1720)の 5 代藩主の死去により廃絶され、再び広島本藩へ合併された。この間、初代藩主の浅野長治は、三次町を囲む川を天然の堀とみたて町割全体を城郭とする城下町を整備した。また水害から三次町を守るために大規模な旭堤が築かれ、少なくとも 4 回の改修が行われた。この馬洗川両岸の自然堤防上に形成された「三次町」は、現在の市街地の原型となる町入町へと発展した。

## (7) 近・現代

三次市の属する行政区画は、明治維新から明治 19 年(1886)にかけて大きく変化した。広島県は廃藩置県の翌明治 5 年(1872)、新しい行政区画を制定し、この制度により、三次郡は 6 大区で 52 箇村を 9 つの小区に、三谷郡は 13 大区で 38 箇村を 6 つの小区に分かれる。これにより、三次郡は上里村(三次町)に、三谷郡は三良坂村に区用所が設置された。

その後明治 19 年(1886)、上里村が最初に町制を布いて三次町になり、明治 22 年(1889)、市町村制が施行され、三次郡は 1 町 9 箇村、三谷郡は 8 箇村となる。ここに誕生した町村が長くこの地域における行政の基本単位となり、備後北部の交通の要衝地としての役割を果してきた。

現在の三次市は、平成の市町村合併に伴い、平成 16 年(2004)4 月 1 日に旧三次市と双三郡の作木村、布野村、君田村、三和町、吉舎町、三良坂町、甲奴郡甲奴町の 8 市町村が合併して誕生した。

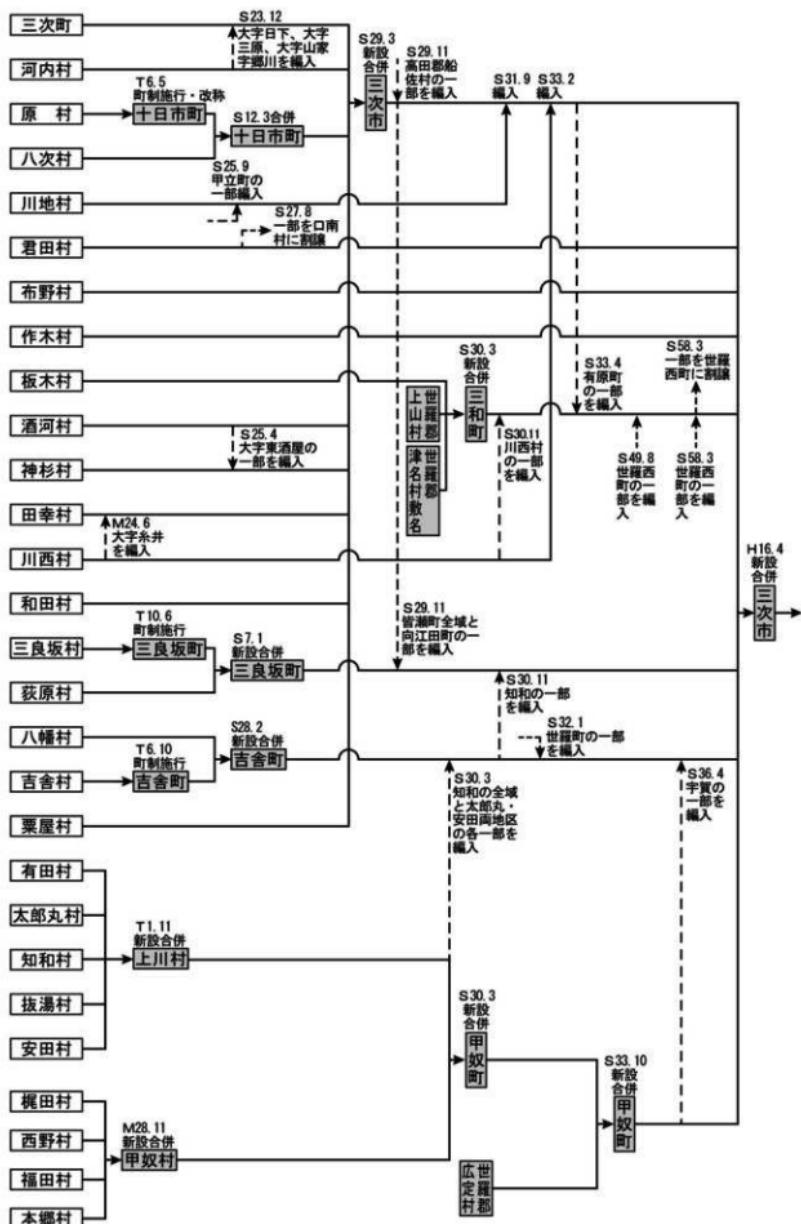


図 2-17 沿革

## 2 指定等文化財

三次市には、文化財保護法に規定された指定・登録の文化財が、令和4年(2022)年3月末現在 253件(指定 242件、登録 11件)あり、このうち指定の内訳は国指定 12件、県指定 61件、市指定 169件となっている。

また、文化財の種別等の件数、個々の概要及び位置(図は美術工芸品等を除く)は、次の表・図のとおりである。

表 2-7 指定等文化財の件数

(令和4年(2022)3月末現在)

種別(6類型: 文化財保護法第2条)	国	県	市	合計	
<b>指定文化財 合計</b>	12	61	169	242	
有形文化財	4	27	72	103	
建造物	3	4	15	22	
美術工芸品	1	23	57	81	
民俗文化財	1	3	18	22	
有形の民俗文化財	1	0	7	8	
無形の民俗文化財	0	3	11	14	
記念物	7	31	79	117	
※指定されると、遺跡 は史跡、名勝地は名 勝、動物・植物・地質 館物は天然記念物と なる。	遺跡(史跡) 名勝地(名勝) 動物(特別天然記念物) 動物・植物・地質館物(天然記念物)	5 0 1 1	14 1 0 16	27 2 0 51	46 2 1 68
文化的景観	0	—	—	0	
伝統的建造物群	0	—	—	0	

国登録文化財	合計	11
登録有形文化財	11	
登録有形民俗文化財	0	
登録記念物	0	

※表中の「—」は制度がないことを示す。

表 2-8 国指定文化財

種別	指定年月日	名称	所在地
重要文化財 建造物	昭和 53(1978). 1. 21	旧播磨山家住宅	三良坂町灰塚
	昭和 53(1978). 1. 21	奥家住宅	吉舎町敷地 附本宅普請万覚帳 1冊
	昭和 55(1980). 1. 26	旧真野家住宅	小田幸町(みよし風土記の丘)
美術工芸品 (考古資料)	平成 6(1994). 6. 28	広島県矢谷古墳出土品	小田幸町(広島県立歴史民俗資料館)
重要有形民俗文化財	平成 11(1999). 12. 21	江の川流域の漁撈用具	小田幸町(広島県立歴史民俗資料館)
史跡	昭和 47(1972). 10. 12	浄業寺・七ツ塚古墳群	高杉町・小田幸町・大田幸町・江田川之内町
	昭和 53(1978). 1. 27	花園遺跡	十日市南
	昭和 54(1979). 3. 13	矢谷古墳	東酒屋町松ヶ迫
	昭和 59(1984). 5. 25	寺町廃寺跡	向江田町・和知町
	平成 12(2000). 12. 20	陣山墳墓群	四拾貫町陣山・向江田町日野目
特別天然記念物	昭和 27(1952). 3. 29	オオサンショウウオ	地域を定めず
天然記念物	昭和 36(1961). 5. 6	船佐・山内逆断層帶	畠敷町・和知町

表2-9 広島県指定文化財

※天然記念物を除く

種別	指定年月日	名称	所在地
重要文化財	昭和28(1953). 4. 3	紙本墨書き大般若経	吉舎町吉舎(大慈寺)
	昭和28(1953). 10. 20	熊野神社宝藏	畠敷町(熊野神社)
	昭和29(1954). 4. 29	銅鐘	三次町(三勝寺)
	昭和33(1958). 1. 18	木造神像	三良坂町田利(田利八幡神社)
	昭和33(1958). 1. 18	絹本着色十六善神像	三良坂町田利(田利八幡神社)
	昭和33(1958). 1. 18	木造薬師如来坐像	三良坂町仁賀(福善寺)
	昭和34(1959). 10. 30	神輿	甲奴町小童(須佐神社)
	昭和36(1961). 4. 18	木造薬師如来坐像	海渡町(帰海寺)
	昭和36(1961). 4. 18	銅製燭口	布野町下布野(知波夜比売神社)
	昭和36(1961). 4. 18	石造五輪塔	布野町上布野字二井後
	昭和38(1963). 4. 27	なぎなた 銘藤原輝広尾州	吉舎町三玉
	昭和40(1965). 4. 30	木造般陀如来坐像	吉舎町吉舎(善逝寺)
	昭和40(1965). 4. 30	木造阿弥陀如来坐像	吉舎町清綱(浄土寺)
	昭和45(1970). 1. 30	刀 銘芸州大山住宗重作	十日市東
	昭和47(1972). 5. 2	鉄鍛塗金二十間二方白總 覆輪阿古船形筋兜鉢	十日市東
	昭和50(1975). 9. 19	法華經版本	吉舎町檜
	昭和53(1978). 1. 31	木造日蓮上人坐像	向江町(十林寺)
	昭和58(1983). 3. 28	木造阿弥陀如来坐像	吉舎町清綱(浄土寺)
	昭和58(1983). 3. 28	木造阿弥陀如来坐像 附体内 仏、木造阿弥陀如来坐像1躯	吉舎町敷地(西光寺)
	昭和62(1987). 3. 30	旧佐々木家住宅	三和町敷名
	平成元(1989). 3. 20	絹本着色觀音三十三身像	吉舎町吉舎(大慈寺)
	平成元(1989). 11. 20	大慈寺觀音堂 附厨子1基、 棟札2枚	吉舎町吉舎(大慈寺)
	平成2(1990). 12. 25	鉄製燈籠	畠敷町(熊野神社)
	平成2(1990). 12. 25	金銅製板塔婆	畠敷町(熊野神社)
	平成2(1990). 12. 25	木造阿弥陀如来坐像	畠敷町(熊野神社)
	平成5(1993). 2. 25	木造地蔵菩薩坐像	吉舎町三玉
	平成29(2017). 12. 4	袈裟襷文銅鐸(黒川遺跡出土)	小田幸町(広島県立歴史民俗資料館)
無形民俗文化財	昭和35(1960). 3. 12	伊賀と志神楽「鈴合せ」	作木町伊賀と志
	平成9(1997). 5. 19	辻八幡の神殿入	吉舎町辻(辻地域全域)
	平成27(2015). 4. 27	三次鞠飼の民俗技術	十日市親水公園馬洗川
史跡	昭和12(1937). 5. 28	頓杏坪役宅(運暉居)	三次町
	昭和12(1937). 5. 28	三次社倉	三次町
	昭和17(1942). 6. 9	吉寺廢寺跡	吉舎町檜
	昭和19(1944). 5. 30	下素麵屋一里塚	吉舎町吉舎
	昭和19(1944). 5. 30	中山一里塚	吉舎町吉舎
	昭和32(1957). 9. 30	岩脇古墳	栗屋町宇柳迫
	昭和32(1957). 9. 30	若宮古墳	十日市南
	昭和32(1957). 9. 30	日光寺住居跡	十日市南
	昭和40(1965). 4. 30	山家一里塚	山家町神之瀬
	昭和53(1978). 10. 4	三玉大塚古墳	吉舎町三玉
	昭和56(1981). 11. 6	下本谷遺跡(三次郡衙跡)	西酒屋町善法寺
	昭和57(1982). 10. 14	酒屋高塚古墳	西酒屋町
	昭和59(1984). 11. 19	高杉城跡	高杉町
	平成6(1994). 10. 31	糸井大塚古墳(糸井塚の本第 一号古墳)	糸井町
名勝	昭和35(1960). 8. 25	常清滝	作木町作木

表 2-10 国登録文化財

種別	指定年月日	名 称	所在地
登録有形文化財	平成 9(1997). 5. 7	三次市歴史民俗資料館(旧三次銀行)	三次町
	平成 9(1997). 9. 17	田中写真館	吉舎町吉舎
	平成 23(2011). 7. 25	照林坊本堂	三次町
	平成 23(2011). 7. 25	照林坊客殿	三次町
	平成 23(2011). 7. 25	照林坊御成の間	三次町
	平成 23(2011). 7. 25	照林坊庫裏	三次町
	平成 23(2011). 7. 25	照林坊渡り廊下	三次町
	平成 23(2011). 7. 25	照林坊経蔵	三次町
	平成 23(2011). 7. 25	照林坊鐘撞堂	三次町
	平成 23(2011). 7. 25	照林坊山門	三次町
	平成 29(2017). 5. 2	旧万寿之井酒造 酒造蔵	三次町



写真 2~8 国史跡の現況（※寺町庵寺跡を除く）

(左上：花園遺跡、右上：浄楽寺・七ツ塚古墳群、左下：陣山塚墓群、右下：矢谷古墳)

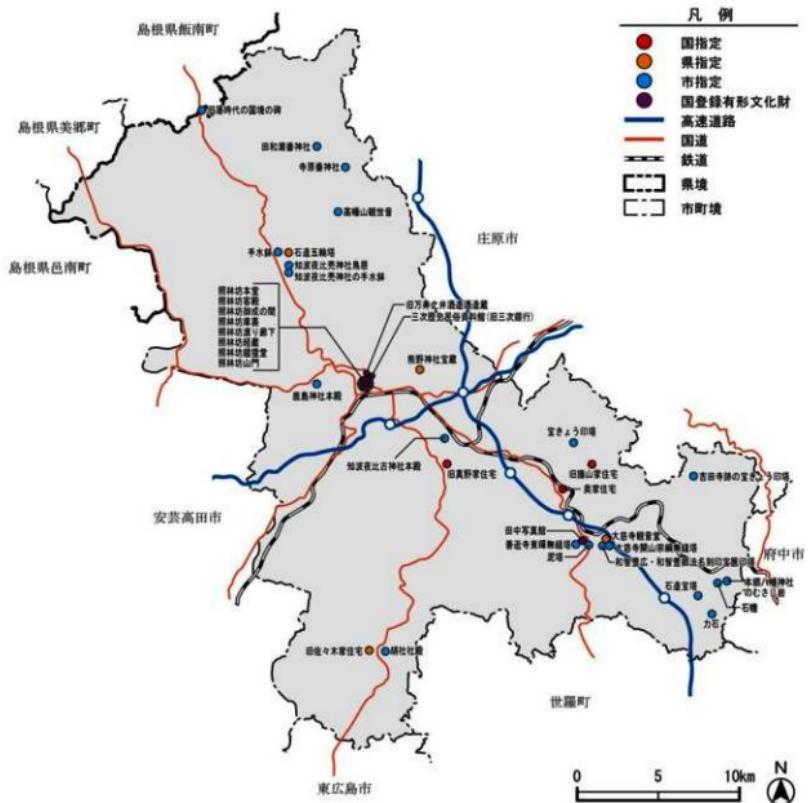


図 2-18 指定文化財の分布（重要文化財（建造物）・有形民俗文化財・国登録有形文化財）



図 2-19 指定文化財の分布（史跡）

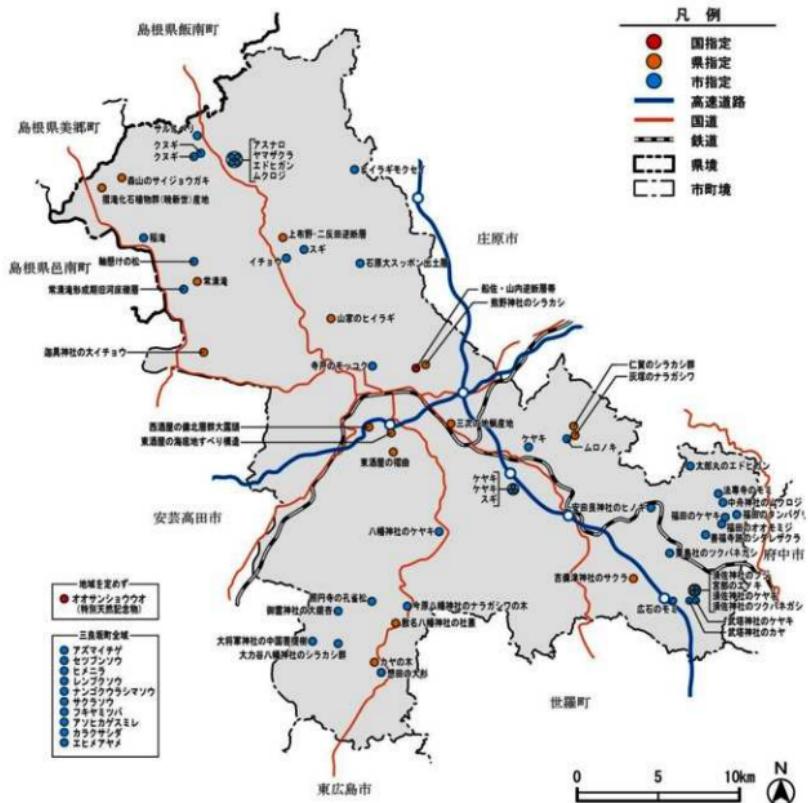


図 2-20 指定文化財の分布（名勝・天然記念物）

## 第3章 史跡の概要

### 第1節 指定に至る経緯

寺町廃寺跡は、昭和12年(1937)に広島県の史跡に指定された。その後、昭和53年(1978)2月に、遺跡周辺において県営圃場整備が計画されたことから、昭和54年度(1979)から4箇年にわたって緊急的な確認調査を実施し、圃場整備実施区域との調整を図ることとなった。

発掘調査の結果、遺構では金堂・塔・講堂といった寺院を構成する堂塔が確認され、遺物では瓦をはじめとした多様な遺物が出土した。特に中枢伽藍の遺存状態は極めて良好で、中国地方を代表する古代の地方寺院跡として、昭和59年(1984)5月25日に大当瓦窯跡とともに国史跡に指定された。

市教委では、史跡寺町廃寺跡の保存と活用を図るための整備事業に着手し、その一環として、まずは平成4年度(1992)に指定地9,679.02 m<sup>2</sup>のうち全体の76%にあたる延べ7,380.62 m<sup>2</sup>を公有地化した。さらに平成5年度(1993)には、残りの1,645.55 m<sup>2</sup>及び大当瓦窯跡の指定面積4,196.13 m<sup>2</sup>を含めて公有化した。平成6年度(1994)には整備基本計画を策定したが、平成7年度(1995)に事業中断を決定した。

その後、平成29年度(2017)に事業再開を決定し、平成30年度(2018)～令和2年度(2020)にかけて、史跡の保存と活用に向けた内容確認を目的とする発掘調査を実施した。また令和4年(2022)3月30日、8次にわたる調査成果をまとめた『史跡寺町廃寺跡・推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書』を刊行した。

### 第2節 指定の状況

#### 1 指定告示

文部省告示第71号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、下記1の記念物を下記2によって史跡に指定する。

昭和59年(1984)5月25日 文部大臣 森 喜朗

記

1(1) 名 称 寺町廃寺跡

(2) 所在地及び地域

所在地：(寺跡) 広島県三次市向江田町

地 域：2648番・2649番・2650番のうち実測1,329.23 m<sup>2</sup>, 2651番, 甲2651番, 2652番, 2653番, 2655番ノ1, 2655番ノ2, 2764番, 2765番ノ1, 2765番ノ2, 2782番のうち実測402.28 m<sup>2</sup>, 2783番, 2784番, 2785番ノ1, 2785番ノ2, 2786番, 2787番, 2788番ノ1のうち実測306.26 m<sup>2</sup>, 2788番地ノ2のうち実測290.40 m<sup>2</sup> (右の地域内に介在する里道敷及び水路敷を含む)

所在地：(窯跡) 同三次市和知町大鳴

地 域：125番のうち実測2,033.16 m<sup>2</sup>, 126番のうち実測113.66 m<sup>2</sup>, 128番のうち実測205.25 m<sup>2</sup>, 129番のうち実測63.23 m<sup>2</sup>, 130番ノ1のうち実測1,689.6 m<sup>2</sup> (右の地域内に介在する里道敷及び水路敷を含む)

## 2(1) 指定理由

### ア 基 準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

史跡3（寺跡）による。

### イ 説 明

寺町廃寺跡は、三次盆地の東側、馬洗川と国兼川にはさまれた丘陵地の狭い谷あいの南斜面に所在している。

本遺跡はいわゆる法起寺式伽藍配置をもつ7世紀中葉から9世紀にわたる寺院跡で、伽藍中枢部が良く残存した中国地方では極めて稀なものであり、仏教文化の研究の上で欠くことのできない重要な遺跡である。また、寺跡の北方斜面には瓦窯跡が確認されており、この寺へ瓦を供給したものと考えられる。寺跡及び瓦窯跡をあわせて史跡に指定し、保存を図ろうとするものである。

### （2）官報告示

昭和59年（1984）5月25日付け文部省告示第71号

## 2 指定説明文とその範囲

### （1）史跡指定の説明文

#### 寺町廃寺跡

広島県三次市向江田町・和知町

寺町廃寺跡は、三次盆地の東側、馬洗川と国兼川にはさまれた丘陵地中の狭い谷間の南斜面に位置している。斜面には小さな田が段状につらなり、その内の1つに、塔の心礎が露出している。江戸時代から『芸藩通志』などに寺院跡と記され注目されており、また地元では一帯を「塔の段」・「堂の段」などと言ひ伝えている。一方軒丸瓦の下端に三角形状の突出部をもつ、いわゆる水切瓦の出土地としても著名な寺院跡である。

調査の結果、南面する伽藍中枢部が判明している。東に塔、西に金堂を配し、南正面に中門、北に講堂があり、中門からは回廊が発し、塔・金堂をつつみこんで、講堂に閉じているといった伽藍配置が復元されている。いわゆる法起寺式の配置である。塔は、博<sup>※1</sup>を立てならべ、その上に瓦を平積みにした化粧を行う一辺11mの基壇<sup>※2</sup>をもつ。北側では階段が検出されている。基壇の上面は削平されているので厳密にはわからないが階段と、心礎上面とのかかわりから、1～1.1mの基壇高が推定されている。建物の平面規模は、8尺の3間等間、基壇軒下部は7尺と復原されている。なお中央部には1.9m×1.1mの長方形の花崗岩製の心礎がある。その中心径44cm、深さ22cmの円孔がある。

金堂は、博を2段以上立てならべた化粧をしており、東西15.74m、南北13.40mの規模の基壇をもつ。基壇の上面は削平されており、現存高は約0.8mである。一部は地山を切り出し、基壇としている部分もある。礎石<sup>※3</sup>・根固石の痕跡は未発見で、平面規模はとらえられていない。塔・金堂の心々距離は約23mである。

講堂は、塔・金堂の心を結ぶ線の北約25mにその心がある。博を一段立て、その上に玉石を置く基壇化粧が残っている。規模は東西25.10m、南北14.70mである。南面では、建物の中央と両端に、都合3箇所の階段がある。また、棟通りには回廊がとりついでいる。基壇の上面は削平されており、礎石・根固石などは残存しないものの、階段・回廊の位置などから、建物の平面は桁行7間・梁行4間の規模と復元されている。すなわち桁行5間12尺等間・梁行2間13尺等間の身舎の4面に、柱間7尺の庇をもつ構造が考えられる。

中門は後世の削平のため残存状況は良くないが、塔・金堂の心を結ぶ線の南約17.5mの位置から南にかけて基壇積上の下部が残存しており、その位置がとらえられている。ただし、塔・金堂・講堂でみられた壇などの化粧は失われている。回廊は、中門から発し講堂に閉じている。基壇幅は4.6mで、両側に壇を立て基壇化粧としている。回廊の規模は心々で東西61m、南北46.5mである。

以上が伽藍中枢部の状況である。この中枢部をとりかこむ他の施設は未検出であるが、中軸線の東約49m、および西約44mの位置に、南北方向の地山の落ちがあり、各々東限・西限かと考えられている。

出土瓦については、特徴的ないわゆる“水切り”をもつ素弁八葉蓮華文軒丸瓦が、軒丸瓦の大半である。その他複弁類等が混じる。軒平瓦は検出されていない。年代的には、7世紀中葉から9世紀前半に及ぶものと考えられている。土器類としては、須恵器・土師器があるが、これらもおおよそ瓦と同年代のものである。出土土器で注目されるのは唐三彩である。淨瓶ないし水注と考えられるもので、晚唐の時期とされている。以上のとおり寺町廃寺跡は、いわゆる法起寺式伽藍配置をもつ7世紀中葉から9世紀代にわたる寺院跡で、伽藍中枢部がよく残存している。こういった例は中国地方ではきわめて稀で、仏教文化のあり方を考えてゆくうえで欠くことのできない遺跡である。なお、本寺院跡は、村岡良弼によって『日本畫異記』<sup>※4</sup>所載の百濟<sup>※5</sup>の禪師弘済建立の三谷寺に比定されている。

ところで、寺町廃寺跡の北方、三次市和知町の大当地区には、少なくとも5基以上の瓦窯跡が確認されており、この寺へ瓦を供給したものと考えられている。

寺院跡および瓦窯跡をあわせて史跡に指定し、保存を図ろうとするものである。

注1)『月刊文化財 12月号』(昭和58年(1983)12月1日発行)より引用

注2)脚注(※1~5)は本計画で付記

#### ※1 墓

土を焼いて方形または長方形の平板とし、敷瓦・壁体化粧材などに使用。日本では飛鳥・奈良時代に作られ、時に鳳凰・唐草文様などを浮彫してある(新村出編『広辞苑』第7版より)。

#### ※2 基壇

寺社・宮殿等の建物の基部に築いた石造や土造の壇。建物の土台部分のこと。

#### ※3 墓石

建物の基礎となる石。いしづえ。

#### ※4 『日本畫異記』

正式名を『日本国現報善惡靈異記』。平安初期の仏教説話集。上・中・下巻の3巻で構成される。薬師寺(奈良県)の僧俗景戒が編纂した日本最古の仏教説話集とされる。

#### ※5 百濟

4~7世紀、朝鮮半島の南西部にあった国。隣国の高句麗・新羅に対抗するため、倭と連携する中で、仏教を大和王朝に伝えた。660年代に唐・新羅の連合軍によって滅亡。

## (2) 史跡指定地の範囲

史跡指定地の範囲は、図面上で示すと寺町廃寺跡が図 3-1、大当瓦窯跡が図 3-2 のようになる。

なお、指定された地域（地番）は本節「1 指定告示」で、公図は「4 指定地の状況」の中で示している。

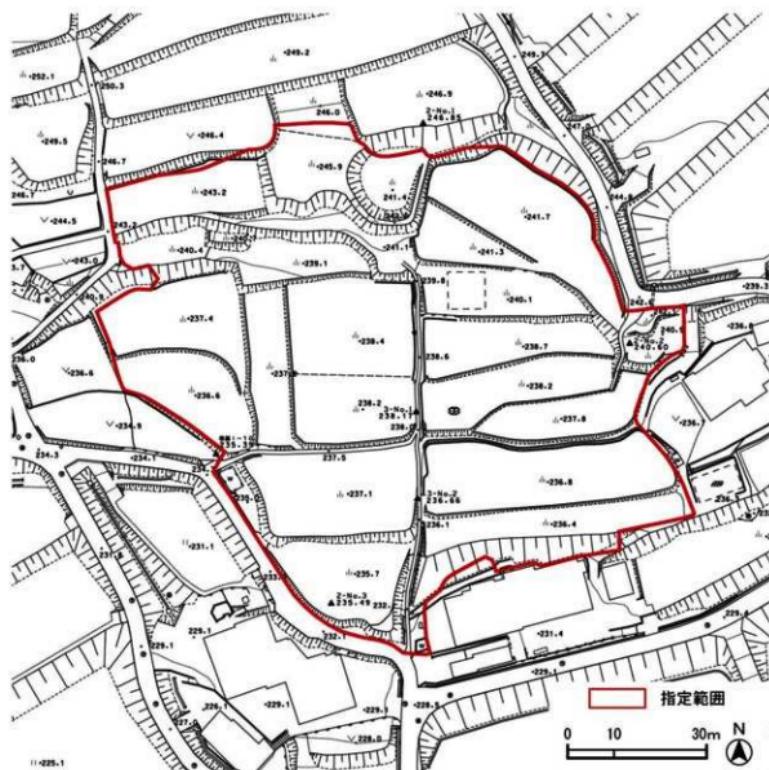


図 3-1 寺町廃寺跡の史跡指定地の範囲

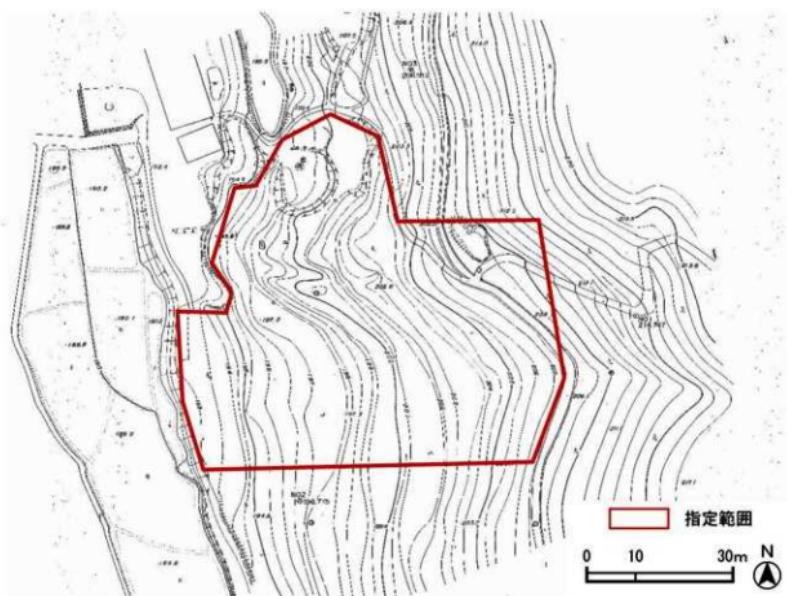


図 3-2 大当瓦窯跡の史跡指定地の範囲

### 3 史跡寺町廃寺跡の調査成果

史跡寺町廃寺跡の発掘調査は、昭和 54 年(1979)10 月に開始し、中断期間を挟んで令和 2 年(2020)10 月まで、計 8 回（その内の 2 回は大当瓦窯跡の調査も実施）、約 1,626 m<sup>2</sup>で実施した。その結果、金堂・塔・講堂の中核伽藍、これらを囲む回廊などの遺構と規模及び構造を解明した。以下、これまでの調査成果の要点を『史跡寺町廃寺跡 - 推定三谷寺跡第 1 ~ 8 次発掘調査総括報告書 -』の中の「第 8 章 総括」をもとに整理する。

#### (1) 考古学的調査

##### ア 寺町廃寺跡

###### 1) 中核伽藍

発掘調査の結果、寺町廃寺跡の中核伽藍は、西に金堂跡、東に塔跡、その背面に講堂跡が位置し、各堂塔の周囲には回廊跡が廻って、北面回廊が講堂の基壇東西辺の中央に取り付く、いわゆる法起寺式伽藍配置である。

さらに、全国に 60 例近くある法起寺式伽藍配置をもつ寺院跡（広義のものも含める）のうち、その遺存状態が最も良好な寺院跡である。

###### 2) 個別遺構

寺町廃寺跡の各堂塔は、その周囲に明確な掘り込み地業は確認できず、基本的には地山を削り出す、あるいは、整地土の上面に版築による土砂を盛ることで基壇を築成していた。さらに基壇周囲の下部に埠を小端立てし、1段 1 列の埠列を廻らせた全国的にも特殊な基壇外装を確認した。

金堂跡は、東西 15.74m × 南北 13.40m、北階段の規模から推定した復元高約 1.8m（残存高 60~80cm）の基壇をもつ建物とみられる。基壇の南辺と北辺の中央部には階段が取り付き、北階段の出は 2m と大きい。基壇の南縁から南へ 5.1m の位置には、木製の可能性がある燈籠遺構を確認し、全国 4 例目かつ日本最古例の可能性があり注目される。

塔跡は、1 辺 11.14m、北階段の規模から推定した復元高 1.35m の基壇をもつ建物である。基壇北辺の中央部には階段が取り付き、階段の出 1.95m と大きい。基壇規模に対応する建築構造は、3 間四方の三重あるいは五重の塔と推定される。

講堂跡は、東西 25.1m × 南北 14.7m、復元高 60cm の基壇をもつ建物である。基壇南辺には 3 箇所に階段が取り付き、7 世紀後半の講堂の平面形式を知る上で重要な遺構である。

回廊跡は、北面及び東面や西面を確認し、いずれも基壇幅 4.2~4.6m の単廊と推定される。講堂跡の基壇中軸線から東西両面の回廊外側までの距離を計測すると、東側が 29.6m、西側が 31.9m であり、西側が 2.3m 長い。寺町廃寺跡では、北面（南面）西回廊の東西長が北面（南面）東回廊よりも約 1 間分長く、こういった事例は法隆寺の西院伽藍にみられる。

その他の遺構として、寺域南部一帯では厚さ 1m 以上の造成土が積み上げられており、寺院造當時の大規模な造成工事が明らかとなった。古代の地方寺院跡とは直接的な関係はないが、講堂跡の基壇上を中心に各所で中世の柱穴群を確認したほか、池状遺構を形成する石垣を確認している。

### 3) 出土遺物

寺町廃寺跡からは約10万点の瓦類をはじめとした多様な遺物が出土している。

特に注目されるのは、いわゆる「水切り瓦」と称される、瓦当部下端に三角形状の突起をもつ軒丸瓦で、寺町廃寺跡からは5型式9種の軒丸瓦が出土した。その文様様式の変化からは長期的な寺院の存続が想定される。さらに「水切り瓦」は、備後地域北部（広島県北部）を中心に安芸地域（広島県）や出雲地域（島根県）、備中地域南部（岡山県）にも出土例があるが、種類の豊富さや出土量の多さから寺町廃寺跡がその中心地とみられる。

瓦類の他、土器類として唐三彩片が出土している。器種は長頸壺の脚部から体部にかけての破片資料で、日本国内での確認例は、国家的な祭祀が執り行われていた福岡県沖ノ島遺跡の他にない。地方寺院跡での出土は極めて異例であり、寺町廃寺跡の特殊性を物語る資料である。

### 4) 寺町廃寺跡の周辺

寺町廃寺跡の周辺では、古代の三谷郡の様相を物語る遺跡の発掘調査を行っている。寺町廃寺跡の北西約1.2kmに位置する大当瓦窯跡は、寺町廃寺跡と同范の軒丸瓦や鬼瓦が出土し、寺町廃寺跡に瓦を供給した窯跡とみられる。また、寺町廃寺跡から南西約1.4kmに位置する上山手廃寺跡は、塔跡が未確認であるが、寺町廃寺跡とほぼ同規模の法起寺式の伽藍配置をもつ寺院跡と考えられている。さらに上山手廃寺跡からは寺町廃寺跡と同范の軒丸瓦が出土しており、寺町廃寺跡との関係性が注目される。

### 5) 考古学的調査のまとめ

上記の発掘調査の成果は、次のようにまとめられる。

- ・寺町廃寺跡の造営工事は7世紀第3四半期後半に始まり、中枢伽藍の整備は7世紀の間に終わったと考えられる。その後、おおよそ2回の補修を挟んで次第に衰退し、廃絶した古代の寺院跡である（廃絶の時期は不明）。
- ・全国60例近くある法起寺式伽藍配置をもつ寺院跡の中で、最も遺存状態が良好な寺院跡である。
- ・法隆寺の西院伽藍と同じ設計手法が、ほぼ同時期かあるいは少し早い段階から採用されており、当時の都における最新の技術を用いて建設された先進性・高度性の高い寺院跡。
- ・各堂塔や回廊において、基壇下部の周囲に埠を小端立てる日本で稀な事例。
- ・備後地域北部を中心に安芸や備中南部、出雲西部に分布する「水切り瓦」の中心地とみられ、国を超えた造瓦技術の伝播がうかがえる。
- ・地方寺院跡での出土例としては日本唯一となる長頸壺の唐三彩片が出土し、その特異性がうかがえる。



写真3-1 金堂跡 北階段



写真3-2 塔跡 北階段



写真 3-3 講堂跡 南階段（西側）



写真 3-4 金堂跡基壇 埼列

#### イ 大当瓦窯跡

大当瓦窯跡は、三次市和知町に所在する古代の窯跡である。昭和 59 年(1984) 5 月 25 日付で、寺町廃寺跡と一緒に史跡に指定された。

##### 1) 検出遺構

大当瓦窯跡では、昭和 56 年度(1981)～昭和 57 年度(1982)の各年度において磁気探査による遺構の確認を実施した（奈良国立文化財研究所（当時）に依頼）。

磁気探査の結果、地下遺構の存在を示す強い磁気異常が確認され、2箇年に分けて発掘調査を実施した（寺町廃寺跡の第3次調査（=昭和 56 年度(1981)調査）、第4次調査（=昭和 57 年度(1982)調査）として実施）。その結果、2基の窯跡と 11 箇所の灰原とみられる遺構を確認した。

なお、発掘調査で確認した 2 基の窯跡のうち、1 基は平窯とみられ、現存長 3.2m、焼成室・燃焼室の奥行は推定 2 m、焚口の幅は推定 1 m であった。残る 1 基は、地形的な特徴から登窯と想定される。

##### 2) 出土遺物

大当瓦窯跡からは瓦類と土器類が出土し、瓦陶兼業窯の可能性がある。

特に瓦類では、寺町廃寺跡の出土例と同範囲にある軒丸瓦や鬼瓦が出土したため、大当瓦窯跡は寺町廃寺跡の瓦を焼成した窯跡である。昭和年間の調査では、寺町廃寺跡の創建瓦が出土していないこと、また鬼瓦の文様が平安期頃に位置づけられたため、寺町廃寺跡の補修に伴う窯跡とみられた。しかし、近年の平瓦や丸瓦を含めた検討によって、寺町廃寺跡の創建期から操業していた可能性があり注目される。

##### 3) 考古学的調査のまとめ

大当瓦窯跡は、寺町廃寺跡に瓦を供給した窯跡であり、近年では寺町廃寺跡の創建期から操業した可能性も想定される。さらに遺物の比較から三井 II 遺跡（島根県出雲市）との関係も指摘されており、寺町廃寺跡を検討する上で欠かせない遺跡である。

## (2) 史料的調査

### ア 『日本靈異記』上巻7縁「三谷寺」との関係

『日本靈異記』(正式名:『日本國現報善惡靈異記』)とは、我が国最古の仏教説話集である。上巻7縁には、白村江の戦い<sup>※1</sup>(663年)から無事に帰還した備後国三谷郡の大領の先祖が、百濟僧弘済とともに寺院を建立したとの記載がある。この寺院は「三谷寺」と記され、寺町廃寺跡が比定され、その研究史は約100年以上の蓄積がある。

#### 資料1 『日本靈異記』上巻7縁 書き下し文

亀の命を贖ひ生を放ちて現報を得亀に助らるる縁 第七

禪師弘済は、百濟國の人なり。百濟の乱の時に当りて、備後國三谷郡の大領の先祖、百濟を救はむが為に軍旅に遣さるる時に、誓願を發して言さく「もし平に還来らば、諸の神祇の為に伽藍を造立て多諸くの寺を起らむ」とまうす。

遂に災難を免れずなはち禪師を請へて相共に還來り三谷寺を造る。其の禪師の伽藍と諸の寺とを造立てたる所なり。道俗觀て、共に為に欽敬ふ。禪師尊き像を造らむが為に、京に上り財を売る。既に金と丹との等き物を買得て、難破の津に到逕る。時に海の辺の人大なる亀四口を売る。禪師人に勧へて買ひて放たしむ。すなはち人の舟を借り、童子二人を將て共に乗りて海を度る。日晚れ夜深けて舟人欲を起し、備前の骨嶋の辺に行到りて、童子等を取りて海の中に擲入る。然うして後に禪師に告げて云はく「速に海に入るべし」といふ。師教化ふといへども賊なほ許さず。茲に願を發して海の中に入る。水腰に及ぶ時に石を以ちて脚に当つ。其の晩に見れば、亀負へり。其の備中の浦にして、海の辺に其の亀、三頃きて去る。是は放てる亀の恩を報ゆるかと疑ふ。

時に賊等六人、其の寺に金と丹とを売る。壇越まづ量るに価を過ゆ。禪師後に出て見れば、賊等忙然しくして退進を知らず。禪師憐愍びて刑罰を加へず。仏を造り塔を嚴り、供養し已りぬ。後に海の辺に住みて往き来る人を化ふ。春秋八十有余のとしに卒ぬ。畜生すらなほ恩を忘れず、返りて恩を報ゆ。何にいはむや、人にして恩を忘れむや。

(出雲路修1996『日本靈異記』新日本古典文学大系30 岩波書店 を一部改変して引用)

#### イ『芸藩通志』からみた寺町廃寺跡

文政元年(1818~1830)にかけて、広島藩士の賴 杏坪らが編纂した『芸藩通志』卷113・114では、寺町廃寺跡に関わる記述が登場し、次の2つのことが記載されている。

① 三谷郡向江田村には古より七堂伽藍をもつ興法寺があり、中世には在地領主の江田氏が祈願所としたが、毛利元就によって江田氏が滅ぼされた際に焼失した。

② その跡地には塔心礎が露出しており、舍利孔には金剛水が溜まっている。

上記の内容からは、少なくとも江戸時代には、人々の間で備後地域北部における寺院跡の存在が認識されていたこと、現在でも地表に露出する塔心礎は、当時から今と同じ状態であったとわかる。これらは、寺町廃寺跡の存在を記した最も古い文章とみられる。

#### 資料2 『芸藩通志』卷113・114の内容

##### 『芸藩通志』卷113

「興法寺 向江田村にあり、蓮臺山金剛院と稱せしといふ、古は、七堂伽藍、及び五院九十一坊ありしといへり、江田家、祈願所にて、隆貴、殊に修營せしが、滅亡の時、兵火に焼れ、遂に廢すといふ、今に層塔、鐘樓、二王門の跡など存す、山林の名に、淨法寺、金剛院、楞嚴寺、淨光寺、極樂寺、觀音寺などいふもあり子院の名なるべし、田地の内より、往々礎石古瓦を出す。」

##### 『芸藩通志』卷114

「金剛水 向江田村、廢金剛寺址にあり、一に塔の水とよぶ。」

## ウ まとめ

史跡寺町廃寺跡の発掘調査の結果、遺構では畿内地域や百濟地域（朝鮮半島南西部）との関係が、また遺物では畿内地域や備中地域南部（岡山県）との関係が捉えられ、寺町廃寺跡の造営には様々な地域との繋がりが確認された。さらに遺物のうち「水切り瓦」の分布からは、寺院造営後（8世紀以降）における安芸地域（広島県）や出雲地域（島根県）、備中地域南部（岡山県）との関係が捉えられ、寺町廃寺跡の造営から廃絶までの間には様々な地域との関係が確認できる。

発掘調査で確認できたこうした状況の背景には、寺院造営者や寺院造営に携わった人々の活動が想定され、この点について寺町廃寺跡は、『日本靈異記』との関係からその活動を詳細に復元できる可能性がある。まず上巻7縁の導入部分には、三谷郡大領の先祖が百濟僧弘済とともに「三谷寺」を建立したとの記載があり、この内容には発掘調査で確認した百濟地域との繋がりが関係した可能性がある。さらに禪師弘済が仏像の材料を求めて都に行なったことが描かれるが、畿内地域との繋がりがこれに関係するかもしない。また禪師弘済が「三谷寺」の他に各地の寺院造営に携わったと推定されるが、「水切り瓦」の分布はこういった内容に関係する可能性もある。

全国の多くの古代地方寺院跡では、寺町廃寺跡のように他地域との関係がうかがえる寺院跡は確かに多い。しかし、寺院建立の経緯や経過に関する文献史料がないために寺院造営者や僧侶の動きまでは検討し難い。これに対して寺町廃寺跡は、発掘調査の成果を、考古学・歴史学・建築史学といった様々な研究分野からアプローチすることで、他地域との関係が詳細に検討できる可能性がある。さらに『日本靈異記』との関係からは、地方寺院跡であまり明らかにされてこなかった「人（=造営者）の動き」までもが検討できる可能性もある。

この点は、寺町廃寺跡の1つの歴史的・文化的価値といえ、発掘調査で明らかにされた遺跡の内容と『日本靈異記』の記述とに関係性がみられる全国的に稀有な寺院跡として、仏教文化が地方に広まつた時代の地域史を解明する上で極めて重要な遺跡である（『史跡寺町廃寺跡・推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書』・『第8章 総括 第6節 寺町廃寺跡の価値』から一部内容を抜粋・改変して記載）。



写真3-5 シンボル（最下部が塔心礎）



写真3-6 「水切り瓦」

### ※1 白村江の戦い

天智2年8月（663年10月）に朝鮮半島の白村江（現在の錦江河口付近）で行われた百濟復興を目指す倭・百濟連合軍と唐・新羅連合軍との戦争。



写真 3-7 寺町廃寺跡の金堂跡基壇 版築技術



写真 3-8 寺町廃寺跡出土 唐三彩片



写真 3-9 寺町廃寺伽藍模型（広島県立歴史博物館蔵・提供）

表3-1 本史跡（寺町廃寺跡及び大当瓦窯跡）の主な調査一覧

遺跡名	調査主体	調査概要	主な時期	主な検出遺構と遺物の概要
寺町廃寺跡 第1次発掘調査	市教委	【面積】: 270 m <sup>2</sup> 【期間】: 1979.10.29～12.14 【原因】: 園場整備に伴う保存対策	古代	【遺構】: 金堂跡, 塔跡, 回廊跡 【遺物】: 瓦類, 土器類, 金属製品 →金堂跡・塔跡の基壇規模を確認 東面回廊跡の位置と基壇規模を確認
寺町廃寺跡 第2次発掘調査	市教委	【面積】: 275 m <sup>2</sup> 【期間】: 1980.11.04～12.20 【原因】: 園場整備に伴う保存対策	古代 中世	【遺構】: 講堂跡, 回廊跡 【遺物】: 瓦類, 土器類, 金属製品 →講堂跡の基壇規模を確認 西面回廊跡の位置と基壇規模を確認
寺町廃寺跡 第3次発掘調査（大当瓦窯跡・昭和56年度（1981）調査）	市教委	◎寺町廃寺跡 【面積】: 298 m <sup>2</sup> 【期間】: 1981.11.04～12.24 【原因】: 園場整備に伴う保存対策 ◎大当瓦窯跡 【面積】: 88 m <sup>2</sup> 【期間】: 1981.10.19～11.05 【原因】: 内容確認	古代 中世	◎寺町廃寺跡 【遺構】: 塔跡, 回廊跡 【遺物】: 瓦類, 土器類, 金属製品 →塔跡の北階段及び基壇規模を確認 東面回廊の基壇規模を確認 ◎大当瓦窯跡 【遺構】: 窯跡 【遺物】: 瓦類, 土器類 →2基の窯跡と灰原を確認
寺町廃寺跡 第4次発掘調査（大当瓦窯跡・昭和57年度（1982）調査）	市教委	◎大当瓦窯跡 【面積】: 194 m <sup>2</sup> 【期間】: 1982.11.11～12.17 【原因】: 内容確認	古代	◎大当瓦窯跡 【遺構】: 窯跡 【遺物】: 瓦類, 土器類 →灰原とみられる遺構を確認
寺町廃寺跡 第5次発掘調査	市教委	【面積】: 242 m <sup>2</sup> 【期間】: 2018.10.09～12.07 【原因】: 内容確認	古代 中世	【遺構】: 金堂跡, 講堂跡 【遺物】: 瓦類, 土器類, 金属製品 →金堂跡の基壇規模を再確認 講堂跡の遺存状況を確認
寺町廃寺跡 第6次発掘調査	市教委	【面積】: 84 m <sup>2</sup> 【期間】: 2019.05.02～06.14 【原因】: 内容確認	古代	【遺構】: 金堂跡 【遺物】: 瓦類, 土器類 →金堂跡の南階段を確認
寺町廃寺跡 第7次発掘調査	市教委	【面積】: 187 m <sup>2</sup> 【期間】: 2019.09.30～11.29 【原因】: 内容確認	古代 中世	【遺構】: 金堂跡, 塔跡, 燈籠跡 【遺物】: 瓦類, 土器類, 金属製品 →金堂跡に付属する木製の燈籠遺構を確認 塔跡の基壇規模を確認
寺町廃寺跡 第8次発掘調査	市教委	【面積】: 76 m <sup>2</sup> 【期間】: 2020.10.05～10.31 【原因】: 内容確認	古代	【遺構】: 金堂跡 【遺物】: 瓦類, 土器類, 金属製品 →金堂跡の北階段を確認, 燈籠遺構の遺存状況を確認

表3-2 関連遺跡の発掘調査

遺跡名	調査主体	調査概要	主な時期	主な検出遺構と遺物の概要
上山手廃寺跡（第1次発掘調査）	県教委	【原因】: 園場整備に伴う保存対策	古代	【遺構】: 金堂跡 【遺物】: 瓦類, 土器類, 金属製品 →金堂跡の基壇を確認
上山手廃寺跡（第2次発掘調査）	県教委	【原因】: 園場整備に伴う保存対策	古代	【遺構】: 金堂跡・講堂跡 【遺物】: 瓦類, 土器類, 金属製品 →金堂跡及び講堂跡の基壇を確認
上山手廃寺跡（第3次発掘調査）	県教委	【原因】: 園場整備に伴う保存対策	古代	【遺構】: 講堂跡 【遺物】: 瓦類, 土器類, 金属製品 →講堂跡の基壇を確認

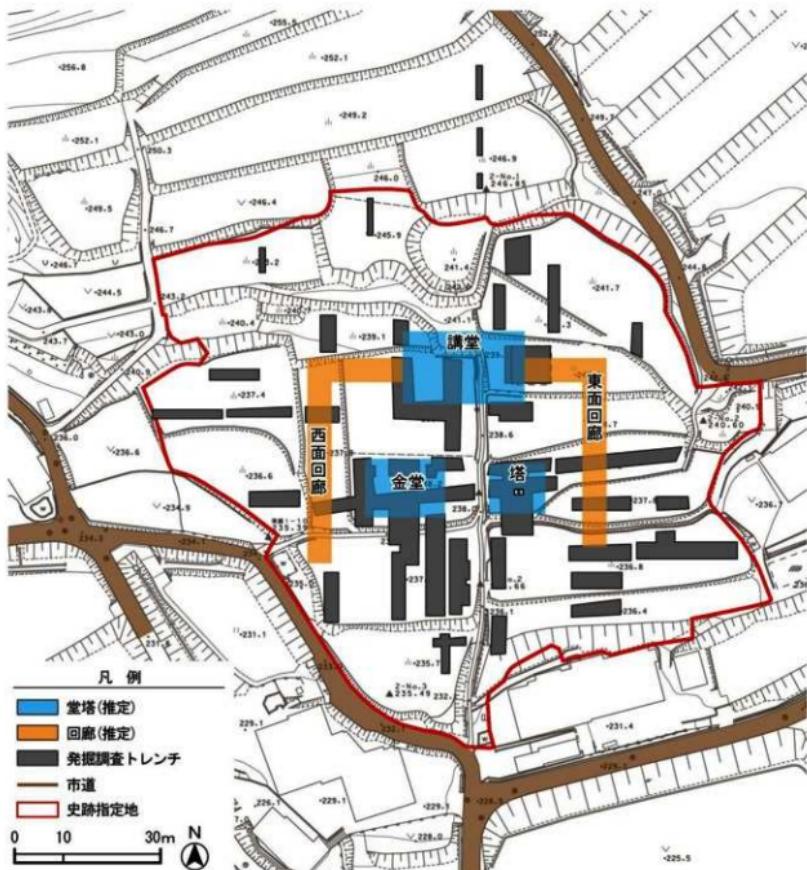


図 3-3 寺町廃寺跡の伽藍想定図

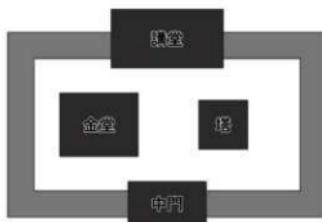


図 3-4 法起寺式伽藍配置

## 4 指定地の状況

### (1) 土地所有

史跡指定範囲の土地は、その全てが公有地となっている。

寺町廃寺跡は、三次市が 9,679.02 m<sup>2</sup>を所有しており、地目として公園、里道・水路となっている。

大当瓦窯跡は、三次市が 4,196.13 m<sup>2</sup>を所有しており、地目として公園、里道・水路となっている。

表 3-3 土地所有の状況

◎寺町廃寺跡（三次市向江田町）

所有者	面積 (m <sup>2</sup> )	構成比 (%)	該当する地目
公有地 (三次市)	9,679.02	100.0	公園、里道・水路
合計	9,679.02	100.0	—

◎大当瓦窯跡（三次市和知町）

所有者	面積 (m <sup>2</sup> )	構成比 (%)	該当する地目
公有地 (三次市)	4,196.13	100.0	公園、里道・水路
合計	4,196.13	100.0	—

### (2) 土地利用

史跡指定地の土地利用を地目でみると、寺町廃寺跡は、全体面積の大半（95.7%）を公園が占めており、その他は里道・水路となっている。

また、大当瓦窯跡は、全体面積の大半（97.8%）を公園が占めており、その他は里道・水路となっている。

なお、公有地化に際して、田、畠、山林、原野、雑種地、ため池を公園に地目変更している。

表 3-4 土地利用（地目）の状況

◎寺町廃寺跡（三次市向江田町）

地 目	面 積 (m <sup>2</sup> )	構成比 (%)
公園	9,259.63	95.7
里道・水路	419.39	4.3
合計	9,679.02	100.0

◎大当瓦窯跡（三次市和知町）

地 目	面 積 (m <sup>2</sup> )	構成比 (%)
公園	4,104.93	97.8
里道・水路	91.20	2.2
合計	4,196.13	100.0

表 3-5 土地利用（地目）の状況（参考）

番号	所在地	地番	地目	指定面積 (m <sup>2</sup> )	所有者(指定面積のみ)		
1	三次市向江田町	2648	公園				
2	"	2649	公園	1,329.23	三次市		
3	"	2650	公園				
4	"	2651	公園	193	三次市		
5	"	甲 2651	公園		三次市		
6	"	2652	公園	1,042.44	三次市		
7	"	2653	公園	1,180	三次市		
8	"	2655 - 1	公園	123	三次市		
9	"	2655 - 2	公園	171	三次市		
10	"	2764	公園	161	三次市		
11	"	2765 - 1	公園	1,040	三次市		
12	"	2765 - 2	公園	100	三次市		
13	"	2782	公園	402.29	三次市		
14	"	2783	公園	313	三次市		
15	"	2784	公園	861	三次市		
16	"	2785 - 1	公園	1,271	三次市		
17	"	2785 - 2	公園	204	三次市		
18	"	2786	公園	107	三次市		
19	"	2787	公園	165	三次市		
20	"	2788 - 1	公園	306.27	三次市		
21	"	2788 - 2	公園	290.40	三次市		
22	"	里道・水路		419.39	三次市		
小 計				9,679.02	-		
23	三次市和知町	125	公園	2,033.16	三次市		
24	"	126	公園	113.66	三次市		
25	"	128	公園	205.25	三次市		
26	"	129	公園	63.24	三次市		
27	"	130 - 1	公園	1,689.62	三次市		
28	"	里道・水路		91.20	三次市		
小 計				4,196.13	-		
合 計				13,875.15	-		

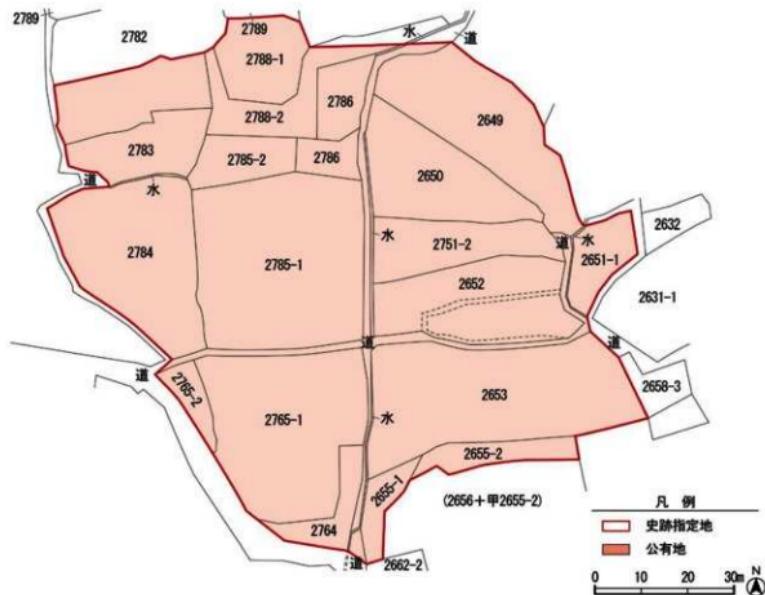


図 3-5 土地所有の状況（寺町廃寺跡）

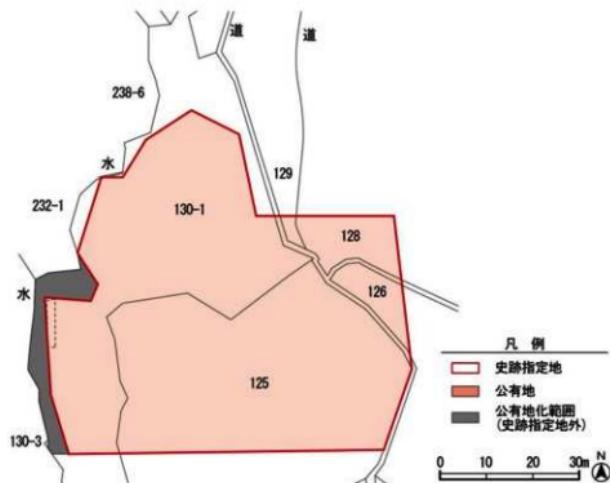


図 3-6 土地所有の状況（大当瓦窯跡）

### (3) 法規制の状況

史跡寺町廃寺跡は、文化財保護法（国指定史跡）のほか、現在までに様々な規制がなされている。

表 3-6 指定地及び指定地周辺の主な関連法規制

関連法規	対象	概要	所管課（窓口）
文化財保護法	史跡	寺町廃寺跡は国の史跡として指定され、現状変更は制限されている。	三次市教育委員会 文化と学びの課
	埋蔵文化財 包蔵地	史跡指定地の周辺は、古墳群や城跡が『広島県遺跡地図』で周知され、諸開発に対して必要に応じて発掘調査や工事立会を行なうなど、遺跡の保護が図られている。	三次市教育委員会 文化と学びの課
農業振興地域の整備に関する法律	農地	寺町廃寺跡周辺の農地は、農業振興地域に指定され、当該区域の土地は、原則として農地転用が認められないことから、公有化や史跡整備に関して、関係機関との調整、手続き等が必要となる。	三次市産業振興部 農政課 三次市農業委員会
農地法	農地	寺町廃寺跡周辺の農地は、農地保全が図られており、史跡指定地の公有化等に際しての関係機関との調整、手続き等が必要である。	三次市産業振興部 農政課 三次市農業委員会
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	史跡指定地の周辺	史跡指定地南側及び指定地周辺は、土砂災害警戒区域にあたるため、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。	三次市危機管理監 危機管理課
景観法（三次市景観計画）	史跡指定地（全市域）	三次市景観計画では、三次市全域を景観法に基づく景観計画区域と指定し、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項などを定めている。	三次市建設部 都市建築課
広島県屋外広告物条例	史跡指定地（全市域）	三次市全域で看板等の広告物の設置等について規制があり、広告物の設置にあたっては、事前に許可の申請が必要となる。	三次市建設部 都市建築課
その他（参考）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域（都市計画法）は、史跡指定地の西側の近接地までが指定されているが、本史跡やその周辺は指定されていない。</li> <li>・鳥獣保護区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）は、三次市では灰塚が庄原市にまたがって指定されているが、それ以外は指定されていない。</li> </ul>	

#### ア 文化財保護法

文化財保護法（国指定史跡）に関わる規制を整理すると、次のとおりとなる。

史跡指定地は、「文化財保護法第 125 条第 1 項」に基づき、「史跡名勝天然記念物に関する現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」と規定されている。従って、寺町廃寺跡（史跡指定地）や大当瓦窯跡（史跡指定地）において現状変更等を行おうとする場合、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」（昭和 26 年（1951））に基づき、現状変更等の許可申請を行った上で、文化庁長官の許可（文化財保護法第 125 条第 1 項）が必要となる。

因みに文化財保護法第 125 条第 1 項には、「ただし書き」として、許可が必要ない行為も規定されている。なお、国の機関が現状変更等を行おうとする場合は、文化庁長官の同意（文

化財保護法第168条)が必要となる。

また、史跡指定地の周辺は、砂走古墳群や四横古墳群といった古墳群や寺町古城跡といった城跡が『広島県遺跡地図XI(三次市・庄原市)』(県教委2006)で周知され、諸開発に対して必要に応じて発掘調査や工事立会など、遺跡の保護が図られている。

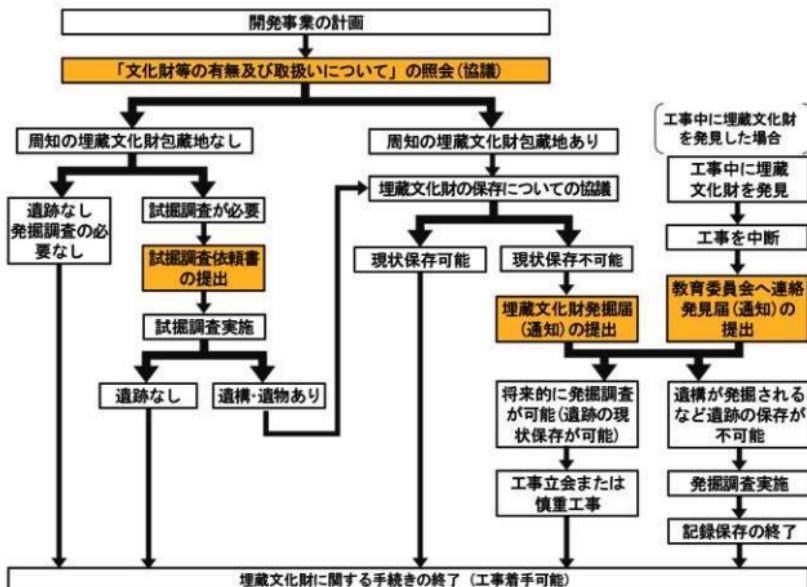


図3-7 埋蔵文化財の手続きの流れ

## イ 農業振興地域の整備に関する法律

寺町廃寺跡の周辺一帯は、県営の圃場整備が実施されているため、農業振興地域制度（農業振興地域の整備に関する法律：下記を参照）に基づき、市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域となる。

従って、農地の転用は原則として禁止されており、農地転用許可制度の活用にあたっては、適切な事業計画を作成した上で、府内の担当課（農政課）及び関係機関（三次市農業委員会、中国四国農政局）との事前協議が必要となる。

### ■農業振興地域

農地転用規制は、農業上の土地利用のゾーニングを行う農業振興地域制度と個別の農地転用を規制する農地転用許可制度がある。

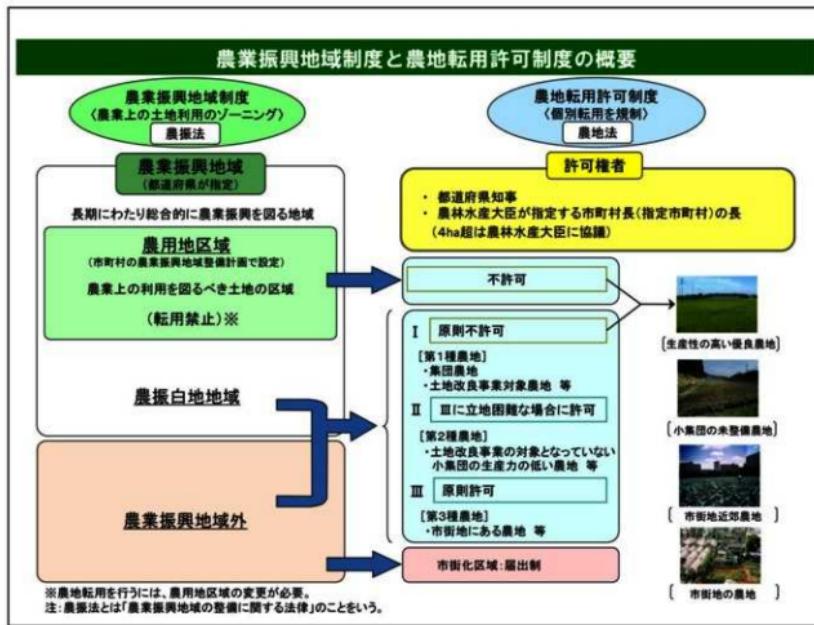
上記のうち、農業振興地域制度とは、市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域で農地転用は禁止されている。

また、農地転用許可制度は、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障がない農地に誘導する制度である。

### ＜制度による行為の規則＞

寺町廃寺跡の周辺は、農業振興地域にあたるため、原則として農地転用は禁止されている。

農地転用許可制度の活用にあたっては、府内の担当課及び関係機関（中国四国農政局）との事前協議が必要となる。



※農林水産省HPから抜粋

図 3-8 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

## ウ 農地法

史跡寺町廃寺跡は公有化に際してすでに地目変更を行っているが、史跡周辺一帯は農地があり、農地法が適用される。農地法は、農業生産の基盤である農地の所有や利用関係の基本的な仕組みを定めた法律である。

農地法では、昭和27年(1952)の制定以来、耕作者自らが農地を所有することを最も適當である(自作農主義)としていたが、平成21年(2009)に農業への参入を促進し、限りある我が国の農地を有効利用するために大幅に見直し、抜本改正された。

### <改正農地法のポイント>

- 農地を取得する際の下限面積(50a)を緩和
- 株式会社等の貸借での参入規制を緩和→全国的に参入可能、農地の貸借期間の上限を20年から50年間に延長
- 農業生産法人の要件を緩和→食品関連企業等からの出資が1/2未満まで可能
- 農地確保のための措置の徹底
  - ・転用規制の厳格化→病院、学校等の公共転用への協議制の導入
  - ・遊休農地対策の強化→毎年、全ての農地を対象とした利用状況の調査

さらに、平成27年(2015)にも「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」と併せて改正され、農地法については6次産業化等を通じた経営発展を促進するため、農地を所有できる法人の要件(議決権要件、役員の農作業従事要件)が見直された。

### <農地転用許可制度：前頁の図を参照>

農地法に規定されている農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障がない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしている。

## エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）

土砂災害防止法に基づき、寺町廃寺跡(史跡指定地)の南側及び東側、並びに西側の一部を含み、土砂災害警戒区域(土石流)が指定されている。

大当瓦窯跡(史跡指定地)では、土砂災害警戒区域等はかかっていないが、本史跡の南側には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(いずれも土石流)が指定されている。

### ■土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもの。

### <指定による制限>

- 土砂災害警戒区域
  - ・急傾斜地の崩落などが発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
- 土砂災害特別警戒区域
  - ・急斜地の崩落などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われる。

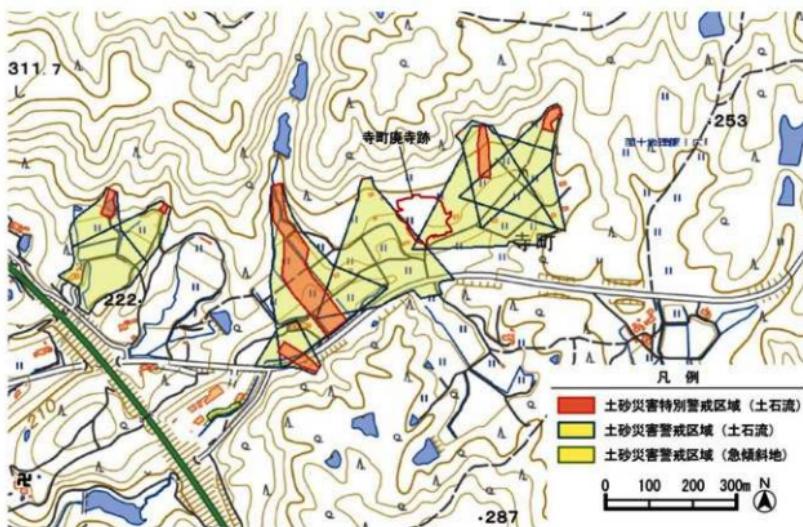


図 3-9 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別計画区域（寺町廃寺跡）

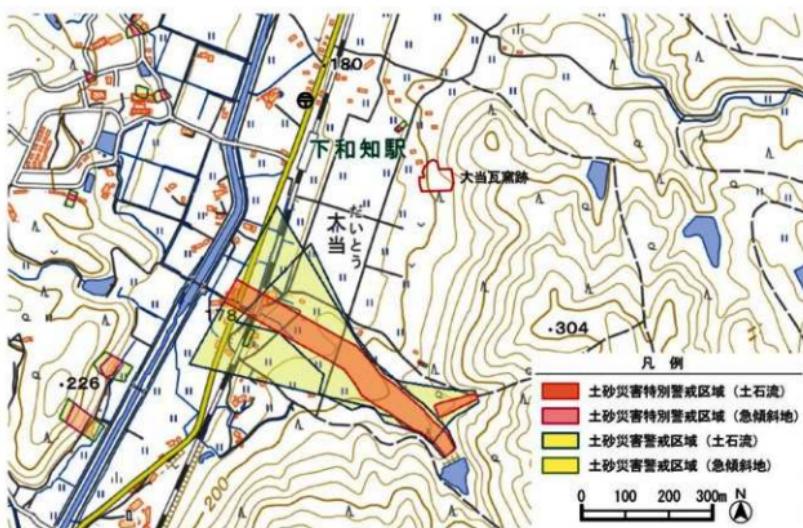


図 3-10 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別計画区域（大当瓦窯跡）

## オ 景観法（三次市景観計画）

三次市景観計画では、三次市全域を景観法に基づく景観計画区域と指定し、下記のような景観形成の目標のもとに、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項などを定めている。

なお、史跡寺町廃寺跡が所在する付近は景観タイプとして「田園景観」に位置づけている。

### ■景観形成の目標～みんなが憩う水と緑の景観都市みよし～

#### ○その1 地域の個性を活かした居心地の良い暮らしの場となる景観づくり

- ・ふるさとのぬくもりや活気のある暮らしを創造する
- ・各地域の個性があふれる三次市をめざす

#### ○その2 三次市特有な気候風土を活かし、人が集う景観づくり

- ・豊かな山や川の自然をまもり、美しい景観を保全する
- ・生活感のある農の景観をまもり、交流の場を創造する

#### ○その3 色彩に配慮し、四季を演出する観光の場となる景観づくり

- ・緑豊かなまちの景観・感動あるシーンでもてなす観光の場を創造する
- ・市全体で、景観に対して高い关心を持つよう啓発する

### ■田園景観（三次市景観計画より）

田園景観とは、田畠が多いタイプとする。

三次市の周辺部は山間が主体であるが、その中で幹線道路や川沿いに広がる田畠などは、農業に従事する多くの市民の生活を表す景観要素である。三次市の田畠は平地が少ないという地形的特徴から、多くは段々畑や、谷津などの形態をとっており、山の裾野や谷、川沿いに位置している。車による移動など、視点の動きは少なく、面的な広がりの中で見ることのできる農の景観を田園景観とする。

## カ 広島県屋外広告物条例

三次市では、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止という観点から、広島県屋外広告物条例に基づき、看板などの広告物の設置などについて規制を行っている。

また、安全対策の充実を図ることを目的として、広島県屋外広告物条例及び広島県屋外広告物に関する規則の一部が改正され、令和元年(2019)10月1日から、一定規模以上の屋外広告物について、有資格者による安全点検の実施と、点検結果の報告が義務付けられている。

#### <条例に基づく制限>

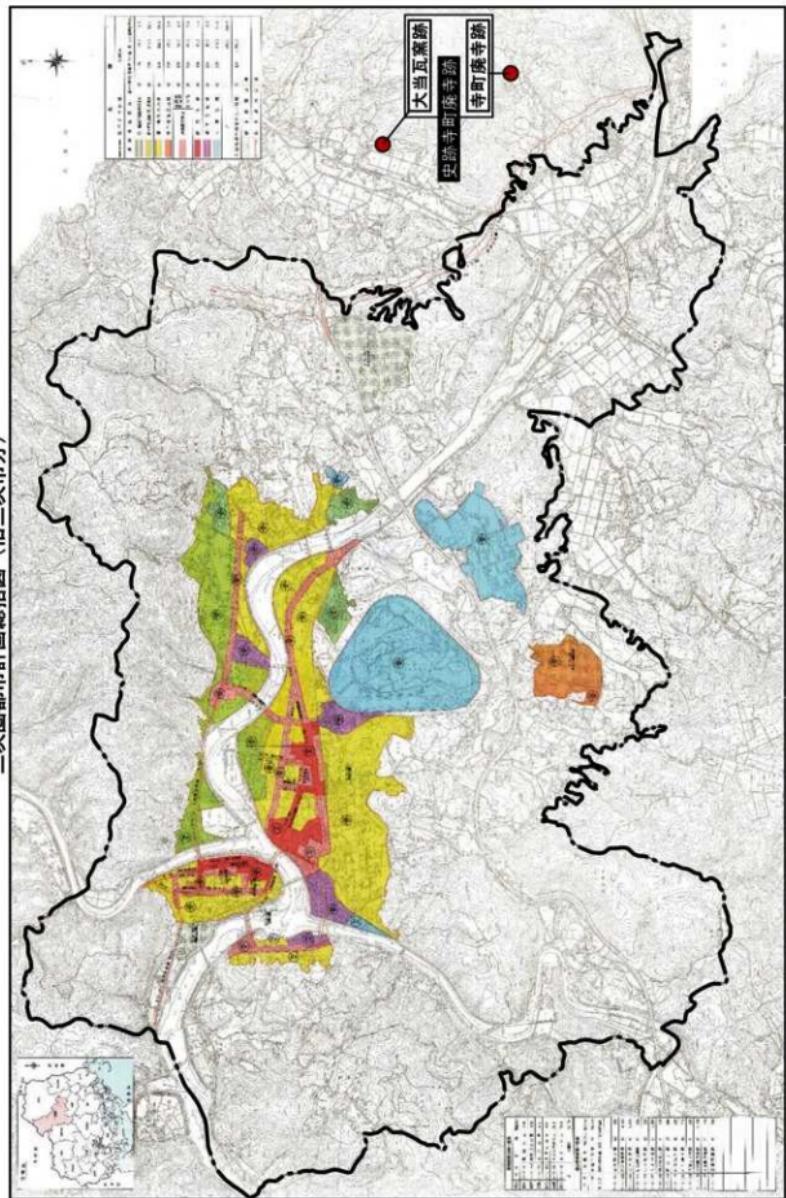
屋外広告物を表示・設置する場合には、表示などする場所の管轄する市町に申請書を提出して許可を受けなければならない（許可の期間は1年以内で、引き続いて表示などをする場合は、期間満了までに申請が必要）。

また、屋外広告物を表示・設置できない「禁止地域」、「禁止物件」、「禁止広告物」、許可申請の必要のない「規制の適用除外広告物」、許可地域内であっても広告物の種類ごとに基準があるので、府内の関係機関との事前協議が必要となる。

## キ その他：都市計画区域（未指定）

都市計画区域（都市計画法）は、史跡寺町廃寺跡やその周辺には指定されていないが、史跡指定地の西側の近接地までは指定されているので、参考までに次頁に都市計画図を掲載する。

図 3-11 都市計画の状況



## 第4章 史跡の本質的価値

### 第1節 史跡の本質的価値の明示

史跡の保存・活用の原点となるのは、史跡寺町廃寺跡が指定に値する本質的価値とは何か、を明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。

なお、史跡における本質的価値とは「史跡の指定に値する枢要の価値」とされ、指定説明文に立脚しつつ、史跡の本質的価値を総括的に再整理・再確認し明示することとされている。…『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書 平成27年3月 文化庁文化財部記念物課』(以下「マネジメント支援報告書」という。)

したがって、昭和59年(1984)の指定説明文や発掘調査の成果から史跡の本質的価値を検討すると、大枠となる1つの主要事項に、これを裏付ける5つの特徴を合わせて次のように明示できる。

#### 〈主要事項〉：古代の仏教文化のあり方を考えていくうえで欠くことのできない史跡

寺町廃寺跡は古代の地方寺院跡であり、大当瓦窯跡と一緒にして特殊な歴史空間を形成しており、仏教文化のあり方を考えいくうえで欠くことのできない史跡である。

##### ① 残存状況が良好な法起寺式伽藍配置が確認された全国的に稀な寺院跡

寺町廃寺跡は、全国に60例(広義のものも含む)近くある法起寺式伽藍配置をもつ寺院跡のなかで、遺存状態が最も良好な寺院跡であり、設計手法の詳細が検討できる。なお、寺町廃寺跡と同様の設計手法は法隆寺の西院伽藍にみられ、畿内の寺院造営技術が地方でどのように受容され展開したのかを検討できる可能性がある。

##### ② 「水切り瓦」の出土状況から、中国地方の拠点的な役割を果たしたとみられる寺院跡

寺町廃寺跡は、備後地域北部(広島県北部)を中心に安芸地域(広島県)や出雲地域(島根県)、備中地域南部(岡山県)にも分布する「水切り瓦」の中心地とみられる。

##### ③ 基壇下部の周囲に埠を小端立てする日本では珍しい事例

各堂塔や回廊の基壇下部の周囲に埠を小端立てする手法は、日本では珍しい事例である。

##### ④ 文献史料の内容と発掘調査で明らかにされた遺跡の内容とに関係性がみられ、古代における地方寺院の建立経緯の一端がうかがえる特殊な寺院跡

寺町廃寺跡は、発掘調査の成果から、我が国最古の仏教説話集『日本書紀』所載の百濟の禪師弘済が建立した「三谷寺」に比定される可能性が高い。『日本書紀』には、「三谷寺」の建立者である三谷郡大領の先祖が発した誓願が描かれる。この内容からは、「三谷寺」が建立氏族の素性がうかがえる地方寺院とも考えられ、注目される。

##### ⑤ 特定の寺院跡への瓦供給が明らかとなった瓦窯跡

発掘調査の結果、大当瓦窯跡は、寺町廃寺跡に瓦を供給していた瓦窯であることが明らかとなつた。特定の寺院への瓦供給が明らかとなつた瓦窯跡として注目される。

## 第2節 構成要素の特定

### 1 構成要素の特定の考え方

構成要素の特定においては、大きくは「本質的価値を構成する諸要素」と「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」、つまり価値に関わる区分が求められる。また、構成要素の特定については、史跡指定地だけでなく、「指定地の周辺地域を構成する諸要素」も求められている。…「マネジメント支援報告書」

これらのうち価値に関する「それ以外の諸要素」は、文化財に関するもの、自然に関するもの、施設・設備に関するものなどがあり、個々の要素の性格、本質的価値との関係などを考慮し、区分する必要がある。

一方、範囲のうち「指定地の周辺地域」(史跡指定地外)に関しては、史跡との関係において段階的に範囲を設定することが、史跡の保存・活用を考える上では効果的かつ現実的である。また、重要関連文化財と位置づけた上山手廃寺跡は、本史跡と一体的な価値を構成する要素として位置づけ、開発計画との調整など、適切な遺跡の保護に努める。今後、本史跡と一体的な価値を構成する要素が確認された場合には、上山手廃寺跡と同様に扱うこととする。

したがって、次に示すように、価値と範囲の2つの軸によって構成要素を特定することとする。

なお、ここで取り上げる構成要素は現存するものである。



図4-1 構成要素の特定の考え方（2つの軸）

#### (1) 「価値」に関する区分

史跡の保存・活用(整備などを含む)においては、本質的価値を構成する要素が何であり、また、それ以外の諸要素にどのようなものがあるかを把握・整理する必要がある。

このうち本質的価値を構成する要素は、その保存・活用が大前提となり、本章第1節及び第2節で明示した内容に基づき特定する。また、上山手廃寺跡は、前述のように史跡指定地外であることから、「史跡と一体的な価値を構成する要素」とする。

それら以外の諸要素は一律では捉えにくく、本史跡に関しては多種多様な要素が存在することから、個々の構成要素の内容や性格、本質的価値との関係などを考慮し、それぞれ扱いなどを検討する。

このため、それ以外の諸要素は史跡指定地周辺の状況を踏まえつつ、要素の性質・役割、史跡やその保存・活用との関わりを考慮して区分を設定する。

こうした点を踏まえ、史跡を構成する要素を、大きく次のA・A'～Eの6つに区分する。

＜「史跡の本質的価値を構成する要素(A)」及び「史跡と一体的な価値を構成する要素(A')」＞

A：史跡の本質的価値を構成する要素

- 「史跡の指定に値する極要の価値」を構成する要素

A'：史跡と一体的な価値を構成する要素

- 上山手廃寺跡

- ・文化財保護法に基づいた遺跡の保護に努める。

＜「史跡の本質的価値を構成する要素（A）」以外の諸要素＞

B：歴史的環境・資源を構成する要素（「史跡の本質的価値」以外）

- 本史跡の本質的価値を構成する要素以外の歴史的環境・資源を構成する要素

- ・本質的価値を構成する要素との関係などを考慮しながら、保存・活用及び整備のあり方、内容を検討する。

- ・今後の調査成果により、これらの構成要素のうち、指定文化財としての価値が認められる場合は、追加指定もしくは新規指定を検討する。

C：自然・田園環境（景観）を構成する要素

- 史跡指定地及びその周辺における自然的な要素（地形、樹木・森林、農地、その他植生、河川等）

- 史跡からの眺望景観（自然的要素）

D：史跡の保存・活用に資する要素

- 本史跡に関わる保存施設（史跡標識、説明板、注意札、柵、境界標など）の要素

- ・「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に規定されている施設

- 本史跡へのアクセスに係る施設・設備、便益施設、眺望する場所（視点場）などの要素

E：その他の要素

- A～D以外の要素

- ・本史跡との景観的な調和などが求められる又は期待される要素を含む（本史跡との関係で調整が必要な要素、留意事項などを含む）

※「景観的な調和など」は、C・Dも考慮が必要

## （2）「範囲」に関する区分

計画の対象とする範囲は、大きくは史跡指定地とそれ以外となる。

それ以外については、第1章「第2節 計画の対象とする範囲」を踏まえ、史跡との一体性やつながりから、上山手廃寺跡、史跡指定地周辺である関連計画区域、それ以外の和田地区及び市域とし、次のように要素の特定を行う。

<史跡指定地外>

○上山手庵寺跡（重要関連文化財）

- ・価値の区分「A' ~ E」を特定

○関連計画区域…史跡指定地（寺町庵寺跡、大当瓦窯跡）周辺

- ・価値の区分「A' ~ E」を特定

・範囲は史跡指定地の近接地（周囲）

○和田地区（上記以外）

- ・価値の区分「A' ~ D」を特定

※価値の区分「E」は本計画での対応を想定していない（下記の「市域（和田地区以外）も同様）。

○市域（和田地区以外）

- ・価値の区分「A' ~ B · D」を特定

・本史跡とその他の文化財など（地域資源）のネットワーク的な活用に關係する要素

## 2 構成要素

価値及び範囲に関わる区分に基づき、構成要素を特定する。

表 4-1 構成要素の特定（史跡指定地）

区分	A 史跡の本質的価値を構成する要素	'史跡の本質的価値を構成する要素(A)以外の諸要素'			
		B 歴史的環境・資源を構成する要素	C 自然・田園環境(景観)を構成する要素	D 史跡の保存・活用に資する要素	E 他の要素(A ~ D以外)
史跡指定地	<p>&lt;遺構&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○金堂跡</li> <li>○塔跡</li> <li>○講堂跡</li> <li>○回廊跡</li> <li>○燈籠遺構（金堂基壇より南に位置）</li> <li>○塔心礎（地表面に露出）</li> </ul> <p>&lt;指定地内に遺存する遺物：遺構と一緒にあって価値を形成：以下同様&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○瓦類</li> <li>○土器類</li> </ul>	<p>○塔心礎上部の石造物</p> <p>○棚田跡</p> <p>&lt;遺物（現地外で収蔵又は展示）&gt;</p> <p>※遺構と関連して価値を形成：以下同様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○瓦類</li> <li>○土器類</li> <li>○金属製品</li> </ul> <p>※旧三次市立仁賀小学校で収蔵</p> <p>※広島県立歴史民俗資料館で一部展示</p>	<p>○地形（旧農地、法面）</p> <p>○湧水・流れ</p> <p>○草木（土留め、草花…修景）</p> <p>※従前の土地利用は農地が中心であったが、公有化により地目を公園に変更</p>	<p>&lt;主として管理に資する要素&gt;</p> <p>○史跡標識</p> <p>○説明板</p> <p>○名称表示板</p> <p>○雨水排水施設</p> <p>&lt;主として活用に資する要素&gt;</p> <p>○園路・広場</p> <p>○誘導標識</p>	<p>○ブロック擁壁</p> <p>○草木（雑草；草刈りの対象）</p>
大当瓦窯跡	<p>&lt;遺構&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○窯跡</li> </ul> <p>&lt;遺物（指定地内に遺存）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○瓦類</li> <li>○土器類</li> </ul>	<p>○斜面状の地形</p> <p>&lt;遺物&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○瓦類</li> <li>○土器類</li> </ul> <p>※旧三次市立仁賀小学校で収蔵</p> <p>※荒神谷博物館（出雲市）で展示（軒丸瓦：1点）</p>	<p>○地形</p> <p>○山林</p> <p>○流れ</p>	<p>○説明板</p> <p>○案内板</p> <p>○園路・広場</p> <p>○ベンチなど（手づくり）</p> <p>○誘導標識</p>	<p>○山道</p> <p>○雨水排水施設（U字側溝）</p> <p>…山道沿い</p> <p>○円筒形コンクリート製品</p>

※A · B · Cについては図 4-2（寺町庵寺跡）、4-3（大当瓦窯跡）を参照

表 4-2 構成要素の特定（史跡指定地外）

区分	A' 史跡と一体的な価値を構成する要素	「史跡の本質的価値を構成する要素(A')以外の諸要素			
		B 歴史的環境・資源を構成する要素	C 自然・田園環境(景観)を構成する要素	D 史跡の保存・活用に資する要素	E その他の要素(A' ~D以外)
史跡指定地外 上山手廃寺跡	<p>&lt;遺構&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○金堂跡</li> <li>○講堂跡</li> </ul> <p>&lt;遺物&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地下に埋蔵されている上山手廃寺跡に関する遺物</li> </ul>	<p>&lt;遺物&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○瓦類</li> <li>○土器類</li> <li>○金属製品</li> </ul> <p>※広島県立歴史民俗資料館で収蔵・展示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地（水路などを含む）</li> <li>○草木（土留め）</li> </ul>	※未整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○草木（雑草：草刈りの対象）</li> </ul>
	※未確認	<p>○堂宇（寺町廃寺跡の入口付近）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○田園・環境・景観</li> <li>○山地・山林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○史跡へのアクセス</li> <li>・市道</li> <li>○誘導標識（老朽化）</li> <li>○案内板（三良坂中学校生徒の製作・設置）</li> <li>○案内板：「三谷寺への一本道～寺町廃寺跡と大当瓦窯跡をつなぐ道～」（和田自治連合会の製作・設置）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○左記以外の市道など</li> <li>○農家住宅など</li> </ul>
関連計画区域 (史跡指定地周辺)	※未確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埋蔵文化財           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陣山墳墓群（国史跡）</li> <li>・寺町古城跡</li> <li>・大鳴北古墳群</li> <li>・福正寺北遺跡群</li> <li>・上大綱古墳</li> <li>・下の割遺跡</li> <li>・向江田中山遺跡</li> <li>・集落跡（古代～近世）</li> <li>・その他埋蔵文化財</li> </ul> </li> <li>○寺社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○田園集落</li> <li>・環境、景観</li> <li>○河川</li> <li>・馬洗川</li> <li>・馬洗川の支流：国兼川</li> </ul> <p>※文化財のネットワークづくり（周遊ルート）の中で活用を検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和田コミュニティセンター（活動拠点）</li> <li>○史跡へのアクセス・周遊ルート（道路等）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県道431号（和知塩町線）</li> <li>・備北広域農道</li> <li>・市道</li> </ul> </li> <li>○J R芸備線</li> <li>・下和知駅（大当瓦窯跡の西側約300m）</li> <li>○バス停：下和知駅前（備北交通・三城線：三次駅前～庄原駅）</li> <li>○案内板</li> </ul>	(対象外)
和田地区 (上記以外)	※未確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○古代寺院遺構           <ul style="list-style-type: none"> <li>・寺戸廃寺跡</li> <li>・吉寺廃寺跡（県史跡）</li> </ul> </li> <li>○本史跡とのネットワーク的な活用を目指す主要文化財           <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定史跡</li> <li>・県指定史跡</li> <li>・市指定史跡など</li> </ul> </li> </ul>	<p>※文化財のネットワークづくり（周遊ルート）の中で自然環境の活用を検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広島県立歴史民俗資料館（みよし風土記の丘ミュージアム）</li> <li>○歴史民俗資料館など（三次市、吉舎、三良坂、三和）</li> <li>○周遊ルートに関わる道路・交通</li> </ul>	(対象外)
市域 (和田地区以外)	※未確認				

※道路・交通、主要な施設等は図 4-4 を参照

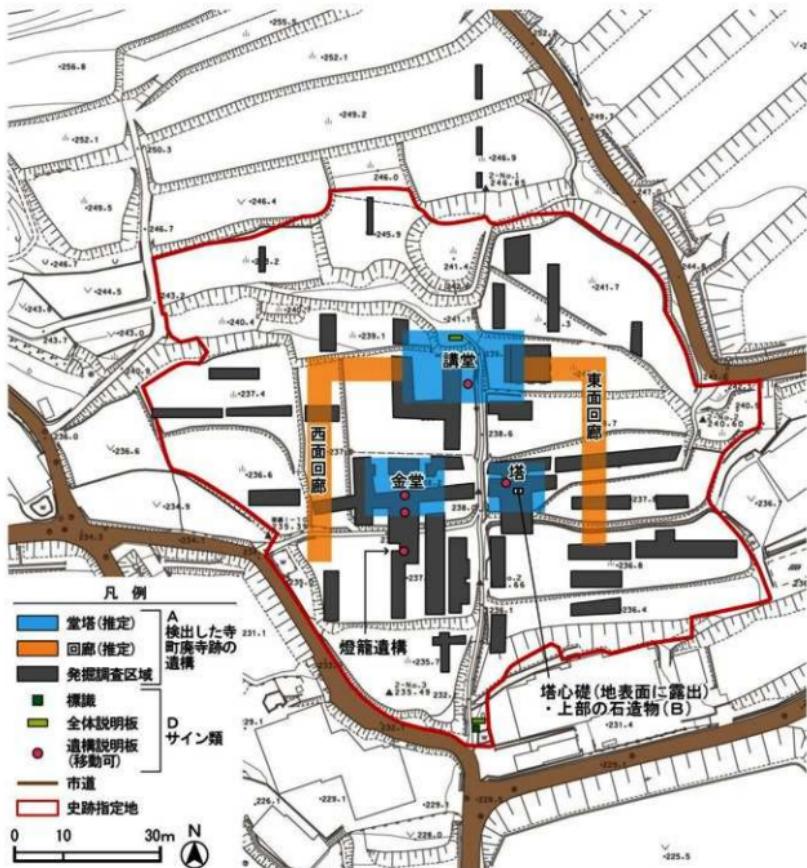


図 4-2 寺町廃寺跡の本質的価値を構成する要素 A（確認された寺町廃寺跡の遺構・遺物）など



写真 4-1 標識と全体説明板



写真 4-2 移動可能な構造説明板（5箇所：燈籠遺構、金堂跡、基壇化粧、塔跡、講堂跡）

A～I : 昭和56年(1981)調査トレンチ  
a～w : 昭和57年(1982)調査トレンチ

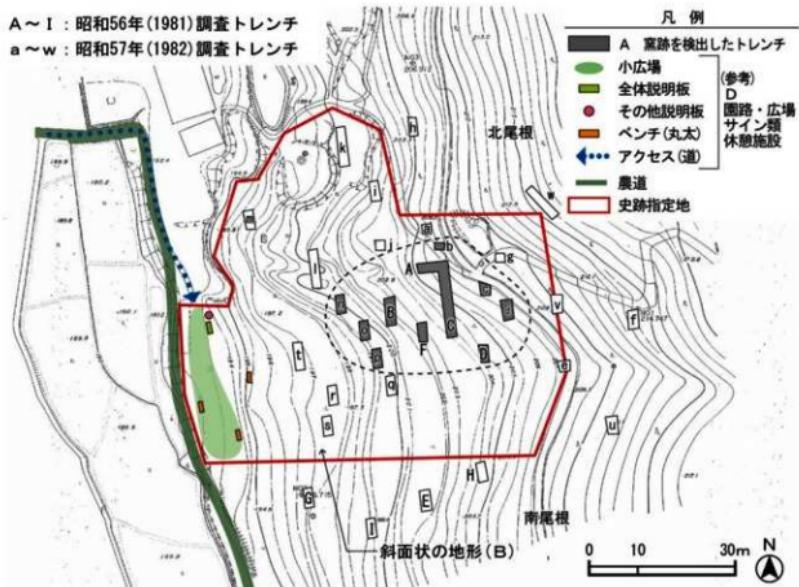


図 4-3 大当瓦窯跡の本質的価値を構成する要素 : A (確認された遺構・遺物) など



写真 4-3 全体説明板（右）と案内板「三谷寺への一本道」（和田自治連合会が製作・設置）



写真 4-4 案内板「三谷寺への一本道」（左写真的案内板：寺町廃寺跡周辺と大当瓦窯跡などをつなぐルートの案内…和田自治連合会が製作・設置）

凡 例

- 主要河川及び国兼川 : C
- ネットワークづくりの主要施設(歴史系)
- 高速道路
- 国道及び関係する県道等
- 鉄道
- 県境
- 市町境

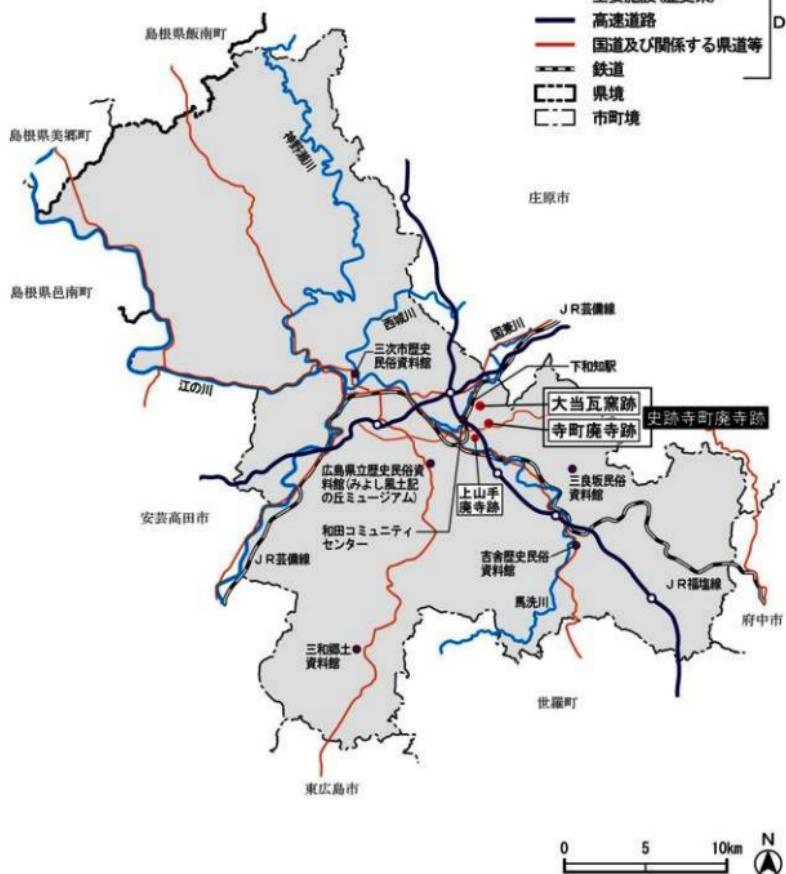


図 4-4 市域レベルでの史跡の保存・活用に資する要素 (D : 主要施設) など

## 第5章 史跡の現状・課題

### 第1節 保存（保存管理）

#### 1 現状

##### 【寺町廃寺跡】

###### ○田園環境の中の丘陵地に位置する寺院跡

寺町廃寺跡の指定地は、三次盆地の東側、馬洗川と国兼川にはさまれた丘陵地の狭い谷間の南斜面に位置する。史跡指定地は、旧耕作の様子がうかがえる棚田の形状を残した草地などとなり、史跡指定地周辺には田畠が広がり、さらに山際は樹木で覆われた環境にある。

###### ○野生動物や雑草への留意

史跡指定地は、元々水田地帯であったため、ミミズなどを餌とする野生動物（イノシシ、シカ）が地面を掘り起こすことによる遺構への影響が懸念される。また、雑草の成長が早く、眺望景観が制約されやすい面もある。

###### ○災害の状況と想定災害

指定地の一部では、過去に法面が崩落した箇所があり、近年の未曾有の豪雨に伴う雨水の流れ込みによる遺構への影響が懸念される。また、史跡指定地の一部や周辺は、土砂災害警戒区域（土石流）が指定されている。

###### ○土地所有と管理の状況

史跡指定地の土地は、その全てを三次市が所有（公有化）し、管理は市教委が中心となって担っている。日常の維持管理については、市内業者への業務の委託や、地元住民からの協力を得ながら年2回の環境整備を行っている。

こうした業務の実施にあたっては、作業者の安全確保と体調管理及び遺構の保存に留意する必要がある。

###### ○保存施設の整備状況

保存施設としては、標識（史跡標柱）や境界標、説明板を段階的に整備してきたが、整備から年月が経った説明板は老朽化が進んでいるものもある。

###### ○発掘調査

発掘調査に関しては、まず昭和54年度（1979）～昭和57年度（1982）にかけて、国庫補助を受けて緊急の内容確認を目的とした発掘調査を実施した。次に、平成30年度（2018）～令和2年度（2020）にかけて、国庫補助を受けて史跡整備に向けた発掘調査を実施した。

これまでの考古学的調査や史料調査により、歴史的・文化的な解明や価値づけは進み、さらなる進展が期待される。一方、発掘調査の主な課題として、史跡指定地北側（講堂跡周辺）は、後世の農地開発の関係から埋土の堆積が厚く、調査が不十分な状態となっている。



写真5-1 年に数回、草刈りを行わないと草地化する



写真5-2 草刈りを行った指定地。イノシシが土を掘り返すことが度々ある（中央やや上）

## 【大当瓦窯跡】

### ○田園環境に位置する瓦窯跡

史跡指定地は、旧耕作の様子がうかがえる棚田の形状を残した草地等となり、周辺には田畠が広がり、さらに山際は樹木で覆われた環境にある。元々水田地帯であったため、野生動物（イノシシ、シカ）が地面を掘り起こすことによる遺構への影響が懸念される。

### ○土地所有と管理の状況

史跡指定地の土地は、その全てを三次市が所有（公有化）し、管理は市教委を中心となって担っている。日常の維持管理については、地域活動団体に委託しながら年間を通じた環境整備を行っている。こうした業務の実施にあたっては、寺町廃寺跡と同様で、作業者の安全確保と体調管理及び遺構の保存に留意する必要がある。

### ○保存施設の整備状況

保存施設としては、境界標や説明板を段階的に整備してきた。

### ○発掘調査

昭和 56 年度(1981)～昭和 57 年度(1982)にかけて発掘調査を実施した（寺町廃寺跡第 3・4 次発掘調査の一環）。調査の結果、寺町廃寺跡に瓦を供給した窯跡が確認されている。

## 【史跡寺町廃寺跡における現状変更等の状況】

発掘調査及び地域活動団体による説明板の設置や木竹の伐採などに関して、近年では、10 件の現状変更が行われている。なお、発掘調査に関しては文化庁長官、それ以外は市教委教育長が許可している。

表 5-1 現状変更の状況（文化財保護法第 125 条）

番号	申請年月日	申請者	内 容	許可年月日
1	平成27年(2015) 8月20日	上大当常会 代表 重岡 政秀	大当瓦窯跡：指定地内の竹の伐採・除去	平成27年(2015) 8月24日
2	平成27年(2015) 9月15日	上大当常会 代表 重岡 政秀	大当瓦窯跡：指定地内の防草シートの設置及び芝植物の植栽	平成27年(2015) 9月18日
3	平成27年(2015) 10月30日	三次市教育委員会教育長 松村 智由	大当瓦窯跡：指定地内の樹木伐採	平成27年(2015) 10月30日
4	平成28年(2016) 2月10日	三次市教育委員会教育長 松村 智由	寺町廃寺跡：説明板の設置	平成28年(2016) 2月10日
5	平成28年(2016) 5月11日	三次市教育委員会教育長 松村 智由	大当瓦窯跡：指定地内の竹の伐採・除去	平成28年(2016) 5月11日
6	平成30年(2018) 8月10日	三次市教育委員会教育長 松村 智由	寺町廃寺跡：指定地内の内容確認に伴う発掘調査	平成30年(2018) 9月21日
7	平成31年(2019) 4月 2日	三次市教育委員会教育長 松村 智由	寺町廃寺跡：指定地内の内容確認に伴う発掘調査	令和元年(2019) 5月17日
8	令和元年(2019) 7月15日	三次市教育委員会教育長 松村 智由	寺町廃寺跡：番号7の調査計画の変更に伴う申請	令和元年(2019) 7月30日
9	令和2年(2020) 4月 3日	三次市教育委員会教育長 松村 智由	寺町廃寺跡：指定地内の内容確認に伴う発掘調査	令和2年(2020) 5月22日
10	令和4年(2022) 2月10日	和田自治連合会 会長 澤井 信秀	寺町廃寺跡：指定地内の説明板の設置	令和4年(2022) 2月14日

## 2 課題

史跡の保存に関する現状及び文化財を取り巻く環境を踏まえ、今後の史跡の保存を検討すると、保存管理や活用の前提となる調査研究及び保存管理に関して、次のような課題が挙げられる。

こうした課題は、相互に関わり合うとともに、活用や整備、運営・体制とも関係する面が多く、対策を検討する場合は、相互の関連性・連携を考慮することが、より効果的・効率的な施策・事業の設定につながる（活用、整備、運営・体制も同様）。

### （1）調査に関する課題

#### ■史跡寺町廃寺跡及びその周辺の現況の調査

- 現況の保存状態や地表面を観察しながら、適宜、その状況の把握に努める必要がある。
- 防災対策を含めて指定地周辺の植生、地質・土壤の把握に努める必要がある。

#### ■考古学的調査の実施

- 寺町廃寺跡の将来的な史跡整備にあたり、埋蔵構造の適切な保存という観点から事前に発掘調査が必要となる場合、安全性を考慮した計画的な調査に努める必要がある。
- 大当瓦窯跡についても、必要に応じて考古学的調査の実施に努める必要がある。
- 重要関連遺跡である上山手廃寺跡については、遺跡周辺での開発計画などとの調整を図りながら、必要に応じた確認調査などの対応に努める必要がある。

#### ■文献・史料調査の実施

- 今後も引き続き、大学などの専門機関や歴史学の専門家と連携しながら、文献・史料調査の計画的な実施に努める必要がある。

### （2）史跡の保存管理に関する課題

#### ■史跡指定地の適切な管理

- 史跡指定地内の雑草を定期的に除草しながら、史跡の適切な管理と来訪者が安心して来訪できる環境整備に努める必要がある。
- 過去、寺町廃寺跡においては、雨水の流れ込みに伴う地盤の弱体化から史跡指定地東南側の法面が崩落した。このことから、史跡内への雨水の流れ込みに伴う影響を定期的に点検しながら、適切な管理方針を検討する必要がある。
- 史跡指定地の適切な環境整備を計画的に行うため、取組の方法や体制の検討に努める必要がある。

#### ■往時の位置を保つ塔心礎などの地上遺構の保存

- 来訪者や維持管理による遺構のき損を防止するため、注意札の設置又は説明板での注意喚起に努める必要がある。

#### ■野生动物による被害への対策

- 寺町廃寺跡については、地下に埋蔵された遺構及び地表面に露出した礎石のき損につながる野生动物による被害への効果的な対策を検討する必要がある。特に近年では、イノシシ、シカによる掘削の痕跡が指定地内の各所で散見され、今後は礎石や遺構面が掘削される危険性がある。景観や遺構を傷つけないよう配慮しながら、野生动物による掘削の防止の対応が求められる。
- 来訪者の安全確保の面からも、野生动物による被害対策に努める必要がある。
- 野生动物による被害対策については、関係部署との連携にも努める必要がある。

## ■防災対策

○これまでの豪雨などによる遺構への影響・被害を確認・検証し、将来的な整備と連動させて有効な対策に努める必要がある。

○土砂災害警戒区域の指定状況を踏まえ、ソフト・ハードの両面から土砂災害への対策に努める必要がある。

## ■利用者の安全の確保及びマナー向上

○利用者の安全対策に努める必要がある。

○史跡指定地内のゴミのポイ捨てや不法投棄の防止に努める必要がある。

## ■保存施設（標識、説明板）の整備と維持管理

○保存施設（標識、説明板）に関しては、地域活動団体と協力しながら段階的に整備しているが、今後も未整備の箇所への整備を進めるとともに、老朽化している箇所についても復旧を検討する必要がある。

## ■市民などと行政の協力・連携

○史跡寺町廃寺跡の保存・活用に向けた連携を強化するため、広く情報発信することや人的ネットワークの構築に努める必要がある。

○市民及び史跡の保存・活用に関わる関係者と行政の協力・連携を進め、史跡の保存・活用の体制整備に努める必要がある。

## ■現状変更等への対応

○本計画で整理した現状変更などの取扱基準に基づきながら、適切に対応する。

## ■関連遺跡をはじめとした飛鳥・白鳳期遺跡の総合的な保存管理

○大当瓦窯跡は、今後の環境整備の実施方法や取組体制の検討に努める必要がある。

○重要関連文化財である上山手廃寺跡は、周辺の開発事業に適切に対応する必要がある。

○市内における飛鳥・白鳳期の遺跡について、将来的な保存管理の方向性を国・県と連携・協力しつつ検討に努める必要がある。

## 第2節 活用

### 1 現状

#### ○利用環境の整備

主要な動線沿いには、誘導標識や案内板を整備しており、さらに史跡指定地内には、地元の住民自治組織と連携しながら、説明板を設置している。…「整備」を参照

#### ○パンフレットの作成と配布

上記の環境整備のほかに主なソフト面の活用としては、史跡の内容をまとめたパンフレットを作成し、指定地内に設置したポストにて来訪者への配布を行っている。

#### ○企画展、シンポジウム、説明会などの開催

令和4年度(2022)には、広島県立歴史民俗資料館（みよし風土記の丘ミュージム）との共催で特別企画展「国史跡 寺町廃寺跡とその時代・備北に伝わる華ひらく」を開催した。さらに関連事業として、市教委主催で『史跡寺町廃寺跡・推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書』刊行記念シンポジウム「史跡寺町廃寺跡（推定三谷寺）を語る」を実施した。

この他、現地説明会や各地での講演に努めている。

#### ○学校教育における史跡の活用

教育面としては、市立小学校と連携した出前講座の実施、発掘調査などの現地見学を実施している。

こうした活用の経緯を整理すると、次頁、次々頁の表になる。

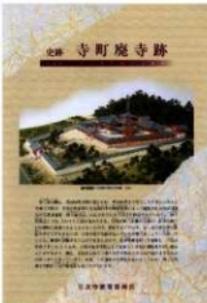


写真 5-3 寺町廃寺跡パンフレット



写真 5-4 特別企画展「国史跡 寺町廃寺跡とその時代・備北に伝わる華ひらく」の広報紙  
(提供: 広島県立歴史民俗資料館)



写真 5-5 シンポジウム「史跡寺町廃寺跡（推定三谷寺）を語る」の会場風景



写真 5-6 出前授業（三次市立和田小学校）



写真 5-7 発掘調査の見学（三次市立和田小学校）

表5-2 過去10年間（平成24年度(2012)～令和4年度(2022)）の市主催又は共催のイベント

年度	内 容
平成27年 (2015)	【講演会等】 ・講演会：タイムスリップ「寺町廃寺跡」〔8月1日（土）〕 主催：和田自治連合会 共催：和田郷土史会、市教委
平成29年 (2017)	【市立小学校との連携】 ・「寺町廃寺跡へ大当瓦窯跡 古道の探索」（三次市立和田小学校、和田自治連合会、市教委）
平成30年 (2018)	【現地説明会】 ・史跡寺町廃寺跡第5次発掘調査現地説明会〔11月25日（日）〕（参加者：約80人） 【講演会等】 ・三次の歴史を探る「古墳から寺院へ」〔3月10日（土）〕（参加者：約110人） 主催：三次市教育委員会、共催：三次地方史研究会 講師：花谷浩（出雲弥生の森博物館館長）、濱岡大輔（一般社団法人広島文化財センター）、藤川翔（市教委文化と学びの課主任） 【市立小学校との連携】 ・第5次発掘調査現地見学 → 三次市立和田小学校 ・出前授業「史跡寺町廃寺跡について」 → 三次市立和田小学校
令和元年 (2019)	【現地説明会】 ・史跡寺町廃寺跡第6次発掘調査現地説明会〔6月9日（日）〕（参加者：約110人） ・史跡寺町廃寺跡第7次発掘調査現地説明会〔11月23日（土）〕（参加者：約140人） 【市立小学校との連携】 ・第6次発掘調査現地見学 →三次市立和田小学校、三次市立川西小学校、三次市立みらさか小学校
令和2年 (2020)	【現地説明会】 ・史跡寺町廃寺跡第8次発掘調査現地説明会〔10月25日（日）〕（参加者：約140人） 【講演会等】 ・広島県立歴史博物館公開講座「史跡寺町廃寺跡の新たな事実」〔12月12日（土）〕 (主催：芸備友の会) 講師：藤川翔（市教委文化と学びの課主任主事）
令和3年 (2021)	【講演会等】 ・講演会「辛上廃寺跡・奈良・平安時代の吉野ヶ里 -」〔10月10日（日）〕（主催：佐賀県） 講演2「広島県三次市寺町廃寺跡の調査」 講師：藤川翔（市教委文化と学びの課主任主事） 【市立小学校との連携】 ・出前授業「史跡寺町廃寺跡について」 → 三次市立和田小学校
令和4年 (2022)	【イベント開催】 ・秋の特別企画展「国史跡寺町廃寺跡とその時代・備北に伝の華ひらく -」（来場者：約2,000人） 期間：10月7日（金）～11月27日（日） 主催：みよし風土記の丘ミュージアム（広島県立歴史民俗資料館） 共催：市教委 ・『史跡寺町廃寺跡・推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書 -』 刊行記念シンポジウム「史跡寺町廃寺跡（推定三谷寺）を語る」（参加者：約200人） 主催：市教委 日時：11月19日（土）10:00～15:00 協力：広島県立歴史民俗資料館（みよし風土記の丘ミュージアム）、三次地方史研究会 講師：松下正司（比治山大学名誉教授）、亀田修一（岡山理科大学特任教授）、 花谷浩（出雲弥生の森博物館館長）、加藤光臣（三次市文化財保護委員会委員長）、 西別府元日（広島大学名誉教授）、藤田豊兒（奈良女子大学教授）、 藤川翔（市教委文化と学びの課主任主事） 【講演会等】 ・出前講座「史跡寺町廃寺跡の発掘調査について」〔8月24日（水）〕（主催：甲奴郷土史会） 講師：藤川翔（市教委文化と学びの課主任主事） ・考古学研究会 岡山10月例会「広島県三次市寺町廃寺跡の発掘調査成果」〔10月22日（土）〕（主催：考古学研究会） 講師：藤川翔（市教委文化と学びの課主任主事） ・秋の特別企画展「国史跡寺町廃寺跡とその時代・備北に伝の華ひらく -」 記念講演会「国史跡 寺町廃寺跡報告会」〔10月22日（土）〕 講師：藤川翔（市教委文化と学びの課主任主事） 【市立小学校との連携】 ・出前授業「史跡寺町廃寺跡について」 → 三次市立和田小学校 ・出前授業「史跡寺町廃寺跡とその時代」 → 三次市立みらさか小学校

表 5-3 史跡に係る近年の発行物

年度	内 容
H11(1999)	・史跡寺町廃寺跡 案内パンフレットの作成
H29(2017)	・三次市文化財マップの作成
R1(2019)	・史跡寺町廃寺跡 案内パンフレットの増刷
R3(2021)	・『史跡寺町廃寺跡 - 推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書』刊行（300部）
R4(2022)	・『史跡寺町廃寺跡 - 推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書』増刷（200部）

## 2 課題

史跡の活用に関する現状及び近年の歴史文化や観光の動き（文化財保護法の改正、体験型観光・歴史の追体験へのニーズ、外国人観光客の増加）を踏まえながら、今後の活用を検討すると、次のような課題が挙がってくる。

### ■史跡寺町廃寺跡をはじめとした歴史文化の啓発及びPR・情報発信

- 価値や魅力を啓発及びPRするイベントの実施に努める必要がある。
- 近年の調査成果を反映させながら、寺町廃寺跡を中心としたパンフレットなどの作成に努める必要がある。
- 史跡の価値と特色を広く伝え、多くの人々の理解や関心を高めるため、DX<sup>※1</sup>の観点のもとにICT（情報通信技術）の活用を検討するなど、多様な手段・媒体を活用しながら、関係する歴史文化、その他地域情報を含めたPR・情報発信に努める必要がある。

### ■先端技術を取り入れた文化財や歴史文化の活用の展開

- AR・VR<sup>※2</sup>といった先端技術（ICTなど）を活用しながら、あたかもそこに復元されたかのように体感させることで、限りある財源の中で効果的な歴史文化の活用を検討する。

### ■文化財や歴史文化を活かした社会教育・学校教育の充実

- 史跡寺町廃寺跡をはじめとした市内の文化財を広く市民が学び・体感し、文化財や地域への親しみや郷土愛、誇りを醸成していくよう、学校教育や社会教育における文化財や歴史文化を活かした取組のより一層の充実を図る必要がある。
- 市民の健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動と関連づけた史跡めぐりウォーキングなどの取組が行われることが期待される。

### ■文化財や歴史文化を活かした観光・交流の展開

- 文化財や歴史文化を観光・交流の資源として活かし、地域の活性化につなぐ必要がある。
- 本史跡を広くPRし、多くの人々が訪れたり、学んだりしたくなるような条件を高める活動が期待される。（例：市民などの発案を求めつつ、ロゴマークの作成を検討するなど）

※1 DX (Digital Transformation／デジタルトランスフォーメーション)

デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。

※2 AR・VR

AR（拡張現実感：Augmented Reality の略）とは、CGなどで作った仮想現実を現実世界に反映（拡張）していく技術。

VR（仮想現実感：Virtual Reality の略）とは、コンピュータ上で現実に似せた仮想世界を作り出し、あたかもそこにいるかのような感覚を体験できる技術。通常は「ヘッドセット」というゴーグルのようなものをかぶって体験。

### ■受け入れ環境の充実

- 関係団体とも連携しながら、案内（観光）ガイド又はボランティアガイドの必要性・育成について検討する必要がある。
- 外国人に対する情報提供・案内（ガイダンス）について検討する必要がある。→「整備」を参照
- 来訪者に対しても文化財への理解や利用マナーを周知する必要がある。

### ■歴史文化を活かしたまちづくり・地域活性化の取組

- 関連文化財群<sup>※3</sup>の考え方を考慮しつつ、寺町廃寺跡及び関連する文化財などをつないで活かすことを検討する必要がある。
- 文化財保存活用区域<sup>※4</sup>の考え方を考慮しつつ、市民・地域活動団体の協力と参加を促進しながら、寺町廃寺跡をはじめとした歴史文化を活かしたまちづくり・地域の活性化を促進する必要がある。

---

#### ※3 関連文化財群

地域的に広がりを持って存在（分布）する有形・無形、指定・未指定の文化財を、相互に関連性のある一定のまとまり（つながり）としてとらえ、関連づけて保存・活用していくもの。

様々なテーマやストーリーのもとで、関連する複数の文化財をつないで活かす方策で、教育文化、観光振興などの多様な活用が想定できる。

#### ※4 文化財保存活用区域

有形のものだけではなく、無形のものも含めて文化財が特定の地域に集積している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財（群）を核として、文化的な空間を創出することが望ましい区域。

各区域において、文化財の保存と合わせて、歴史文化を活かしたまちづくりにつなぐことが期待される。

### 第3節 整備

#### 1 現状

##### 【寺町廃寺跡】

寺町廃寺跡では、年2回程度の草刈りを行ながら、来訪者への環境整備に努めている。

寺町廃寺跡の入口付近には標識（標柱）と説明板・パンフレットボックス、主要な動線沿いには、誘導標識や案内板、説明板を整備してきた。これらのうち、史跡指定地外の南西側の案内板は、三次市立三良坂中学校の生徒が製作・設置したものであり、指定地内の地表設置型（移動可）の説明板は、地域活動団体（和田自治連合会）と連携した整備である。

これら以外の施設・設備を含め、史跡指定地やその周辺において、寺町廃寺跡の保存・活用に関する整備の状況を概略的に整理すると、次のようになる。

寺町廃寺跡の整備は、保存のための整備と活用のための整備に大別できる。また、災害などにより被害を受けた場合の復旧についても、保存に影響する事項として現状変更に対応する必要があることから追記する。整備の経過は次頁の表にまとめた。なお、遺構整備など本格的な史跡の整備は、今後検討を進める予定である。

##### <主として保存に関する整備（概要）>

- 指定地内の除草作業
- 史跡の保存に向けた内容確認調査の実施
- 説明板（保存施設）の整備・修繕
- 『史跡寺町廃寺跡 - 推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書 -』の刊行

##### <主として活用に関する整備（概要）>

- 案内表示板（案内板、誘導標識）の整備・修繕
- 史跡に関するパンフレットの作成・ボックスの設置

##### <その他の整備（概要）>

- 指定地南東側の法面修復工事



写真 5-8 標識と史跡全体説明板（指定地南部）



写真 5-9 遺構説明板（指定地北部）



写真 5-10 和田自治連合会が設置した説明板



写真 5-11 三良坂中学校の生徒が製作・設置した案内板（指定地南西側（史跡指定地外））

### 【大当瓦窯跡】

大当瓦窯跡では、説明板を設置している。また、地域活動団体（和田自治連合会・上大当常会）によって、案内板「三谷寺への一本道」やベンチなどの整備、草刈りが行われているとともに、県道431号（和知塩町線）と大当瓦窯跡に向かう市道との結節点にも案内板（説明板）が設置されている。



写真5-12 史跡全体説明板(右)と地域活動団体が設置した案内板「三谷寺への一本道」



写真5-13 県道431号(和知塩町線)と大当瓦窯跡に向かう市道との結節点の案内板

表5-4 史跡寺町廃寺跡の施設整備の経過

年度	内 容
平成10年(1998)	・寺町廃寺跡、大当瓦窯跡 案内板・説明板設置
平成11年(1999)	・寺町廃寺跡 案内標識設置
平成21年(2009)	・寺町廃寺跡 案内板製作・設置 (三次市立三良坂中学校)
平成28年(2016)	・寺町廃寺跡、大当瓦窯跡 説明板改修
令和3年(2021)	・寺町廃寺跡 説明板設置(和田自治連合会)…地表設置型

※ 年間2回程度の環境整備(草刈り)を実施。

## 2 課題

史跡の整備に関する現状を踏まえ、史跡指定地の周辺を含め今後の整備のあり方を検討すると、次のような課題が挙げられる。

### (1) 主として史跡の保存のための整備

#### ■史跡指定地及びその周辺の防災対策

- これまでの災害の状況や土砂災害警戒区域の指定状況とともに、近年の急激な気候変動など、その危険性を踏まえ、史跡指定地及び周辺の防災対策に努める必要がある。

#### ■野生動物による被害対策

- 来訪者の安全確保、遺構保存の観点から、野生動物による被害対策を施設整備の面を含めて検討する必要がある。

#### ■保存施設の設備・更新

- 説明板の整備・更新を、デザインや表示の統一性・共通性に留意しながら、計画的・段階的に検討する必要がある。

#### ■文化財保護(史跡指定地)の状況の点検・検証

- 史跡寺町廃寺跡の遺構及び保存施設(説明板)、並びに下草の状況を定期的に点検・把握する体制の整備に努める必要がある。

- 豪雨時の被害の有無、災害の状況を素早く把握し、復旧に対応する仕組みを検討する。

## (2) 主として史跡の活用のための整備

### ■遺構の表現

- 遺構の保存を前提に、維持管理や理解のしやすさ、魅力度（人々の誘引性）、AR・VRの活用及び費用対効果などを考慮しつつ、埋蔵遺構の表現の検討に努める必要がある。

### ■アクセスの整備・充実

- 史跡へのアクセスの明確化（誘導標識などの整備）を検討する必要がある。
- パンフレットや本市ホームページ（以下「市HP」という。）の内容を充実させながら、史跡へのアクセス方法の周知の徹底に努める必要がある。
- 関係法令（農地法など）及び市の財政状況を踏まえた費用対効果を前提としつつ、史跡指定地（寺町廃寺跡）の近接地において、便益施設などの必要性に関する検討に努める必要がある。

### ■安全で人にやさしい環境づくり

- 埋蔵された遺構の保存を前提に、史跡の景観や利用状況を考慮しながら、傾斜地（主に指定地南側の正面入口）の対策に努める必要がある。
- 障害者・高齢者、その他要配慮者の利用を考慮しながら、史跡へのアクセスの明確化や見やすい案内板の整備、及び安全対策を検討する必要がある。

### ■史跡周辺を含めた周遊ルートの検討と案内表示板の整備・充実

- 寺町廃寺跡へのアクセスに加え、史跡指定地周辺を含めた周遊ルート（関連する文化財や施設などのネットワーク）の検討に努めつつ、案内板・説明板、誘導標識などの案内表示板の整備・充実に努める必要がある。

### ■便益施設の整備の必要性

- 市の財政状況を踏まえた費用対効果を前提としながら、史跡指定地やその周辺において、便益施設（ベンチなど）の整備の必要性について検討に努める必要がある。
- 前記のように便益施設の整備を図るために、農地法や農業振興地域の整備に関する法律との調整とともに、土地所有者の理解と協力を必ず得る必要がある。

### ■ガイダンス機能の確保・充実

- 市内の文化施設、庁舎、観光交流施設において、寺町廃寺跡に関するガイダンス機能の確保・充実に努める必要がある。
- 既設の史跡の説明板は、より史跡の価値や魅力を伝えられるよう、分かりやすく見やすい工夫・更新に努める必要がある。
- 史跡に関する最新の情報を来訪者や市民などに提供するため、パンフレットなどの作成・改訂、市HPの的確な更新による情報発信などに努める必要がある。
- 案内表示板を含めた情報提供・ガイダンスにおいては、外国人（外国语）への対応も考慮する必要がある。

### ■ICT（情報通信技術）を活用した情報発信機能の整備

- 関係団体、民間事業者からの理解と協力を得ながら、ICT（情報通信技術）を活用した情報発信機能の充実に努める必要がある。

### ■AR・VRといった先端技術を活用した特色のある史跡整備

- 現地で実際に復元できない建物跡について、AR・VRを活用した復元など、先端技術（ICTなど）を活用した特色ある史跡整備を検討する必要がある。

## 第4節 運営・体制の整備

### 1 現状

史跡寺町廃寺跡の範囲全体（史跡指定地）が公有地（三次市）であり、管理は市教委が担当し、保存・活用及びそれに関わる整備の中心的な役割も担っている。

寺町廃寺跡の史跡指定範囲は、市内業者への委託や地元住民（主に寺町常会）の協力を得ながら年2回程度の環境整備を実施している。さらに大当瓦窯跡の史跡指定範囲は、地元の上大当常会による日常的な環境整備・維持管理が行われている。

活用に関しては、地元の住民自治組織である和田自治連合会とも連携・協力しながら、説明板及び案内板を設置してきた。さらに、年1回のペースで地元の三次市立和田小学校へ出前授業に出向いているほか、県内外の講演会にて調査成果の報告（講演会「辛上廃寺跡・奈良・平安時代の吉野ヶ里」（主催：佐賀県、令和3年度（2021））、考古学研究会岡山例会（主催：考古学研究会、令和4年度（2022））、広島県立歴史博物館公開講座（令和2年度（2020））、広島県立歴史民俗資料館歴史講座（令和4年度（2022）など）を行い、史跡の普及活動・情報発信に努めている。

さらに活用の面では、令和4年度（2022）に広島県立歴史民俗資料館（みよし風土記の丘ミュージアム）との共催で特別企画展「国史跡・寺町廃寺跡とその時代・備北に伝の華ひらく」を開催し、県内外から約2,000人の来場者があった。また関連事業として、市教委主催（協力：広島県立歴史民俗資料館（みよし風土記の丘ミュージアム）、三次地方史研究会）で、『史跡寺町廃寺跡・推定三谷寺跡第1～8次発掘調査総括報告書』刊行記念シンポジウム「史跡寺町廃寺跡（推定三谷寺）を語る」を実施した。

こうした関係団体との情報共有や連携を図りながら、現状変更への対応を含めて、市教委として史跡寺町廃寺跡の保存・活用に取り組んでいる。なお、保存・活用の取組においては、文化財保護法以外の各種法制度との調整などが必要となるとともに、情報政策や地域づくり、観光面との関わり、市民の健康づくり、スポーツ・レクリエーションなどの関連した事業も期待されるため、府内の担当部署の理解と協力、そして連携が重要な要素となる。

### 2 課題

現状を踏まえながら、今後の運営・体制の整備を検討すると、次のような課題が挙げられる。

#### ■文化財行政の体制の充実

○史跡寺町廃寺跡の保存・管理を主に担当する市教委（文化財担当）における職員のスキルアップなど、体制の充実に努める必要がある。

#### ■市民・地域活動団体などの協力や参加、協働の取組の展開

○史跡寺町廃寺跡を将来にわたり確実に保存し、有効的に活用するため、市民・地域活動団体などの協力や参加を促進するとともに、協働に向けた取組を検討する必要がある。

#### ■市内外の人々・団体とのネットワークづくり

○史跡寺町廃寺跡の保存・活用には、市民・地域活動団体に加え、幅広い協力・支援、参加が史跡の保存・活用に向けた取組の推進力になるため、市内外の人々・団体とのネットワークづくりを検討する必要がある。

#### ■市民などへの情報の提供（共有化）・発信の体制づくり

○協力や参加、協働、ネットワークづくりを進めるための基礎的な取組として、情報の提供と共有化は重要であり、分かりやすく興味を持ってもらえる情報を企画・発信する体制づくりに取り組む必要がある。

### ■観光客等の受け入れ環境

○文化財の利活用をより進めるため、関係団体と連携しつつ、外国人を含めた観光客の受け入れ環境の充実に努める必要がある。

### ■庁内の連携体制の強化

○史跡の保存・活用に関わる取組においては、文化財保護を担う市教委だけではなく、観光や建設、農林、情報政策、地域づくりなどの担当課も関係するため、庁内における情報の共有化と連携体制の構築・強化に努める必要がある。

### ■国・県、その他関係機関・研究機関との連携の強化

○史跡の現状変更や整備においては、国・県との連絡及び調整、並びに支援が不可欠であり、また調査研究においては、研究機関や学識経験者からの支援・協力が求められるため、こうした関係機関との連携に努める必要がある。

○史跡寺町廃寺跡の価値や魅力を広く周知するため、今後とも関係自治体との連携に努める必要がある。

### ■保存・活用の全体的な体制の充実・強化

○史跡寺町廃寺跡の保存・活用を効果的に進めるため、関係機関（国・県などの行政機関、調査研究機関、資料館など）及び市民、並びに地域活動団体（和田自治連合会など）、さらには広範な人的ネットワークを含め、全体的な体制の構築及び充実・強化に努める必要がある。

## 第6章 史跡の保存・活用の基本理念と方針

### 第1節 史跡の保存・活用の基本理念（目標）

史跡寺町廃寺跡は、古代の仏教文化のあり方及び地域間の交流を考えていくうえで、欠かすことのできない史跡である。第5章で触れた現状と課題を踏まえつつ、史跡寺町廃寺跡を保存し有効的に活用するため、国の社会情勢や本市の財政状況も考慮し、計画的で実効性のある取組を進めていく必要がある。

今後の取組を展開するためには、管理を担う市教委が中心となりながら、市民や関係機関の理解と協力を得て、日常的・定期的な維持管理の実行と教育・文化・観光への活用とともに固る仕組み・体制づくりが必要である。

また、文化財保護法の改正（平成30年（2018）6月）の趣旨として、「未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくこと」が文化庁より示されている。加えて、広島県文化財保存活用大綱（令和3年（2021）3月）では、目指す将来像として「県民、関係団体など多様な関係者が文化財及び周囲の自然環境・景観・伝統行事などの一体的な保存・活用に取り組むことを通して、県民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、内外から魅力ある地域として選ばれています。」と示されている。

このため、史跡寺町廃寺跡に関係する行政・地域・市民などが共有する保存・活用の基本理念（目標）について、先に触れた史跡の本質的価値及び文化財保護法改正の趣旨や広島県文化財保存活用大綱を踏まえて次のように設定する。なお、「保存・活用の基本理念（目標）」における「保存・活用」には、整備及び運営・体制、並びに調査・研究を含む。

#### 【史跡の保存・活用の基本理念（目標）】

#### 未来につなげよう 日本の宝・みよしの誇り 史跡寺町廃寺跡

- 古代の仏教文化のあり方を物語る史跡として、市民・地域の人々とともに永く守り、活かす -

### 第2節 取組の基本方針

#### 1 保存（保存管理）の基本方針

##### （1）調査（調査研究）

寺町廃寺跡の将来的な史跡整備に際しては、埋蔵遺構の適切な保存及び整備内容の詳細な検討・精査という観点から、事前に発掘調査が必要となった場合、安全性や求める効果、効率性を考慮した計画的な調査を検討する。

また、古代寺院における史跡寺町廃寺跡の位置づけについて引き続き追及に努める。

##### （2）保存管理

史跡寺町廃寺跡の現状と課題を踏まえつつ、適切な保存管理に取り組み、後世へと継承していく。

## **2 活用の基本方針**

史跡の歴史的・文化的な魅力を活用しながら、市民の郷土愛や地域への愛着の醸成を図るとともに、市民が史跡寺町廃寺跡を体験したり、学んだりできる機会や場の確保・充実に努める。

## **3 整備の基本方針**

史跡を取り巻く現状と課題を踏まえながら、地下遺構の保存を前提として整備手法を検討するとともに、古代の歴史・文化を学習・体感できる場としての活用を検討することで、市民が史跡寺町廃寺跡の価値を認識し、郷土への誇りや愛着を育めるよう促す。

## **4 運営・体制の基本方針**

市教委を核として、国や県などの関係機関、市民などとの連携・協力による管理運営の体制づくり・仕組みづくりに努める。

## 第7章 史跡の保存（保存管理）

本章では、史跡の保存管理に関する現状と課題を踏まえつつ、方向性などについて記載する。

### 第1節 保存（保存管理）の方向性

方向性の検討にあたり、史跡指定地と、史跡寺町廃寺跡との関係が想定される周辺地域に大きく分け、それぞれの特性に応じてゾーンを設定すると次のとおりになる。

#### 1 ゾーン区分

##### (1) 史跡指定地内

###### ■寺院跡ゾーン（寺町廃寺跡）

史跡のうち、寺院を構成する建物遺構（すなわち金堂跡・塔跡・講堂跡・回廊跡）を確認した区域で、中国地方では珍しく遺存状態が良好な中枢伽藍が確認されている。

###### ■瓦窯跡ゾーン（大当瓦窯跡）

史跡のうち、瓦窯を確認した区域であり、寺町廃寺跡へ瓦を供給した窯跡が確認されている。

##### (2) 史跡指定地外

###### ■関連計画区域

計画期間内に史跡整備を目指す寺町廃寺跡の周辺、及び周辺との一体的な環境・景観の維持を図る大当瓦窯跡の周辺において設定する。

※第1章第2節「(3) 関連計画区域」を参照

###### ■史跡周辺ゾーン（古墳群・山城跡・関連寺院跡）

史跡指定地及び関連計画区域の周辺において、古墳群及び重要関連文化財（上山手廃寺跡）並びに中世の山城跡などが確認されている山地部を中心とした区域である。



図7-1 史跡周辺ゾーン等の位置・範囲

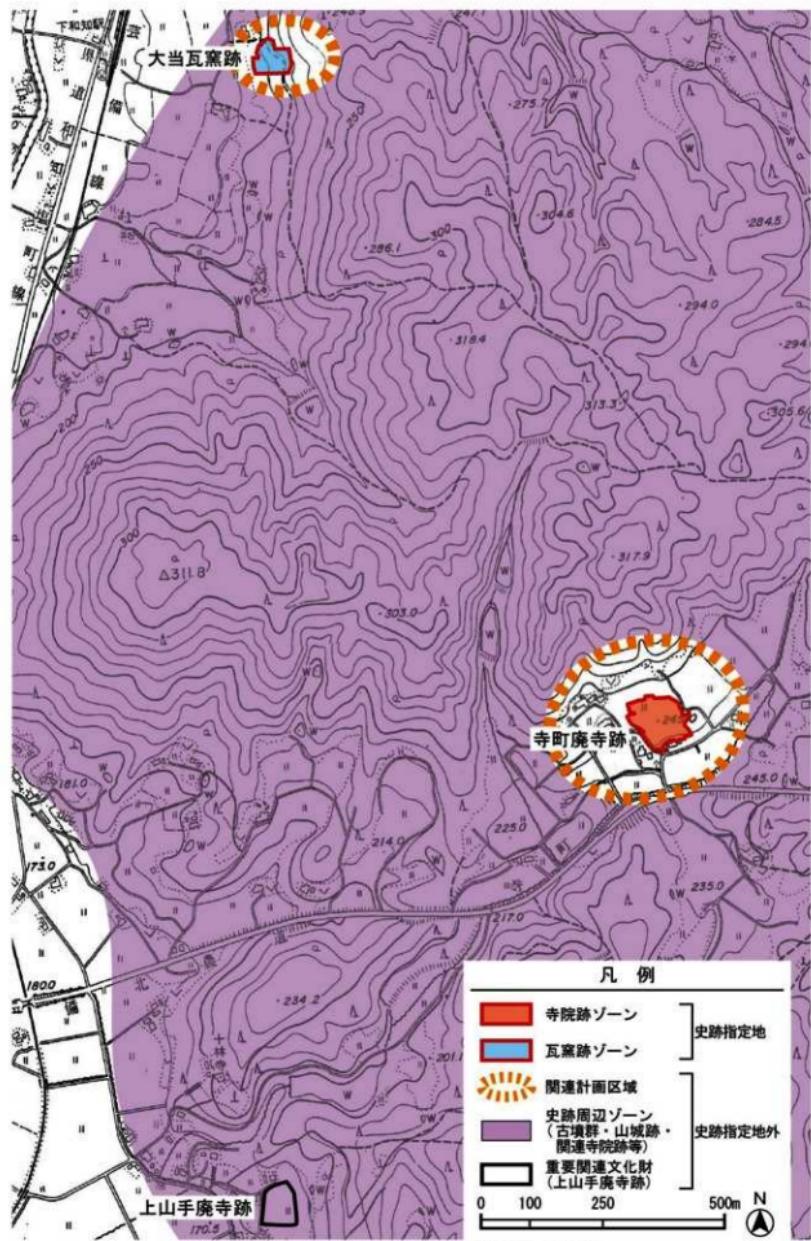


図 7-2 史跡指定地及びその周辺のゾーン区分

## 2 史跡指定地の保存管理の方向性

史跡指定地の保存管理に関する方向性をゾーンごとに設定する。

### (1) 寺院跡ゾーン（寺町廃寺跡）

- 寺院を構成する建物遺構（金堂跡・塔跡・講堂跡・回廊跡）を適切に保存するとともに、定期的な点検を通じ、き損を確認した場合はその復旧方法を検討し対処する。
- 史跡指定地内への流水対策及び法面の崩落防止対策を検討する。
- 必要に応じて、景観の保全、野生動物による被害の確認や対策に取り組む。
- 環境整備による史跡指定地の保存を図る。
- 現地形や説明板の維持管理に取り組み、将来的に改修や新設を行う場合は遺構の保存に留意する。

### (2) 瓦窯跡ゾーン（大当瓦窯跡）

- 定期的な点検を行いつつ、き損を確認した場合は復旧方法を検討し対処する。
- 環境整備による史跡指定地の保全を図る。
- 現地形や説明板の維持管理に取り組み、将来的に改修や新設を行う場合は遺構の保存に留意する。
- 史跡指定地を含めた指定地の周辺は、必要に応じて考古学的調査などの文化財保護法に基づいた措置に努める。

## 3 史跡指定地外（関連計画区域及び史跡周辺ゾーン）における文化財の保存や景観形成の方向性

関連計画区域及び史跡周辺ゾーンでの周知の埋蔵文化財（主として、『広島県遺跡地図 XI（三次市・庄原市）』平成 18 年（2016）3 月、県教委に掲載のもの）に関わる開発計画は、文化財保護法に基づいて適切に対応する。

また、歴史的・文化的環境と調和した、又はそれを阻害しない景観の保全・形成について府内の担当部局と必要に応じて連携する。

## 第2節 保存（保存管理）の方法

### 1 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取組方針と取扱基準（史跡指定地）

#### (1) 史跡の現状変更等について

史跡指定地内において現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化財保護法第 125 条第 1 項の規定に基づき、文化庁長官の許可を受けなければならない。また、国の機関が現状変更等を行おうとする場合は、文化財保護法第 168 条の規定に基づき、文化庁長官の同意が必要となる。なお、同項には「ただし書き」があり、許可等が必要ない行為が規定されている。

【上記の「ただし書き】

- ※ 1 現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- ※ 2 維持の措置の範囲は、文部科学省令（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条）の規定に基づく。

現状変更の対象と内容は多岐にわたるため、本節では、実際に現状変更等の許可を必要とする行為及び必要としない行為を文化財保護法等に基づき整理する。

表 7-1 現状変更等の文化庁長官の許可を必要とする行為

許可権者	根拠法令と行為の内容（抜粋、要約）	史跡寺町廃寺跡における例
文化庁長官	<p>■文化財保護法第125条第1項 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならぬ。</p> <p>＜例示＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現状変更           <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物その他の工作物の新築・増築・改築、撤去</li> <li>・土地の造成</li> <li>○保存に影響を及ぼす行為           <ul style="list-style-type: none"> <li>・造構の型取り</li> <li>・史跡の隣接地での土地の掘削等による指定地への影響（振動、その他）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の新築、増築、改築、撤去</li> <li>○工作物（塀・柵、階段、水路排水関連工作物、電気配線、防災、防犯施設、説明板、看板、電柱）の設置・改修・撤去…土地の形状の変更を行う行為、保存に影響を及ぼす行為の場合</li> <li>○地形・土地の形質の変更<sup>※1</sup>、掘削</li> <li>○発掘調査</li> <li>○遺構の型取り</li> <li>○地下遺構の直上又は建造物における重量物の搬入や通行、耐久構造を弱める行為</li> <li>○樹木の植栽</li> </ul> <p>など</p>
市教委教育長（※権限移譲による）	<p>■法施行令第5条第4項第1号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小規模建築物（階数が2以下、建築面積が120m<sup>2</sup>以下）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築</li> <li>○工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修（改修にあたっては、設置の日から50年を経過していない工作物）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの）</li> <li>○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修</li> <li>○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修</li> <li>○建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等）</li> <li>○木竹の伐採</li> <li>○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○イベントに利用される仮設建築物の整備（テントほか）</li> <li>○工事に関わる仮設建築物（2年以内）の整備（プレハブ事務所、仮設トイレ）</li> <li>○埋設されている水管の改修</li> <li>○建築物以外の工作物（フェンス、説明板、看板、電柱）の設置・改修・除去…「土地の形状の変更を行う行為、保存に影響を及ぼす行為」以外の場合</li> </ul>

#### ※1 土地の形質の変更

- ・「形」の変更：土地の形態を変更する造成を行うこと。
- ・「質」の変更：地目を変更すること。一般的には「宅地」以外の土地（畑や山林、雑種地等）を宅地として利用することであるが、ここでは山林の公園等への変更が考えられる。

表 7-2 現状変更等の許可を必要としない行為

区分	根拠法令と行為の内容（抜粋、要約）	史跡寺町廃寺跡における例
非常災害のために必要な処置	<p>■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（省令）第4条（ただし書きの範囲）</p> <p>○き損等からの原状復旧 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後においては、現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。</p> <p>○き損等の拡大を防止する応急措置 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。</p> <p>○除去（復旧が明らかに不可能な場合） 史跡、名勝または天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。</p> <p>&lt;許可は必要ないが届出（文化庁長官）が必要な場合&gt;</p> <p>※文化財保護法第127条</p> <p>○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。</p> <p>○許可を受ける必要のある場合は除く。</p>	<p>【省令（左記）関わる例】</p> <p>○き損からの原状復旧 工事によって構造がき損した場合における原状復旧。</p> <p>○き損の拡大を防止する応急措置</p> <p>○立入禁止柵の設置</p> <p>○流入した土砂の撤去</p> <p>○復旧が不可能な場合における、き損部分の撤去</p>
維持の措置（一般的な管理行為）	<p>■文化財保護法第125条（第1項ただし書き）</p> <p>○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>	<p>○除草、下草刈り</p> <p>○樹木等の管理（剪定、除草など）</p> <p>※許可が必要な行為かどうかは、個別具体に判断する。</p>
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	<p>※保存に影響を及ぼす行為</p> <p>○主として指定地外での行為により指定地に影響がある行為を指す。</p>	<p>○排水路に溜まった土砂の撤去 史跡の雨水排水に関係する指定地内外の排水路</p>

## (2) 現状変更等の取扱方針と取扱基準

### ア 現状変更等の取扱の原則

史跡の活用を図るための整備においては、現状変更等の行為が想定される。

今後、史跡寺町廃寺跡を確實に保存し後世に継承するため、史跡指定地内における現状変更等は、保存管理・活用に資するもの及び調査・研究に伴うもの、並びに防災・安全に関するもの以外は原則認めないこととする。

### イ 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

史跡指定地内における現状変更等について、取扱方針及び取扱基準を次のように定め、運用にあたっては、国・県の指導・助言を受けながら適正に対応する。

なお、史跡寺町廃寺跡はすべて公有化しており、主な申請者は三次市又は市教委となる。その中で現状変更等については、市教委が関係法令及び現状変更等の取扱基準をもとに内容を吟味し、文化庁長官の許可が必要な行為は、関係書類を市教委から県教委に進達（副申）し、県教委が文化庁に進達（副申）する。

#### 【現状変更等の取扱方針（行為の対象と内容）】

##### ■行為の対象に関する取扱方針

○史跡の調査や保存・活用及び防災・安全性に関わる行為を除き、原則、現状変更は認めない。

##### ■行為の内容に関する取扱方針～「遺構の保存及び史跡の景観への配慮」を前提～

○現状変更を認める場合は、遺構を傷つけないこと、史跡に配慮した景観に留意することを前提条件とする。

○遺構の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は、原則として認めない。

※影響の軽微である場合等を除く〔文化財保護法第125条（第1項ただし書き）〕

表 7-3 史跡寺町庵寺跡における現状変更等の取扱基準（現状変更等の許可を必要とする行為）

区分	寺院跡ゾーン	瓦窯跡ゾーン																							
行為の内容に関する取扱方針（再掲）：前提	<p>遺構の保存及び史跡の景観への配慮</p> <p>○現状変更を認める場合は、遺構を傷つけないこと、史跡に配慮した景観に留意することを前提条件とする。</p> <p>○遺構の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は、原則として認めない。</p>																								
現状変更等の取扱基準	<table border="1"> <tr> <td>建築物</td><td> <p>○史跡の活用に関わる便益施設（休憩施設）・管理施設（倉庫）などの建築物は、国・県と協議し、整備を判断する。</p> </td><td>-</td></tr> <tr> <td>工作物</td><td> <p>○史跡の保存・活用に必要なものは、国・県と協議し判断する。</p> <p>○その他、防災・安全に必要なもの以外の工作物は、設置（新設）しない。</p> </td><td>-</td></tr> <tr> <td></td><td> <p>○適切な維持管理を図りながら、必要に応じて改修・更新を行う。</p> <p>○き損や老朽化、更新に伴う工作物の撤去を必要に応じて行う。</p> </td><td> <p>○適切な維持管理を図りながら、必要に応じて改修・更新を行う。</p> <p>○き損や老朽化、更新に伴う工作物の撤去を必要に応じて行う。</p> </td></tr> <tr> <td>土地の造成…土地の形質の変更</td><td> <p>○土地の造成は、原則として行わない。</p> <p>○ただし、遺構の保存・活用を目的として必要となる行為（盛土など）は、国・県と協議しつつ判断する。</p> </td><td>-</td></tr> <tr> <td>木竹伐採</td><td> <p>○史跡指定地内に木竹はない。</p> <p>○今後、樹木の植栽を行った場合には、遺構の保存や樹木の状況を勘案して、国・県と協議しつつ判断する。</p> </td><td>○遺構の保存、景観の保全・形成、安全の確保等を目的とした木竹の伐採は必要に応じて行う。</td></tr> <tr> <td>植樹・植栽</td><td> <p>○新たな植樹は原則認めない。</p> <p>○ただし、史跡の保存・活用において必要とみられるものは、国・県と協議しながら判断する。</p> </td><td>○新たな植樹は原則認めない。</td></tr> <tr> <td>発掘調査等</td><td> <p>○将来的な史跡整備に必要となる発掘調査は、国・県と協議しながら、その必要性や範囲・方法を適切に検討する（寺町庵寺跡）。</p> <p>○土砂の流出入・崩落が生じるなど予期していない状況が生じた場合の復旧時において、遺構保存を目的とした調査を実施する。</p> <p>○上記の現状変更に関わる対象範囲は、遺構保存の観点から必要最小限とする。</p> </td><td></td></tr> <tr> <td>その他</td><td>○前記の事項及び想定している状況以外で現状変更等の必要性が生じた場合には、国・県と協議しながら判断する。</td><td></td></tr> </table>	建築物	<p>○史跡の活用に関わる便益施設（休憩施設）・管理施設（倉庫）などの建築物は、国・県と協議し、整備を判断する。</p>	-	工作物	<p>○史跡の保存・活用に必要なものは、国・県と協議し判断する。</p> <p>○その他、防災・安全に必要なもの以外の工作物は、設置（新設）しない。</p>	-		<p>○適切な維持管理を図りながら、必要に応じて改修・更新を行う。</p> <p>○き損や老朽化、更新に伴う工作物の撤去を必要に応じて行う。</p>	<p>○適切な維持管理を図りながら、必要に応じて改修・更新を行う。</p> <p>○き損や老朽化、更新に伴う工作物の撤去を必要に応じて行う。</p>	土地の造成…土地の形質の変更	<p>○土地の造成は、原則として行わない。</p> <p>○ただし、遺構の保存・活用を目的として必要となる行為（盛土など）は、国・県と協議しつつ判断する。</p>	-	木竹伐採	<p>○史跡指定地内に木竹はない。</p> <p>○今後、樹木の植栽を行った場合には、遺構の保存や樹木の状況を勘案して、国・県と協議しつつ判断する。</p>	○遺構の保存、景観の保全・形成、安全の確保等を目的とした木竹の伐採は必要に応じて行う。	植樹・植栽	<p>○新たな植樹は原則認めない。</p> <p>○ただし、史跡の保存・活用において必要とみられるものは、国・県と協議しながら判断する。</p>	○新たな植樹は原則認めない。	発掘調査等	<p>○将来的な史跡整備に必要となる発掘調査は、国・県と協議しながら、その必要性や範囲・方法を適切に検討する（寺町庵寺跡）。</p> <p>○土砂の流出入・崩落が生じるなど予期していない状況が生じた場合の復旧時において、遺構保存を目的とした調査を実施する。</p> <p>○上記の現状変更に関わる対象範囲は、遺構保存の観点から必要最小限とする。</p>		その他	○前記の事項及び想定している状況以外で現状変更等の必要性が生じた場合には、国・県と協議しながら判断する。	
建築物	<p>○史跡の活用に関わる便益施設（休憩施設）・管理施設（倉庫）などの建築物は、国・県と協議し、整備を判断する。</p>	-																							
工作物	<p>○史跡の保存・活用に必要なものは、国・県と協議し判断する。</p> <p>○その他、防災・安全に必要なもの以外の工作物は、設置（新設）しない。</p>	-																							
	<p>○適切な維持管理を図りながら、必要に応じて改修・更新を行う。</p> <p>○き損や老朽化、更新に伴う工作物の撤去を必要に応じて行う。</p>	<p>○適切な維持管理を図りながら、必要に応じて改修・更新を行う。</p> <p>○き損や老朽化、更新に伴う工作物の撤去を必要に応じて行う。</p>																							
土地の造成…土地の形質の変更	<p>○土地の造成は、原則として行わない。</p> <p>○ただし、遺構の保存・活用を目的として必要となる行為（盛土など）は、国・県と協議しつつ判断する。</p>	-																							
木竹伐採	<p>○史跡指定地内に木竹はない。</p> <p>○今後、樹木の植栽を行った場合には、遺構の保存や樹木の状況を勘案して、国・県と協議しつつ判断する。</p>	○遺構の保存、景観の保全・形成、安全の確保等を目的とした木竹の伐採は必要に応じて行う。																							
植樹・植栽	<p>○新たな植樹は原則認めない。</p> <p>○ただし、史跡の保存・活用において必要とみられるものは、国・県と協議しながら判断する。</p>	○新たな植樹は原則認めない。																							
発掘調査等	<p>○将来的な史跡整備に必要となる発掘調査は、国・県と協議しながら、その必要性や範囲・方法を適切に検討する（寺町庵寺跡）。</p> <p>○土砂の流出入・崩落が生じるなど予期していない状況が生じた場合の復旧時において、遺構保存を目的とした調査を実施する。</p> <p>○上記の現状変更に関わる対象範囲は、遺構保存の観点から必要最小限とする。</p>																								
その他	○前記の事項及び想定している状況以外で現状変更等の必要性が生じた場合には、国・県と協議しながら判断する。																								

**申請者（三次市 又は 三次市教育委員会）**

現状変更等の必要性

＜現状変更等の一般例＞

○園路の整備、○木竹の伐採、○保存施設（標柱等）の整備、○案内板の設置 など



**許可申請書の作成・提出**

＜添付書類＞

- 1) 設計仕様書 2) 設計図 3) 地番及び実測図 4) 写真 5) 承諾書 6) 意見書 7) 資料

↓  
広島県教育委員会へ進達・副申

↓  
文化庁へ進達・副申（審査）

↓  
許可通知が県教委へ

（許可又は条件付き許可、不許可）

↓  
許可通知が三次市教育委員会へ

↓  
現状変更着手（申請者）

↓  
現状変更終了報告書提出  
( 三次市 又は 三次市教育委員会 )

図 7-2 史跡寺町廃寺跡の現状変更等の手続きの流れ



図 7-3 史跡の保存・活用の手法 【参考】

## 2 史跡の保存管理に関する措置・対応

前述の現状変更等に関する事項を含め、保存管理に関する措置・対応は次のような。

### ■現状変更等への対応

現状変更等の取扱方針と取扱基準のもとに、現状変更等に適切かつ円滑に対応する。

### ■日常的・定期的な維持管理や点検への対応

史跡寺町廃寺跡の点検を定期的に行いつつ、史跡指定地及びその周辺の環境を維持保全するため、地域活動団体などとも連携しながら、定期的な草刈りや清掃美化に努める。

### ■非常災害時における保存管理及び復旧への対応

災害などによる史跡指定地の地形や環境の変化、遺構のき損など、緊急の対応を要する事態が生じた場合は、き損などの防止や復旧に迅速に取り組む必要があり、想定される緊急事態と対処方針を事前に検討する。なお、緊急対応を要する場合は、速やかに国・県に報告する。

### ■利用者の安全確保及び防犯対策

利用者が安全・安心して史跡を利用できるよう、注意喚起や緊急時の連絡先の周知、安全な環境（動線など）の確保、整備を含めた安全対策を図る。

遺構や遺物、整備した施設などを防犯の面から守るとともに、ゴミのポイ捨て、不法投棄の防止に努める。

### ■調査研究の実施

これまでの調査の成果や課題を踏まえ、考古学的調査や文献調査などの実施に努める。

表 7-4 非常災害における保存管理への対応

想定される緊急事態		行為の内容
き損防止への緊急的な備え	差し迫った豪雨・台風からの被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構へ影響しない簡易な（応急的な）立ち入り禁止の柵の設置</li> <li>・崩落の恐れのある法面などへのシートなどの設置</li> <li>・土のう袋などの設置による応急的な雨水のルートの確保</li> <li>・恒久的な雨水排水対策工事（文化庁長官の許可が必要）</li> </ul>
	史跡指定地内の顯著な鳥獣被害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構へ影響しない簡易な（応急的な）防護柵などの設置</li> <li>・将来的な整備工事や内容確認調査の際ににおける、遺構の露出部分へのシート又は土のう袋などの設置</li> <li>・恒久的な防護柵の設置（文化庁長官の許可が必要）</li> </ul>
き損一復旧	土砂の流入入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・き損拡大防止のシート、土のう袋の設置など</li> <li>・流出入した箇所の復旧・防災対策工事（文化庁長官の許可が必要）</li> </ul>
	史跡指定地内の法面の崩落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・き損拡大防止のシート、土のう袋の設置など</li> <li>・き損・崩落箇所の復旧・防災対策工事（文化庁長官の許可が必要）</li> </ul>
暴風雨などによる危険物の落下	暴風雨などによる危険物の落下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の撤去</li> <li>・危険木（竹）などの伐採</li> <li>・危険木（竹）などの伐根（文化庁長官の許可が必要）</li> </ul>

表 7-5 寺町廃寺跡の史跡指定地における復旧対応事例

番号	発生年	事例	被害状況	対応
1	平成 11 年 (1999)	法面崩落	史跡指定地東南側の法面一帯が崩落	破損→通報→現場対応→き損届→現状変更→復旧作業→復旧完了→完了報告
2	平成 18 年 (2006)	湧水被害	史跡指定地北側一帯に湧水発生	通報→現場確認→応急処置として遺構面に影響がない範囲で史跡指定地内の溝掘り
3	平成 22 年 (2010)	法面崩落	史跡指定地北部の法面一帯が崩落	破損→通報→き損届→現場対応（土のう袋・シートを設置し崩落進行を防止）→完了報告
4	平成 27 年 (2015)	湧流水の流れ込み	指定地内から指定地外（民地）への湧流水の流れ込み	通報→現場確認→被害状況の聞き取り→対応なし
5	平成 28 年 (2016)	湧流水の流れ込み	指定地内から指定地外（民地）への湧流水の流れ込み	通報→現場確認→被害状況の聞き取り→対応なし
6	令和 3 年 (2021)	湧水被害	史跡指定地西部及び隣接する民地（西側）への湧水被害	通報→現場確認→応急処置として遺構面に影響がない範囲で史跡指定地内の溝掘り

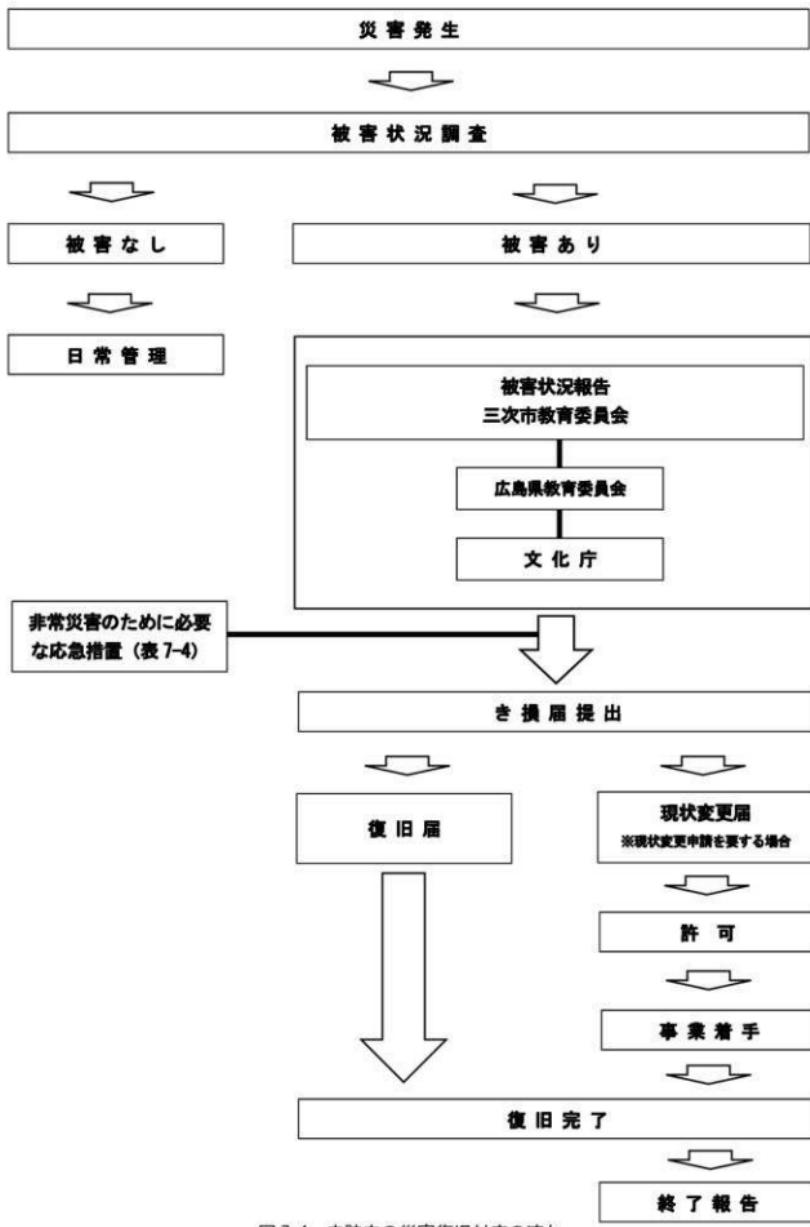


図7-4 史跡内の災害復旧対応の流れ

## 第8章 史跡の活用

### 第1節 活用の方向性

史跡寺町廃寺跡にしか語ることのできない歴史的価値と文化的魅力を活かしながら、市民の古代の歴史に対する理解を深め、郷土愛や地域への愛着の醸成を図るとともに、市民が史跡寺町廃寺跡を体験したり、学んだりできる機会や場の確保・充実に取り組む。

具体的には、学校教育、社会教育において、史跡や関連する歴史文化の活用を進めるとともに、関係機関や学識経験者と連携しつつ、史跡寺町廃寺跡の調査研究に努める。

なお、活用の方向性及び方法の検討については、文化財保護法の基本理念に基づきながら、本市の上位計画及び財政計画並びに社会情勢などにも留意する。

### 第2節 活用の方法

#### ■調査研究の成果の公開・活用

発掘調査や文献調査の成果については、多様な媒体を通じて適切かつ分かりやすく情報公開に努める。発掘調査などの成果については、史跡寺町廃寺跡の価値と魅力を体感することができるような遺構の表現など、史跡の整備にも活用する。⇒「第9章 史跡の整備」を参照

#### ■学校教育への史跡の活用

市内小・中学校において、史跡を学習する機会の確保・充実に努めながら、子どもたちが地域の歴史文化を学び、郷土を愛する心を育てる。

具体的な取組として、出前授業といった取組の充実に努める。

#### ■社会教育における史跡の活用

史跡寺町廃寺跡に関わるテーマを設定しつつ、継続的な講座や講演会の実施に努める。

#### ■まちづくり・地域振興への史跡の活用

史跡寺町廃寺跡を活用した地域活動団体などの取組を支援し、地元住民に愛される史跡を目指す。

#### ■大学等高等教育機関といった研究機関との連携

大学などの高等教育機関・研究機関及び学識経験者と連携し、史跡の調査・研究を持続的に進めるとともに、その成果を学校教育や社会教育への活用に努める。

#### ■史跡の情報発信

市HPをはじめとして、SNS（ソーシャルネットワークサービス）などのICTを、DXの観点を持ちつつ活用し、史跡の情報発信の充実に努める。

また、案内板・説明板、広報やパンフレットなどを含め、多様な媒体を活用した情報の提供・発信に努める。

#### ■関係機関とも連携したガイダンス機能の充実

史跡寺町廃寺跡の情報発信・ガイダンス機能については、広島県立歴史民俗資料館（みよし風土記の丘ミュージアム）など、市内外の関係機関との連携・協力の継続・強化に努める。

また、説明板やパンフレットなどもガイダンス機能を担う要素として、その内容や表現方法などを工夫する。

#### ■AR・VRなどの先端技術を活用した幅広い世代に魅力のある活用

近年注目のAR・VRなどの先端技術の活用も視野に入れつつ、幅広い世代の興味・関心を惹きつける史跡の活用手法を検討する。

#### ■関係する自治体・地域との交流・連携

史跡寺町廃寺跡に関する文化財（寺院跡、瓦）や資料は広域的に存在することから、これら関係する自治体・地域及び資料館などとの交流・連携（資料借用など）に努める。

## 第9章 史跡の整備

### 第1節 整備の方向性

史跡のうち寺町廃寺跡を主として、その価値と特色を市内外の人々、そして多様な世代が体験したり、学んだりできるよう、国・県と連携・調整しながら、その保存と活用につながる整備に努める。

このうち、主として保存のための整備においては、本質的価値を構成する地下遺構に関して、き損防止や修復（復旧）の保存対策を計画的に実施する。

主として活用のための整備においては、国の社会情勢や本市の財政状況と乖離しないことを前提としながら、遺構の表現・情報発信の方法などを検討する。そして、全国的に主流の史跡公園型の整備だけを重視するのではなく、近年の先端技術の発展という社会情勢を鑑みて、効果的な情報発信に向けたＩＣＴの活用や整備又はＡＲ・ＶＲといった先端技術を活用した幅広い世代・人々にとって魅力のある整備に努める。

なお、こうした取組の検討にあたっては、文化財保護法の基本理念に基づきながら、本市の上位計画及び財政計画並びに社会情勢などにも留意する。

### 第2節 整備の方法

#### 1 寺町廃寺跡（史跡指定地）の保存に関わる整備

##### ■遺構を保存するための整備

整備においては、地上及び地下遺構の確実な保存を前提として、必要に応じて遺構を養生する盛土や表土の流出入防止を講じる。

##### ■史跡指定地内に流れ込む雨水排水対策

遺構の保存対策の観点から、史跡内に流れ込む雨水の排水対策に努める。

##### ■法面の整備（防災・安全、修景）

法面の段差が大きいなど、土砂の流出入や崩落の危険性がある部分は、安全対策を講じる。併せて、必要に応じて遺構の保存や景観に留意して対応する。

##### ■史跡のき損への対応（復旧）

史跡の点検などを通じて実際にき損が確認できた場合には、国・県と連携して復旧に努める。

#### 2 寺町廃寺跡（史跡指定地）の活用に関わる整備

##### ■整備基本計画の策定と具体化への対応

史跡の整備のための委員会を開催し、公開・活用のための整備に加え、保存のための整備、管理・運営を含めた整備基本計画を策定する。

本計画及び整備基本計画に基づき、設計などの必要な措置（事業）を行い、史跡の整備の具体化に努める。

##### ■遺構表現の検討

寺町廃寺跡では、寺院を構成する各建物跡（金堂・塔・講堂）について、いわゆる「基壇」と呼ばれる建物の土台部分を確認している。

この基壇について、整備後の維持管理や安全対策を考慮しながら、遺構表現の手段・方法を検討する。

### ■眺望・景観を活かした整備

寺町廃寺跡の史跡指定地北側の平坦地からは、史跡指定地の全体を中心に、周辺の山並みや田園風景を一望できる。史跡整備にあたっては、こうした眺望・景観の活用に努める。

### ■幅広い世代の興味・関心を引き寄せる整備手法

寺町廃寺跡は中枢伽藍の遺存状態が良好であり、広島県立歴史博物館では復元模型が製作されている。

今後、建築史学の観点から再検討が必要であるが、近年注目のAR・VRといった先端技術の活用を考慮しつつ、特色のある整備を検討する。

### ■説明板などの整備

来訪者が理解しやすく、視覚的にもイメージしやすい説明板など（必要に応じて名称表示板も検討）の製作・設置に努める。

説明板などを遺構の近くに配置する場合には、高さを低くするなど形状（平面型）や表示を工夫し、史跡との調和に努める。

### ■来訪者にとって安全で居心地のよい環境の確保

来訪者が安全・安心に見学できる動線を確認しつつ、来訪者にとって居心地のよい環境整備に努める。

安全面に関しては、緊急時の連絡先を検討するとともに、利用面における安全対策（例：注意札、転落防止柵（手すり）、傾斜への滑りにくいフタ掛けなど）に努める。

## 3 史跡寺町廃寺跡を活用するための条件整備

### ■大当瓦窯跡（史跡指定地）の継続的な維持管理

寺町廃寺跡に瓦を供給した大当瓦窯跡について、継続的な環境整備に取り組み、現況の維持管理に努める。

### ■寺町廃寺跡へのアクセス

史跡指定地の整備の進捗状況及び関連する法制度（農地法など）を勘案しつつ、寺町廃寺跡へのアクセスの手段・方法の分析に努める。

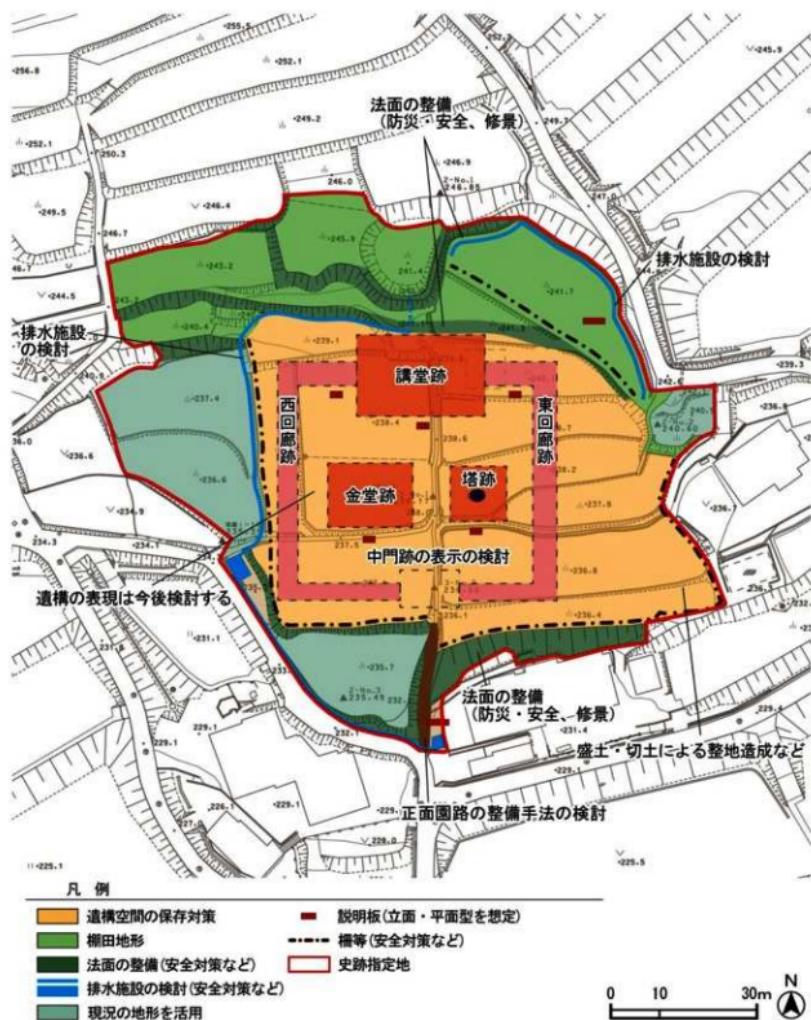


図 9-1 寺町廃寺跡整備イメージ案

## 第10章 運営・体制の整備

### 第1節 運営・体制の整備の方向性

史跡寺町廃寺跡の適切な保存と活用のため、市教委が中心となりながら、必要に応じて国や県といった関係機関と協力する。さらに市民や地域住民に向けて、史跡寺町廃寺跡の情報発信や啓発に取り組むことで理解と協力を促し、地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制づくりに努める。

### 第2節 運営・体制の整備の方法

#### 【史跡の保存・活用に向けた関係者及び地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制づくり】

##### ■史跡の管理体制の確保

市教委が核となり、関連部局との連携のもとに、国・県などの関係機関との協力を図りつつ、史跡の管理に取り組む。

特に近年の豪雨災害の状況を鑑みて、災害発生後の被害の有無を速やかに点検し、復旧に対応する仕組み・体制づくりに努める。

##### ■担当職員のスキルアップ

市教委において、文化財保護を担当する職員のスキルアップに努める。

##### ■府内の理解と協力の促進

史跡の保存・活用について、必要に応じて府内の理解と協力の促進に努める。

##### ■情報の発信・共有化と地元との関係づくり（地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制づくり）

地元住民をはじめ市民、更には市域外の人々に対し、史跡への関心や理解を高めてもらうため、関係する情報の提供・発信に努める。

保存管理（維持管理）に関して、情報の共有化を図りつつ、地元住民からの理解と協力を得て、ともに史跡を見守る体制づくりに努める。

さらに、本史跡の保存・活用に関して、広島県立歴史民俗資料館（みよし風土記の丘ミュージアム）やその他関係施設との協力・連携に取り組むとともに、市域外へも関係する情報の発信を行いつつ、本史跡の保存・活用に関わる協力・支援の輪の確保・拡大に努める。

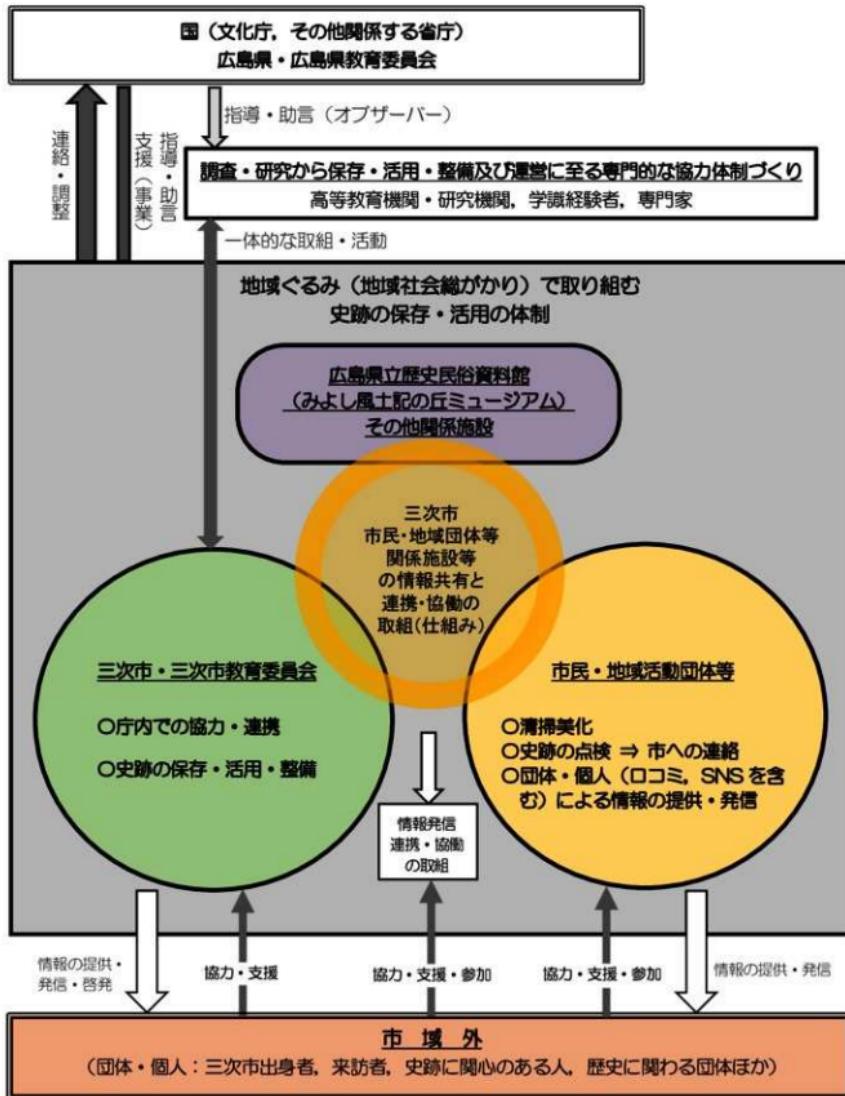


図 10-1 史跡寺町廃寺跡の保存・活用に関する運営・体制

## 第11章 施策の実施計画の策定・実施

### 第1節 施策の実施計画の策定

第7章（史跡の保存管理）～第10章（運営・体制の整備）に定めた方向性・方法を具体化するため、実施すべき施策の項目を整理し、実施を目指す期間を示す。

なお、計画期間は、第1章第3節において、令和6年度（2024）～令和15年度（2033）の10箇年としている。このうち最初の5箇年を前期として、史跡利用の環境整備を主たる目標としつつ、これに連動するこれまでの取組を継続させながら史跡の保存と活用に努める。残りの5箇年は後期として、前期の取組の成果及び課題を確認し、優先順位を見極めながら取組を進める。

本計画で示した期間以降は、その時点での取組の実施状況や課題を踏まえるとともに、持続可能性・実現性を勘案し、必要に応じて事業計画の見直しに努める。

### 第2節 施策・事業の実施への留意事項

施策・事業の実施にあたっては、次の事項に留意し対応する必要がある。

#### ■社会情勢を見据えた施策・事業の実施

史跡の保存・活用に向けた取組、とりわけ寺町廃寺跡の整備を計画的に進めるため、国・県の協力を得て、必要な財源の確保を図りつつ、事業費の調整・確保に努める。

#### ■計画（施策・事業）の進行管理

計画（施策・事業）を進めるためには、その進行管理に努める必要がある。

このため、定期的な経過観察や事業の中間点、終了時点において、施策・事業の達成状況、効果、課題の把握・評価を行い、当該計画・事業の改善・見直し・反映に努める。

なお、検証・見直しには、P D C Aの考え方を取り入れ、計画・事業の推進や適切な見直しに努める。

表 11-1 施策の実施計画の総括表：計画期間 10 箇年（2024～2033 年度）

(1/2)

区分・施策		前期：5 箇年 (2024～2028 年度)	後期：5 箇年 (2029～2033 年度)
史跡の保存管理	現状変更等への対応	既存の取組の継続 情報共有・体制の確保	
	日常的・定期的な維持管理や点検への対応	既存の取組の継続	
	非常災害時における保存管理及び復旧への対応	既存の取組の継続	
	利用者の安全確保及び防犯対策	既存の取組の継続	
	調査研究の実施	文献調査 整備のための発掘調査の検討	
史跡の活用	調査研究の成果の公開・活用	既存の取組の継続	
	学校教育への史跡の活用	既存の取組の継続	
	社会教育における史跡の活用	既存の取組の継続	
	まちづくり・地域振興への史跡の活用	検討・準備	検討・準備、完了後に着手
	大学等高等教育機関といった研究機関との連携	既存の取組の継続	
	史跡の情報発信	検討・準備	検討・準備、完了後に着手
	関係機関とも連携したガイダンス機能の充実	検討・準備	検討・準備、完了後に着手
	AR・VRなどの先端技術を活用した幅広い世代に魅力のある活用	検討・準備	検討・準備、完了後に着手
	関係する自治体・地域との交流・連携		検討・準備、完了後に着手
史跡の整備 <small>寺社仏閣等史跡・史跡指定地の保存に関する整備</small>	遺構を保存するための整備	※整備基本計画の策定と具体化への対応 検討・準備、完了後に着手	積み残した取組(整備)がある場合の対応
	史跡指定地内に流れ込む雨水排水対策	検討・準備、完了後に着手	積み残した取組(整備)がある場合の対応
	法面の整備（防災・安全、修景）	検討・準備、完了後に着手	積み残した取組(整備)がある場合の対応
	史跡のき損への対応（復旧）	既存の取組の継続	(状況に応じて対応)

※黒の実線：実施（既存の取組の継続・拡充）

青の実線：実施内容を検討➡準備完了後に着手又は体制の確保

黒の破線：実施内容を検討・準備又は積み残した取組・課題がある場合の対応

表 11-1 施策の実施計画の総括表：計画期間 10 箇年（2024～2033 年度）

(2/2)

区分・施策		前期：5 箇年 (2024～2028 年度)	後期：5 箇年 (2029～2033 年度)
史跡の整備  寺町庵寺跡（史跡指定地）の活用に 関わる整備	整備基本計画の策定と具体化への対応	整備基本計画の策定 設計などへの対応⇒整備につなぐ	※整備基本計画に基づき、 下記の活用に関わる整備、及び保存に 関わる整備の具体化を目指す
	遺構表現の検討	検討・準備、完了後に着手	----- 積み残した取組（整備）がある場合の対応
	眺望・景観を活かした整備	検討・準備、完了後に着手	----- 積み残した取組（整備）がある場合の対応
	幅広い世代の興味・関心を引き寄せる整備手法	検討・準備、完了後に着手	----- 積み残した取組（整備）がある場合の対応
	説明板などの整備	検討・準備、完了後に着手	----- 積み残した取組（整備）がある場合の対応
	来訪者にとって安全で居心地のよい環境の確保	検討・準備、完了後に着手	----- 積み残した取組（整備）がある場合の対応
	大当瓦窯跡（史跡指定地）の継続的な維持管理	既存の取組の継続	
	寺町庵寺跡へのアクセス		----- 検討・準備一次期計画につ なぐ
運営・体制の整備	史跡の管理体制の確保	既存の取組の継続	
	担当職員のスキルアップ	既存の取組の継続	
	庁内の理解と協力の促進	検討・準備	----- 検討・準備、完了後に着手
	情報の発信・共有化と地元との関係づくり（地域ぐるみ（地域社会つながり）の体制づくり）	既存の取組の継続・拡充 (情報の発信)	

## 第12章 経過観察

### 第1節 経過観察の方向性

施策・事業の経過観察を市教委が担い、現況の把握・分析に努める。

また、市民・地域活動団体が主体となった取組（活動）は、市教委が必要に応じて取組内容や成果の聞き取りに努める。

こうした経過観察の結果（評価）は、P D C Aサイクルの考え方に基づき、計画の実施、修正・改善の基礎的資料・判断材料としていく。

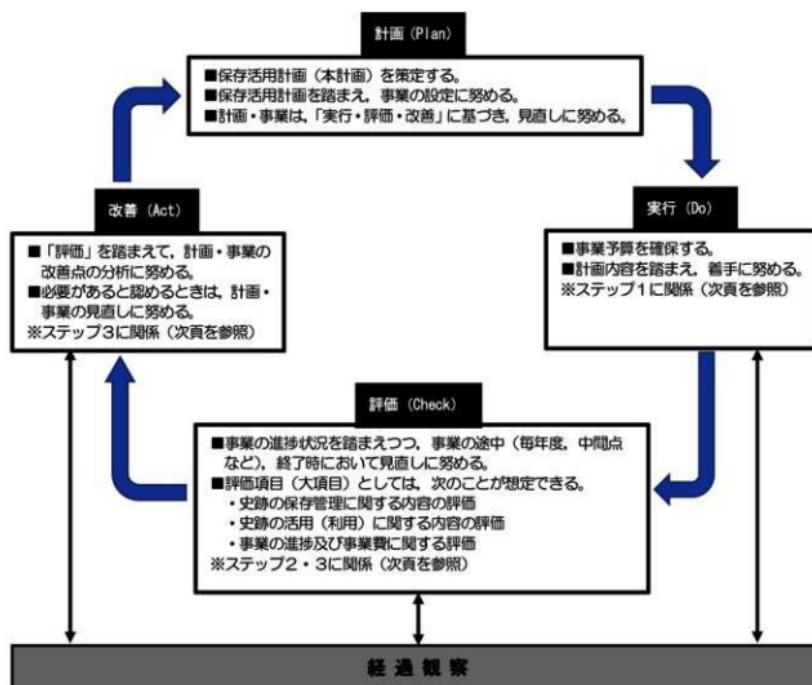


図12-1 計画策定に関わるP D C Aサイクルの考え方と経過観察

## 第2節 経過観察の方法

### 1 経過観察の基本的な内容と手順

経過観察は、次の3段階で取り組む。

- ステップ1：現状把握（施策・事業の実現状況の確認）
- ステップ2：実施した施策・事業の妥当性・効果の確認及び評価
- ステップ3：基本理念への寄与と課題の把握

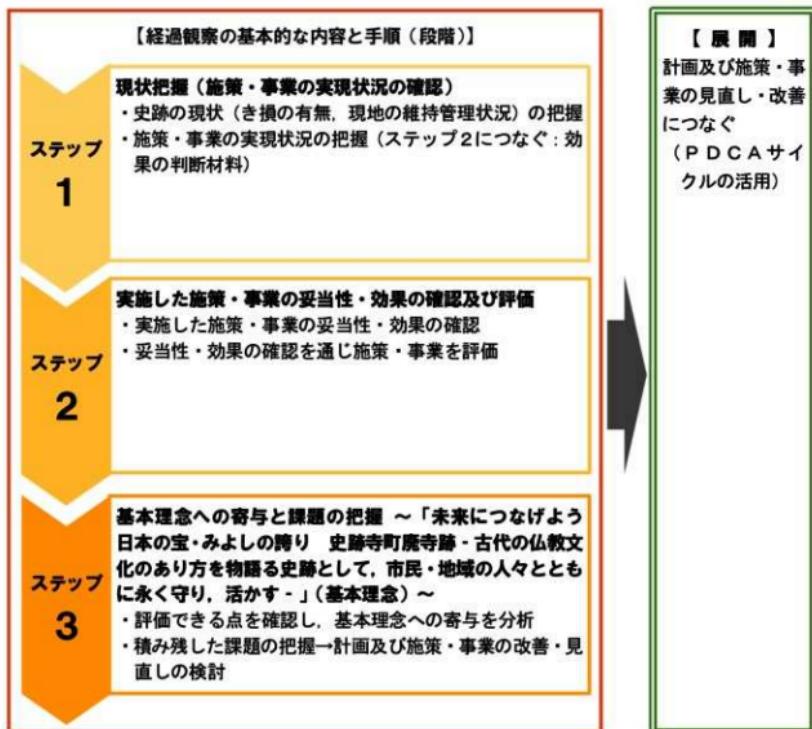


図 12-2 経過観察の基本的な内容と手順（段階）及び展開

## 2 経過観察の整理

### (1) 現状把握（施策・事業の実現状況の確認）：ステップ1

現状を把握するための基本的な点検項目は、次のとおりである。

表 12-1 経過観察に関わる点検項目

項目	実施例	確認日： 年 月 日			
		未実施	計画中	実施済	備考
保存管理に 関すること	保存活用計画に基づいたものか。 史跡の本質的価値が損なわれていないか。 現状変更の取扱基準に基づく保護が図られているか。 日常的な維持管理は実施されているか。 遺構・遺物は適切に保存管理されているか。 災害対策に努めているか。				
	保存活用計画に基づいたものか。 学校教育や社会教育との連携に努めているか。 史跡情報の積極的な発信に努めているか。 関係機関からの協力が得られているか。				
	保存活用計画に基づいたものか。 遺構等に影響がない整備手法の検討に努めているか。 史跡の活用を意識した整備手法の検討に努めているか。 先端技術などを活かした特色のある整備手法の検討に努めているか。				
	文化庁・県教委との協力が図られているか。 必要に応じて府内関係部署との協力が図られているか。 地域住民の理解と協力が得られているか。				
	保存活用計画の見直しに努めているか。				

※点検期間：第11章で示した時期区分（前期：5箇年、後期：5箇年）に基づく。

※参考資料：「マネジメント支援報告書」

## (2) 実施した施策・事業の妥当性・効果の確認及び評価：ステップ2

実施した施策・事業の取組状況を次に示す判断事項（主な視点）を参考に、外部評価（委員会での意見把握、アンケート調査など）の観点を考慮しつつ、妥当性・効果の確認及び評価に努める。

### ■主な視点① … 保存に関わる施策・事業の妥当性・効果

- 史跡の本質的価値の保存、遺構・遺物の保存管理は適切か。
- 日常的な維持管理により、史跡の環境・景観が適切に保たれているか。

### ■主な視点② … 活用に関わる施策・事業の妥当性・効果

- 学校教育、社会教育といった学びの場で効果を発揮しているか。
- 情報の提供・発信の方法や内容は適切であるか、効果を発揮しているか。

### ■主な視点③ … 整備に関わる施策・事業の妥当性・効果

- 寺町廃寺跡の保存・活用に関わる整備は、適正に進められているか（整備完了前）。
- 寺町廃寺跡の保存・活用に関わる整備は、効果を発揮しているか（整備完了後）。

### ■主な視点④ … 運営・体制の整備に関わる施策・事業の妥当性・効果

- 史跡の保存・活用に関して、地域住民の理解・協力が得られ、維持管理等の連携した取組につながっているか。
- 史跡の保存・活用に関して、府内連携はどのような効果を発揮しているか。

## (3) 基本理念への寄与と課題の把握：ステップ3

実施した施策・事業は、基本理念「**未来につなげよう 日本の宝・みよしの誇り 史跡寺町廃寺跡-古代の仏教文化のあり方を物語る史跡として、市民・地域の人々とともに永く守り、活かす-**」にどの程度寄与できたかを、ステップ2と同様に外部評価の観点を考慮しつつ、検討する。

また、課題がある場合は、必要に応じて本計画の見直しに努める。

